

パブリック・コメント用

調布市障害者総合計画

(素案)

調布市障害者計画 (令和6(2024)年度～令和11(2029)年度)
第7期調布市障害福祉計画 (令和6(2024)年度～令和8(2026)年度)
第3期調布市障害児福祉計画 (令和6(2024)年度～令和8(2026)年度)

表紙裏

はじめに
(略)

内容

| | |
|-------------------------------|-----|
| 第1章 計画策定の趣旨 | 1 |
| 1 計画策定の背景 | 1 |
| 2 計画の性格 | 4 |
| 3 計画の策定体制 | 6 |
| 第2章 調布市の福祉の共通事項 | 8 |
| 1 福祉3計画に共通する背景 | 8 |
| 2 将来像と基本理念 | 11 |
| 3 福祉圏域 | 12 |
| 第3章 施策の展開 －事業計画－ | 13 |
| I 障害のある方と家族への切れ目のない支援 | 15 |
| A 生涯にわたる支援 | 15 |
| (A-1) 相談支援 | 15 |
| (A-2) 健康づくり・医療的な支援 | 24 |
| (A-3) 権利の擁護 | 28 |
| (A-4) 障害福祉サービスによる生活支援 | 32 |
| (A-5) 医療的ケアが必要な方への支援 | 38 |
| (A-6) 経済的な支援 | 42 |
| (A-7) 住まいの支援 | 45 |
| B ライフステージに応じた支援 | 49 |
| (B-1) 発達相談と療育・子育ての支援 | 49 |
| (B-2) 教育における支援 | 58 |
| (B-3) 放課後等の活動の支援 | 64 |
| (B-4) 働くこと・日中活動の支援 | 69 |
| (B-5) スポーツ・文化芸術・余暇活動の支援 | 76 |
| (B-6) 高齢期の支援 | 82 |
| II 安心して住み続けられる地域の環境づくり | 85 |
| C 障害福祉サービスの基盤の充実 | 85 |
| (C-1) 福祉人材の育成・確保 | 85 |
| (C-2) 事業者の支援 | 87 |
| D 地域の環境づくり | 90 |
| (D-1) 移動の支援 | 90 |
| (D-2) バリアフリーのまちづくり | 94 |
| (D-3) 情報提供 | 98 |
| (D-4) 障害理解と交流 | 102 |
| (D-5) 地域ネットワークづくり | 105 |
| (D-6) 災害時の支援 | 109 |
| (D-7) 当事者の参画 | 114 |

| | |
|---|-----|
| 第4章 障害福祉サービス等の見込み量・成果目標（第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画） | 117 |
| 1 障害福祉サービス等の見込み量 | 117 |
| (1) 訪問系サービス | 118 |
| (2) 日中活動系サービス | 122 |
| (3) 居住系サービス | 128 |
| (4) 相談支援 | 132 |
| (5) 児童通所サービス | 135 |
| 2 地域生活支援事業の見込み量 | 140 |
| (1) 必須事業 | 141 |
| (2) 任意事業 | 150 |
| 3 成果目標 | 152 |
| (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行 | 153 |
| (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 | 155 |
| (3) 地域生活支援の充実 | 159 |
| (4) 福祉施設から一般就労への移行等 | 161 |
| (5) 障害児支援の提供体制の整備等 | 165 |
| (6) 相談支援体制の充実・強化等 | 170 |
| (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 | 172 |
| 第5章 計画の推進 | 174 |
| <資料> | 177 |
| 資料1 障害福祉関連基本データ | 178 |
| 資料2 計画の検討体制及び経過 | 182 |
| 資料3 計画に係る根拠法令（抄） | 191 |

第Ⅰ章 計画策定の趣旨

I 計画策定の背景

(1) 調布市における障害者支援の計画的取組

調布市では、「利用者本位」「当事者の視点の重視」を基調に、この調布で、障害のある方が「その人らしい自立した生活の充実」を展開していくよう、障害のある方の地域生活支援に、総合的・計画的に取り組んできました。

- 「はーとふるぶらんちゅうふ」 (平成13年度～平成17年度)
- 「調布市障害者計画」 (平成18年度～平成23年度)
- 「第1期調布市障害福祉計画」 (平成18年度～平成20年度)
- 「第2期調布市障害福祉計画」 (平成21年度～平成23年度)
- 「調布市障害者総合計画」 (平成24年度～平成29年度)
(調布市障害者計画・第3期調布市障害福祉計画)
- 「調布市障害者総合計画」一部改定 (平成27年度～平成29年度)
(第4期調布市障害福祉計画)
- 「調布市障害者総合計画」 (平成30年度～令和5年度)
(調布市障害者計画・第5期調布市障害福祉計画・第1期調布市障害児福祉計画)
- 「調布市障害者総合計画」一部改定 (令和3年度～令和5年度)
(第6期調布市障害福祉計画・第2期調布市障害児福祉計画)

平成30年3月に策定し、令和3年3月に一部改定を行った「調布市障害者総合計画」(平成30年度～令和5年度)は、令和6年3月で計画期間が終了となります。

(2) 「共生社会」の充実へ向けて

国は、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」(以下「障害者権利条約」といいます。)を批准しました。

この条約は、平成18年に国連で採択され、全ての障害者の人権及び基本的自由の享有の確保と、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的としており、日本は140番目の締約国となります。

調布市においても、「障害者権利条約」の理念を受け、令和3年(2021年)に開催された東京2020大会を契機として、「パラハートちゅうふ～つなげよう、ひろげよう、共に生き

るまち～」のキャッチフレーズをかけ、「共生社会」^{※1}の充実へ向けて、様々な取組を推進しています。

(3) 障害者福祉制度改革の動向

他方で、現行計画期間においても、国や東京都において障害者福祉に関する新たな法律や条例が成立し、自治体においても新たな取組が求められています。

| | |
|--------------|---|
| 平成 30 年 6 月 | 「障害者文化芸術推進法」 ^{※2} の施行 |
| 平成 30 年 10 月 | 「東京都障害者差別解消条例」 ^{※3} の施行 |
| 令和 元年 6 月 | 「読書バリアフリー法」 ^{※4} の施行 「障害者雇用促進法」 ^{※5} の一部改正 |
| 令和 2 年 6 月 | 「社会福祉法」等の一部改正（重層的支援体制整備事業 ^{※6} の創設など） 「バリアフリー法」 ^{※7} の一部改正 |
| 令和 3 年 5 月 | 「障害者差別解消法」 ^{※8} の一部改正（令和 6 年 4 月施行） (事業者による合理的配慮 ^{※9} の義務化など) |
| 令和 3 年 9 月 | 「医療的ケア児支援法」 ^{※10} の施行 |
| 令和 4 年 5 月 | 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」 ^{※11} 施行 |
| 令和 4 年 9 月 | 「東京都手話言語条例」の施行 |
| 令和 4 年 12 月 | 「障害者総合支援法」 ^{※12} 「児童福祉法」 「障害者雇用促進法」 「精神保健福祉法」 ^{※13} 「難病法」 ^{※14} 等の一部改正（令和 6 年 4 月施行ほか） |

※1 「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」として障害者基本法第1条（目的）に規定されています。

※2 正式名称：障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

※3 正式名称：東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例

※4 正式名称：視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

※5 正式名称：障害者の雇用の促進等に関する法律

※6 介護保険、障害、子ども・子育て、生活困窮者自立支援の各事業を一体的に実施し、「地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業」として社会福祉法に規定されています。

※7 正式名称：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

※8 正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

※9 障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することが求められるものです。重すぎる負担があるときでも、障害のある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切です。（内閣府リーフレット「「合理的配慮」を知っていますか？」より）

※10 正式名称：医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

※11 正式名称：障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律

※12 正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

※13 正式名称：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

※14 正式名称：難病の患者に対する医療等に関する法律

(4) 新型コロナウイルス感染症の影響

令和2年1月に国内で初めての新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染者が確認されて以降、感染拡大の影響により、地域生活はもとより、障害者福祉の現場も大きな影響を受けました。

国による緊急事態宣言の発出等の中にあっても、障害のある人とその家族の生活を支えるうえで、障害福祉に関する各種サービスは必要不可欠であり、学校の臨時休校に伴う放課後等デイサービス事業所の対応、通所施設における分散通所や在宅支援、活動プログラムの変更など、感染拡大防止に向けて様々な工夫を重ねながらサービス提供の継続への努力が続けられてきました。その一方で、感染拡大に伴うサービス利用の縮小・中止や、余暇活動、家族のレスパイト等の機会の減少など、障害児・者本人やその家族の日常生活には大きな負担となりました。

令和5年5月8日からは、新型コロナウイルス感染症は「感染症法」^{※15}上の位置づけが5類感染症とされました。現在も生活への影響が一部では継続しています。

調布市においても、障害特性等を踏まえた情報提供の配慮、相談支援や、事業者への支援策の展開に取り組んでいます。

(5) 計画策定へ向けて

調布市では、これらに対応しながら、地域の実情や社会の変化等も踏まえつつ、市民の誰もが「この調布で暮らして良かった」と実感できる地域づくりをめざしています。

※15 正式名称：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

2 計画の性格

(1) 計画の位置づけ

市町村にて定める障害者福祉に関する計画は、以下の3つの計画があります。
これまでの「調布市障害者総合計画」は、この3計画を一体化して策定しています。

| | |
|---------|--|
| 障害者計画 | 【根拠法】障害者基本法第11条第3項 市の障害者施策全般に関する基本的な計画 (計画期間：6年) |
| 障害福祉計画 | 【根拠法】障害者総合支援法第88条第1項 市の障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画(計画期間：3年) |
| 障害児福祉計画 | 【根拠法】児童福祉法第33条の20第1項 市の障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画(計画期間：3年) |

この「調布市障害者総合計画」についても、これらの計画を一体として策定します。

(2) 計画の期間

「障害者計画」部分については、令和6年度から令和11年度までの6年間、「第7期障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」部分については、令和6年度から令和8年度までの3年間^{※16}とします。

| 年度 | H30 (2018) | R元 (2019) | R2 (2020) | R3 (2021) | R4 (2022) | R5 (2023) | R6 (2024) | R7 (2025) | R8 (2026) | R9 (2027) | R10 (2028) | R11 (2029) |
|---------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|
| 障害者計画 | 障害者計画 | | | | | | 障害者計画 | | | | | |
| 障害福祉計画 | 第5期障害福祉計画 | | | 第6期障害福祉計画 | | | 第7期障害福祉計画 | | | | | |
| 障害児福祉計画 | 第1期障害児福祉計画 | | | 第2期障害児福祉計画 | | | 第3期障害児福祉計画 | | | | | |

令和8年度末には、「調布市障害者総合計画」の一部改定として、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」部分の改定を行うこととなります。

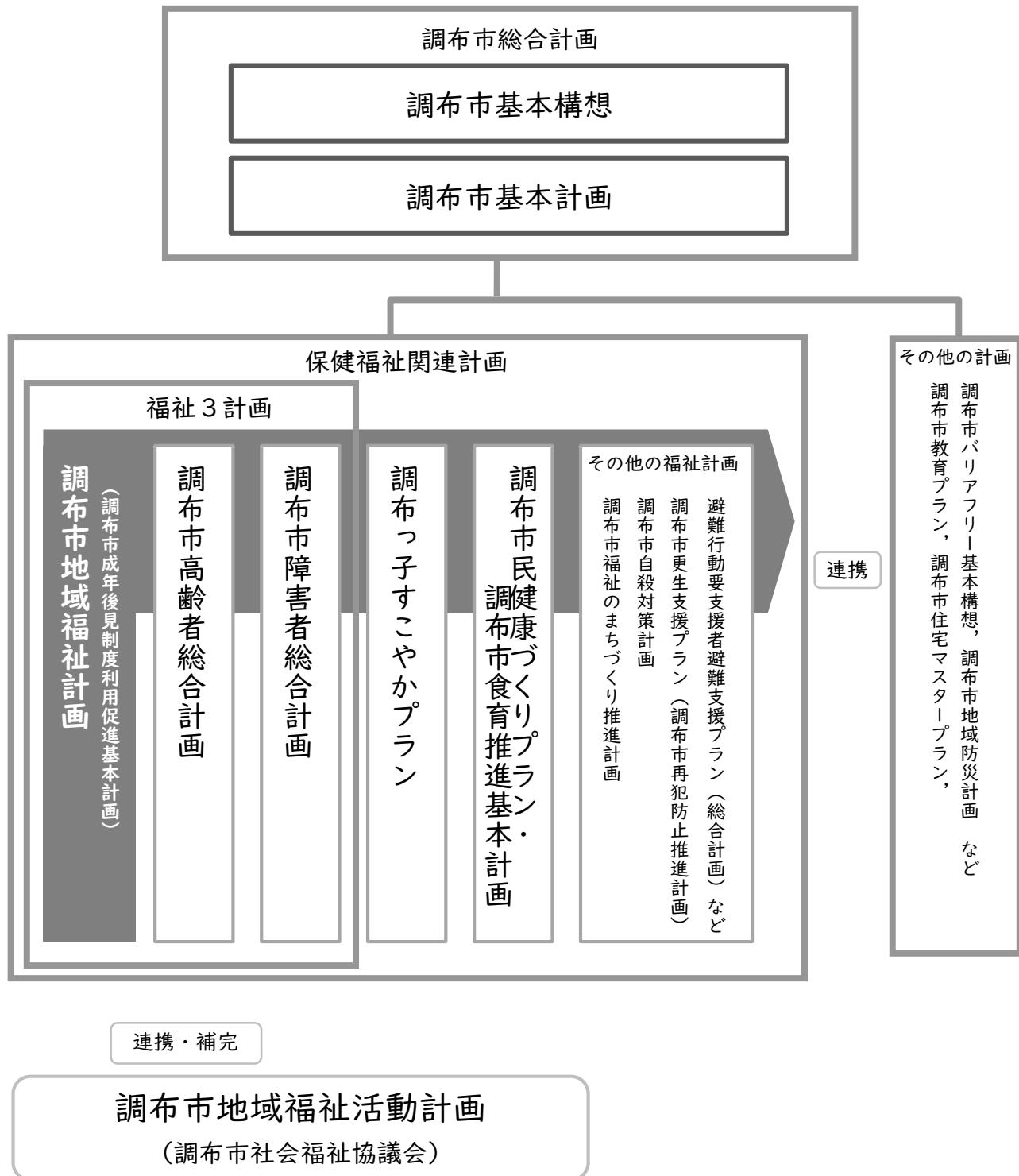
※16 「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」については、国が示す基本指針（平成18年厚生労働省告示第395号「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」）のもと、全国の都道府県及び区市町村で計画期間を統一して定めることとなっています。

(3) 他の計画との関係

次期「調布市障害者総合計画」は、以下の計画と整合性を図りながら検討を進めます。

- 調布市基本計画
- 市の他の保健福祉関連計画及びその他計画
- 東京都障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

■ 調布市の他の計画との関係イメージ図



3 計画の策定体制

本計画の策定に当たり、当事者や家族、関係機関の意見を反映し、より地域で生活する障害のある方の実態、ニーズに即した内容とするため、学識経験者、障害福祉サービス事業者、当事者、市民公募委員等で構成される「調布市障害者総合計画策定委員会」を令和4年度より設置し、2か年かけて計画の検討を行いました。

計画策定に当たっては、以下に掲げる調査等も実施しました。調査内容について計画策定委員会で検討を行い、また、調査結果に基づいて課題の整理を行いました。

(1) 調布市障害者総合計画策定庁内連絡会の設置

調布市障害者総合計画策定委員会とは別途に、市の関係部署からなる「調布市障害者総合計画策定庁内連絡会」を設置し、委員会での検討内容を補佐するとともに、市の関連計画との整合性の確保を図りました。

また、現行計画に記載されている各事業について、庁内各課で進捗状況の点検・評価を行い、結果を取りまとめました。

(2) 調布市民福祉ニーズ調査の実施（令和4年度 詳細：巻末資料187ページ）

調布市では、国や調布市の動向を踏まえ、アンケート調査、住民懇談会等により市民の生活実態や地域の福祉に対する意識や意見、ニーズを把握し、次期の「調布市地域福祉計画」、「調布市高齢者総合計画」、「調布市障害者総合計画」を改定する際の基礎資料とすることを目的とし、3年ごとに「調布市民福祉ニーズ調査」を実施しています。

令和4年度における調査の実施に当たり、「調布市障害者総合計画策定委員会」においても、調査票の内容検討及び結果の報告・分析を行いました。

調査結果の詳細については、本計画とは別途令和5年3月に「令和4年度調布市民福祉ニーズ調査報告書」を作成しています。

(3) 関係機関ヒアリング等の実施（令和4年度 詳細：巻末資料188ページ）

前述のニーズ調査に加え、障害のある方が地域生活において関わる様々な機関や企業等の立場から感じている課題、ニーズを把握するために、計画策定委員会で実施先や内容を検討し、関係機関8か所へのヒアリング調査等を実施しました。

関係機関へ直接聞き取りを行う「ヒアリング調査」に加え、既存の市の協議体等を活用して課題抽出等を行いました。

(4) 調布市障害者地域自立支援協議会からの意見具申（詳細：巻末資料 189 ページ）

調布市障害者総合計画策定委員会とは別途に、「調布市障害者地域自立支援協議会」から、本計画についての意見具申を受けました。「調布市障害者地域自立支援協議会」は、調布市が設置し、障害のある人が暮らしやすい地域づくりを目指し、地域における障害者への支援体制に関する課題について情報を共有し、実情に応じた支援体制の整備について継続的に協議を行っています。

(5) 調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会からの意見具申

（詳細：巻末資料 189 ページ）

平成 17 年度から調布市において設置し、精神障害や発達障害のある人が暮らしやすい地域づくりのため、支援機関が相互理解を深め、連携の強化を図っている「調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会」から、本計画策定にあたり、地域課題について意見具申を受けました。

同連絡会は、平成 30 年度から精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するための協議の場としての機能を追加しています。

(6) 中間報告書の作成

上記（1）から（5）における調査等の結果等をもとに、令和 4 年度は「地域生活におけるニーズ、課題の抽出」を検討テーマとして計画策定委員会での議論を進め、障害のある方の地域生活における課題の整理を行い、令和 5 年 3 月に「中間報告書」を作成しました。

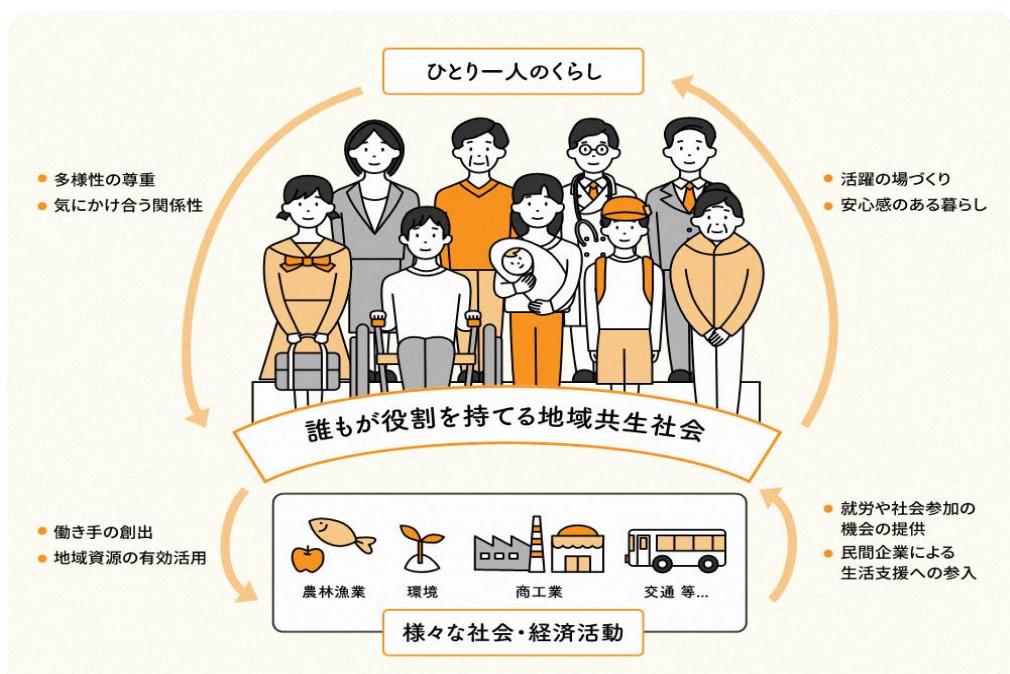
第2章 調布市の福祉の共通事項

I 福祉3計画に共通する背景

(1) 地域共生社会

国は、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月閣議決定）で示された新しいビジョンである「地域共生社会」の実現に向けて様々な取組を展開しています。調布市においても、こうした国の取組を踏まえて、福祉3計画相互の分野横断的な連携により、各計画を推進する必要があります。

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会を指しています。



資料：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

(2) パラハートちようふ

市は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック大会の開催を契機として、共生社会の重要性をさまざまな分野にわたる取組を展開していくに当たり、市のキャッチフレーズとして「パラハートちようふ つなげよう、ひろげよう、共に生きるまち」を定めました。国の「地域共生社会」の目指すところと「パラハートちようふ」の理念は共通しています。そのため、福祉 3 計画の推進においても、「パラハートちようふ」の理念に基づいて取組を展開していきます。

パラハートちようふ

つなげよう、ひろげよう、共に生きるまち

市では、「パラハートちようふ」のキャッチフレーズのもと、さまざまな障害に対する理解を深め、一人ひとりが寄り添う心を持ち、手を取り合って暮らせる共生社会の実現に取り組んでいます。

(3) 新たな総合福祉センターの整備について

市は、総合福祉センターの施設の経年変化や機能の改善等の課題を踏まえて、現在、京王多摩川駅周辺地区への移転に向けた取組を進めています。

新たな総合福祉センターの施設整備に当たっては、調布市地域福祉計画・調布市高齢者総合計画・調布市障害者総合計画の「福祉 3 計画」及び調布市福祉のまちづくり推進計画との整合を図りながら、各計画の将来像や基本理念の具現化を目指すとともに、基本理念に掲げた「地域共生社会を充実するための総合的な福祉の拠点」となるよう、取組を進めます。

(4) SDGs

SDGs（エスディージーズ 持続可能な開発目標）とは、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットにおいて、日本を含む全 193 か国の合意により採択された国際社会全体の共通目標です。「誰一人取り残さない」ことを目指し、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの間に達成すべき 17 のゴール（目標）が定めされました。



我が国では、平成28（2016）年12月にSDGs実施指針が策定されました。自治体においても、各種計画、戦略の策定等に当たってSDGsの要素を最大限反映することを奨励するとともに、関係団体等との連携強化などにより、SDGsの達成に向けた取組を推進していくことが求められています。

市は、市民をはじめ多様な主体と連携・協働しながら、SDGsの目標達成につなげるまちづくりを進めています。福祉3計画においても、調布市基本計画で定めたSDGsの目標を念頭に取り組んでいきます。

■福祉3計画で推進するSDGsの17の目標

| 計画 | SDGs目標（ゴール） | | | | |
|--------------------------------------|--|---|--|---|--|
| 調布市地域福祉計画 |  1 貧困をなくそう 人間図 |  3 すべての人に健康と福祉を 心拍線 |  9 産業と技術革新の基盤をつくろう 積み木 |  10 人や国の不平等をなくそう 矢印 |  11 住み続けられるまちづくりを 建物図 |
| 調布市高齢者総合計画 (老人福祉計画、介護保険事業計画) |  13 気候変動に具体的な対策を 地球図 |  17 パートナーシップで目標を達成しよう 花輪 |  1 貧困をなくそう 人間図 |  3 すべての人に健康と福祉を 心拍線 |  4 質の高い教育をみんなに 本 |
| 調布市障害者総合計画 (障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画) |  11 住み続けられるまちづくりを 建物図 |  13 気候変動に具体的な対策を 地球図 |  17 パートナーシップで目標を達成しよう 花輪 |  1 貧困をなくそう 人間図 |  3 すべての人に健康と福祉を 心拍線 |
| |  10 人や国の不平等をなくそう 矢印 |  11 住み続けられるまちづくりを 建物図 |  13 気候変動に具体的な対策を 地球図 |  16 平和と公正をすべての人に 鳩 |  9 産業と技術革新の基盤をつくろう 積み木 |
| |  17 パートナーシップで目標を達成しよう 花輪 | | | | |

資料：「調布市基本計画（分野別計画）に位置付けた30施策とSDGsの17の目標との関係」より作成

2 将来像と基本理念

令和6年度からの福祉3計画においては、以下のとおり、共通の将来像と基本理念を定めました。

(1) 将来像

みんなで支え合う、誰一人取り残されない、ともに生きるまち

(2) 基本理念

(理念1) 誰もが自分らしく暮らし続けることができる地域社会

誰もが住み慣れた地域や自らが選んだ場所で、自分らしく、いきいきと、安心して、必要な支援を受けながら自立して暮らし続けることができる地域社会を目指します。

そのために、必要なサービスや支援が行き届く体制づくりと、主体的な活動や自己決定による暮らし、社会参加を促進する環境づくりを進めます。

(理念2) 互いに認め合い、尊重し合い、ともに生きる地域社会

年齢、障害の有無、性別、人種その他の違いにかかわらず、多様性を認め合い、互いを尊重し合いながら、ともに生きる地域社会を目指します。

そのために、一人ひとりの能力・個性・意欲等が發揮・尊重され、誰一人社会から孤立することのない地域づくりに取り組みます。

(理念3) 世代や属性を超えてつながり、住民全体で支え合う地域社会

一人ひとりが世代や属性を超えてつながり、互助・共助の担い手となって、住民主体の支え合いによる地域社会を目指します。

そのために、地域住民、地域組織、ボランティア、事業者などの多様な主体、関係機関、行政が連携・協働しながら、地域全体で支え合う仕組みづくりを進めます。

(理念4) 多様なニーズに応じた切れ目のない包括的な支援体制

複雑化・複合化する多様なニーズを把握し、受け止め、切れ目のない支援を一体的・包括的に行う重層的な支援体制の充実を目指します。

そのために、福祉分野のみならず他分野とも連携し、多機関協働による包括的な支援や多世代・多分野の交流、多様な担い手が専門性や強みをいかす取組を進めます。

3 福祉圏域

(1) 福祉圏域の地域区分

福祉圏域は、福祉、教育、地域コミュニティ等の共通基盤である小学校区を基礎とし、それらの複数で構成される8つの圏域（中学校区規模）です。

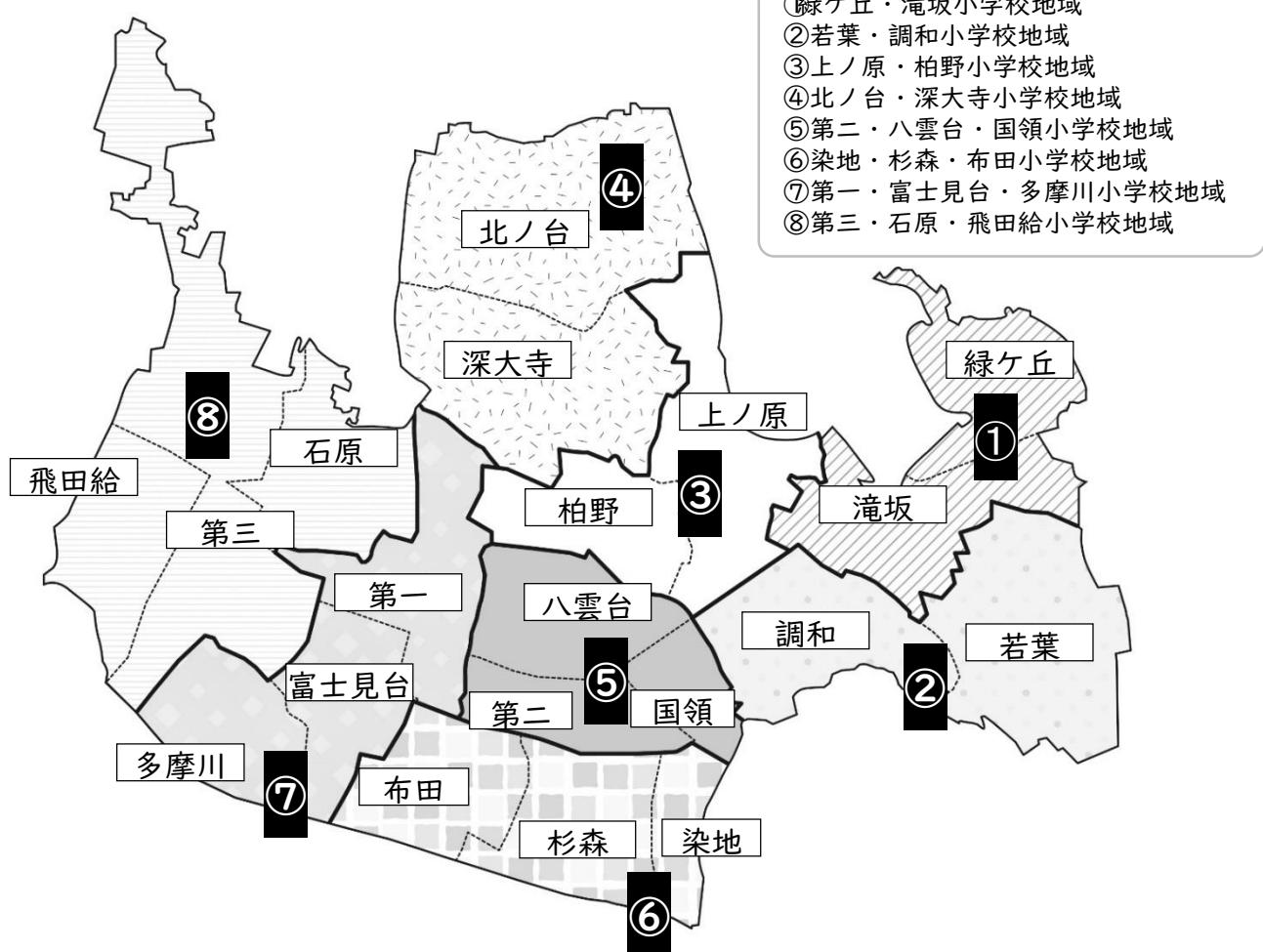
多問題を有する個人や家庭が抱える福祉課題に対応するため、専門機関等の担当エリアの整合や地域での顔の見える関係づくりを行うことで、より重層的な支援による解決を図る必要性があること等を踏まえ、福祉3計画の圏域の整理・統一化を図り、共通の福祉圏域としています。

統一した8つの福祉圏域には、多機関協働の中心的な役割を担う地域福祉コーディネーターと、主に高齢者支援を担う地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）を各1名ずつ配置しました。また、地域包括支援センターの区域を福祉圏域と整合を図りました。障害者福祉の分野は市内全域を1圏域としていますが、障害福祉課や各相談機関において福祉圏域と整合した相談員を配置しています。

福祉圏域を基本に体制整備を進めることで、分野横断的な連携がより円滑になり、複合的な福祉課題に迅速かつ効果的な支援ができるようになりました。今後も引き続き、8つの福祉圏域を基本とする福祉3計画の連携強化を図っていきます。

■福祉圏域の地域区分

下記 □ 内の記載は小学校区の名称です。



第3章 施策の展開 －事業計画－

「福祉3計画」の基本理念を踏まえ、「調布市障害者総合計画」では、以下の2つの視点から施策体系を構築し、各分野における取組の方向性と具体的な事業計画を記載します。

I 障害のある方と家族への切れ目のない地域生活の支援

本人だけでなく家庭・家族全体の地域生活を支える視点に立ち、様々な分野と連携しながら、生涯にわたるどのライフステージにおいても、切れ目なく支えるための施策を展開します。

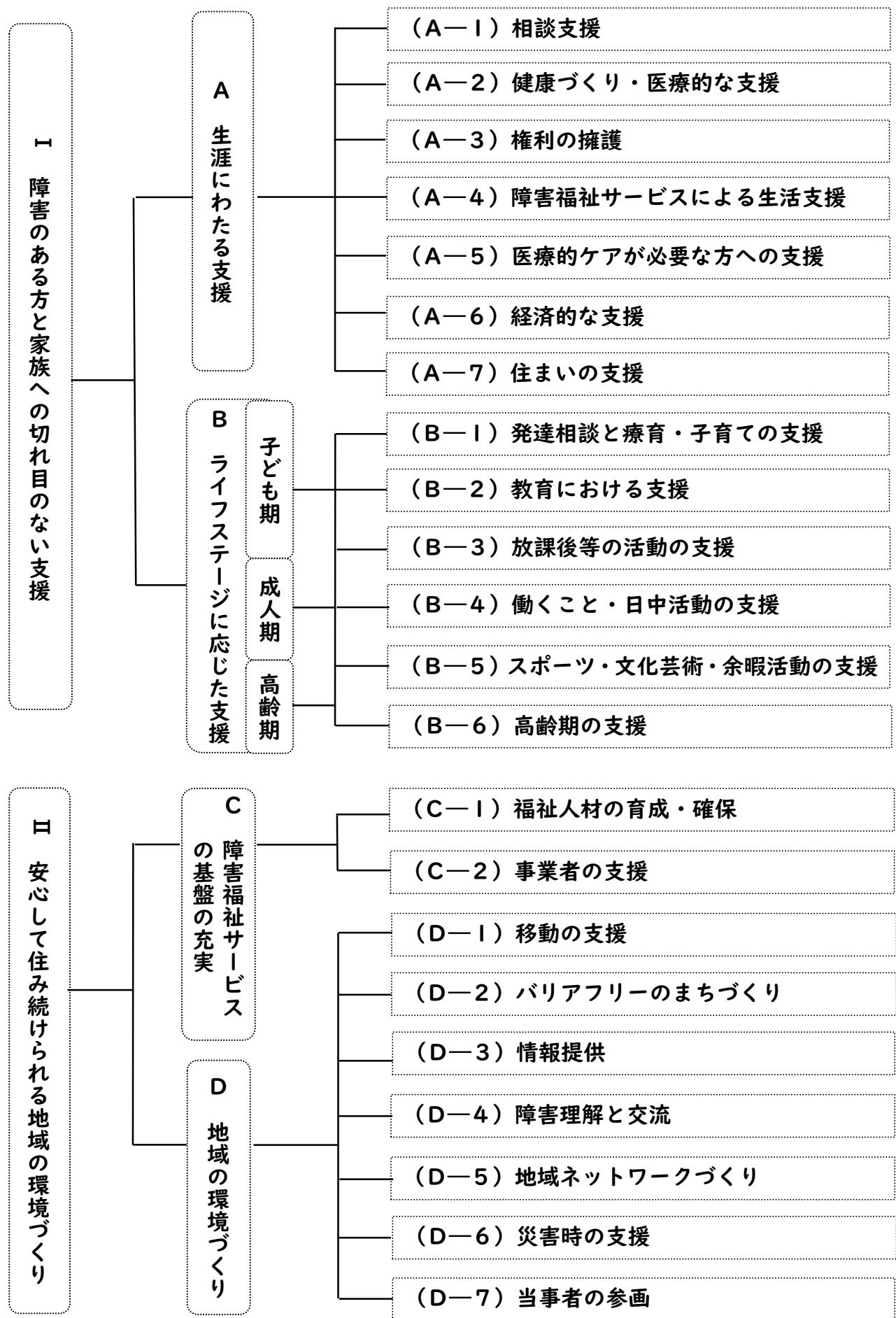
本人のニーズと自己決定、個別性を重視し、障害や疾病があっても、地域でその人らしい自立した生活を送り続けることができるよう、一人ひとりに福祉、医療、教育、雇用など日常生活及び社会生活のあらゆる分野で適切なサービスや支援が行き届く体制づくりを進めます。

II 安心して住み続けられる地域の環境づくり

「障害」とは、社会によってもたらされるものであるという障害の「社会モデル」の視点に立ち、誰もが安心して住み続けられる地域社会をつくるために、地域の環境に働きかけ、変えていくための施策を展開します。

「必要かつ合理的な配慮」があらゆる場面において提供されることで、障害者の基本的人権や社会への参加が保障され、障害によって差別や排除を受けることのない、全ての市民が暮らしやすい「共生社会」の充実を目指します。そのために、様々な福祉サービスの基盤の充実とともに、物理的（ハード）、精神的（ソフト）の両面からの「社会的障壁」の除去による地域の環境づくりを進めます。

■次期計画における施策体系



I 障害のある方と家族への切れ目のない支援

A 生涯にわたる支援

(A-1) 相談支援

障害のある方と家族からの様々な相談に応じ、他分野の機関とも連携しながら必要な支援、サービス等へつなげます。

前計画期間の振り返り

- 平成30年度から基幹相談支援センター（障害福祉課）に医療的ケアコーディネーター（看護職）及び相談支援コーディネーター（相談支援専門員）を配置し、医療的ケアの必要な方や市内の相談支援事業所で相談支援を担っていくことが難しいケースの対応に取り組んでいます。
- こころの健康支援センターの相談事業では、30代以下の相談者が全体の半数程度と増加傾向にあります。10代の相談者数も増加しており、子ども・若者支援を行う関係機関と連携しながら対応しています。
- 平成31年4月から「地域生活支援拠点」の「面的な体制」による運用を開始し、相談支援事業所を中心として連絡会を設置、開催し、機能の充実へ向けた課題抽出を行い、障害者地域自立支援協議会に報告しています。
- 精神障害者家族等シェルター事業運営費補助について、補助対象団体と協議のうえ、令和3年度よりアパート借上による運営から、民間宿泊施設等を活用した助成方式に変更しました。
- 地域福祉コーディネーター事業として、令和元年度には市内8つの福祉圏域全てに地域福祉コーディネーターを配置しました。また、地域共生社会の充実に向けて、地域福祉コーディネーターを中心として、包括的な支援体制の構築を推進しました。（福祉総務課）
- 複合的な生活課題を抱える世帯に適切に対応していくため、高齢、障害、健康、児童、教育など各分野の庁内所管部署、社会福祉協議会や保健所等の関係機関で構成される「相談支援包括化推進会議」を平成30年10月より設置しました。
また、令和5年度には、重層的支援体制整備事業に移行し、重層的支援会議等と一緒に開催し、具体的な支援プランに関する検討や、支援に必要な関係機関との情報共有を図りました。（福祉総務課）

- 調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会は、平成30年3月に、会の設置目的として「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進」を追加し、令和4年度からは抽出した地域課題をもとに3つのグループを作り、協議しています。
- 毎年度、市内福祉事業所で働く職員の専門性向上と職員同士のネットワーク形成を目指し「ちょうふ福祉実践フォーラム」を開催しています。令和2年度、令和3年度においては、コロナ禍の影響によりオンラインデマンド配信による開催に変更し、実践からの学び合いの機会を確保するとともに、参加者数の維持を図りました。

今後の課題

◆ 障害特性に応じた専門相談の充実

一人ひとりの特性やニーズに応じた、どのライフステージにも対応した切れ目のない支援の実現のため、その基礎となる基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の充実が今後も必要です。

発達障害、高次脳機能障害、重症心身障害、医療的ケアが必要な方などの相談件数も増えており、様々な障害特性に対応できる相談員の人材・体制の質的、量的な充実が今後も必要です。

◆ 包括的・重層的な相談支援体制の整備

高齢福祉、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援など分野別の支援体制のみでは、複雑化、複合化する当事者や家族の抱える課題や狭間のニーズへの対応は困難です。また、令和6年4月の精神保健福祉法の改正により、市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象になることから、分野を超えた連携体制、情報交換などの取組を進め、包括的な支援体制を構築していくことが必要です。

◆ 家族・家庭への支援

「8050問題」、「ヤングケアラー」、「きょうだい」などの言葉を始め、障害のある当事者の家族、家庭も大きな負担を抱えており、さらにコロナ禍により介護者、家族の孤立化、休息（レスパイト）機会の減少も懸念されています。

障害のある当事者だけでなく、その家族一人ひとりもそれぞれが望む生活を送れるよう、家族、家庭にも目を向けて支援を展開していくことが必要です。福祉につながっていない人にも支援が届く体制、相談しやすい窓口づくりが求められています。

<障害特性に応じた専門相談の充実>

- 基幹相談支援センター（障害福祉課），市内3か所の相談支援事業所，こころの健康支援センター，子ども発達センターを中心とした相談支援体制を維持，継続しながら，一人ひとりの多様なニーズや障害特性に対応できるよう，発達障害，高次脳機能障害，重症心身障害，医療的ケアが必要な方などの専門相談の充実を含め各相談機関のスキルアップを図ります。
- 相談窓口の市民全体への更なる周知に努め，どこにどのように相談したらよいかがわかりやすい，ひらけた相談窓口を目指します。まだ相談窓口につながっていない人にも支援を届けることができる，市民が利用しやすい環境づくりを進めます。
- 「サービス等利用計画」を作成する相談支援専門員の量的充実を図るとともに，市内相談支援事業所により構成する「サービスのあり方検討会」により，相談支援の質の向上に努めます。

<包括的・重層的な相談支援体制の整備>

- 令和5年度に移行した重層的支援体制整備事業の下，高齢福祉，障害福祉，児童福祉，生活困窮者支援などといった分野別の支援体制では対応が困難な地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため，引き続き，組織横断的な連携の下，「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施します。
- 精神保健福祉法の改正により，精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象になりますが，支援者が精神保健のニーズに気付けるよう，包括的・重層的な相談支援体制の中で取り組みます。

<家族・家庭，生活全体を支える支援>

- 障害のある本人だけでなく，きょうだい児・者や介護者（高齢の親，ヤングケアラー等）への支援を含め，家族・家庭全体が抱えるニーズを的確に把握し，受け止め，関係機関と連携しながら支える体制づくりを進めます。
- 障害のある人も，結婚・出産・子育て・親の介護などのライフステージや，友人・交友関係などの生活全体において，一人ひとりが生涯にわたって充実した日常生活，社会生活を送ることができるよう支援の展開を図ります。

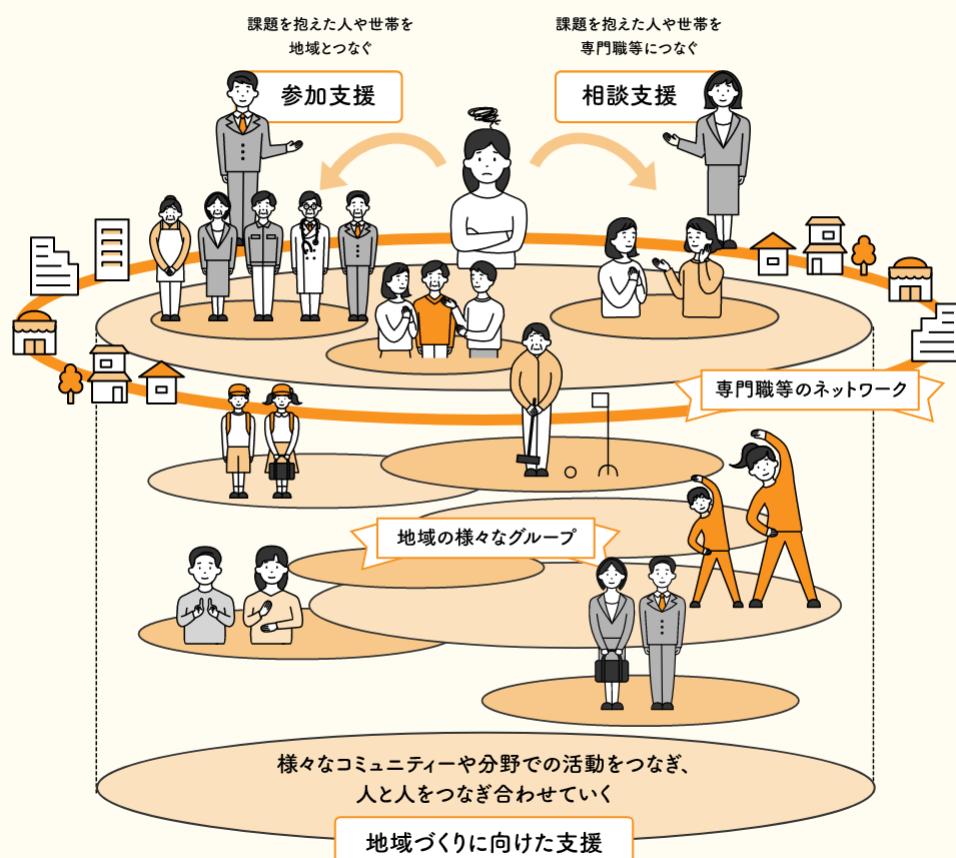
重層的支援体制整備事業（補足）

国は、令和3年4月に施行された社会福祉法の改正により、地域共生社会の実現に向けて、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する新たな事業として、重層的支援体制整備事業を創設しました。

市は、高齢福祉、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援等の分野別の支援体制では対応が困難な、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズへの対応を充実するため、既存の相談支援の取組等を踏まえて、令和5年度に重層的支援体制整備事業を開始しました。

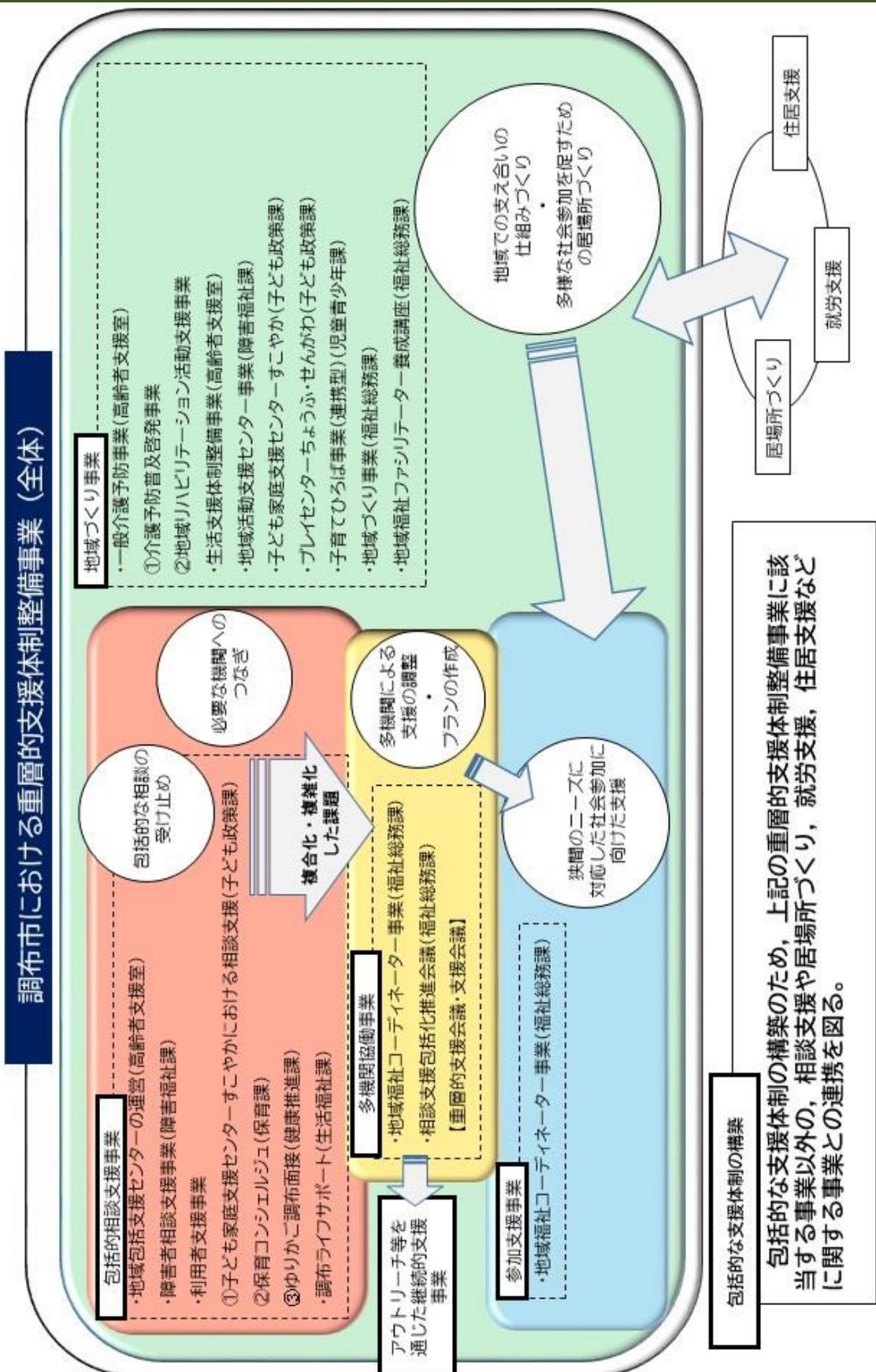
今後も組織横断的な連携により、包括的な支援体制の構築に向けた取組を推進します。

市町村全体がチームになり、3つの支援を一体的に実現する



資料：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

■重層的支援体制整備事業のイメージ図



【主要事業】

| | | |
|-----------|---|-------|
| No.A-I-01 | 基幹相談支援センター | 障害福祉課 |
| 事業概要 | 地域における市内の相談支援事業所の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを障害福祉課内に設置し、総合的な相談業務を実施します。 | |
| 今後の方向性 | 市内相談支援事業所に対してスーパーバイズを行い専門性や支援体制の強化を図ります。また、市内の特定相談支援事業所において対応が困難な事例や重複障害の事例の対応を関係機関と連携を取りながら行います。 | |

| | | |
|-----------|---|-------|
| No.A-I-02 | 障害者相談支援事業 | 障害福祉課 |
| 事業概要 | <p>障害福祉課と市内3か所の相談支援事業所等がともに連携し、障害者及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を提供とともに、障害者に対する権利擁護のために必要な支援を行うことにより、自立と社会参加の促進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者地域活動支援センタードルチェ（身体障害） ○ 障害者地域生活・就労支援センターちゅうふだぞう（知的障害） ○ 地域生活支援センター希望ヶ丘（精神障害） | |
| 今後の方向性 | <p>今後も関係機関の連携を強め、相談支援専門の技量の向上を目指し、自己決定、エンパワメントの視点を重視し、その人らしい自立にむけた支援を行っていきます。</p> <p>また、サービス等利用計画作成対象者の拡大に対応するための体制を整備し、一人ひとりのニーズに対応した支援をします。</p> | |

| | | |
|-----------|---|-------|
| No.A-I-03 | こころの健康支援センターの運営（相談事業） | 障害福祉課 |
| 事業概要 | 精神障害者及びその家族の中心的な相談機関として、生活相談とあわせて就労支援、通過型の訓練事業等を行うことで、精神障害者の社会復帰の促進を図ります。 | |
| 今後の方向性 | <p>関係機関との連携を図り、精神障害者及びその家族の相談支援を行い、精神障害者の自立と社会復帰を推進します。利用者の状況に応じて子ども・若者を対象とした相談窓口との連携を図りつつ、中学卒業後や、高校生等の相談にも対応できる体制を構築します。</p> <p>また、新規相談に素早く対応できる体制を構築し、相談の待ち時間解消に努めます。</p> | |

| | | |
|-----------|--|-------|
| No.A-I-04 | 発達障害者支援体制整備推進事業 | 障害福祉課 |
| 事業概要 | 発達障害者が地域で自立した生活を営むことができるよう、社会生活への適応のために必要な訓練や生活支援、就労準備支援、家族等に対する相談及び助言その他の支援を実施するため、発達障害者に対する相談支援を提供する拠点をこころの健康支援センターに整備し、発達障害者に対する支援を推進します。 | |
| 今後の方向性 | こころの健康支援センターを拠点として、発達障害のある方の生活相談や社会参加に関する相談に応じるとともに、普及啓発や地域のネットワーク構築を図ります。また、新規相談に素早く対応できる体制を構築し、相談の待ち時間解消に努めます。 | |

| | | |
|-----------|---|-------|
| No.A-I-05 | 高次脳機能障害者相談支援事業 | 障害福祉課 |
| 事業概要 | 障害者地域活動支援センター「ドルチェ」へ事業を委託し、高次脳機能障害者（児）及びその家族等に対する相談支援を実施します。医療機関、就労支援センターその他関係機関との連携を図り、高次脳機能障害者（児）への支援を促進します。 関連する研修会を周知し、関係職員の知識の普及を促進します。 | |
| 今後の方向性 | '高次脳機能障害'についての理解を促進するため、市民向けの講演会やサポーター養成講座等の啓発活動を継続して実施します。 研修会等の周知も継続し、関係職員の知識と能力向上を図ります。 | |

| | | |
|-----------|---|-------|
| No.A-I-06 | 身体障害者・知的障害者相談員 | 障害福祉課 |
| 事業概要 | 市に登録された障害当事者及びその家族が、地域における身近な相談員として、心身障害者の様々な相談に応じ問題の解決や地域活動への参加などを支援します。○身体障害者相談員 5人 ○ 知的障害者相談員 4人 | |
| 今後の方向性 | 今後も障害者福祉のしおりやホームページを通して市民に周知を図ります。登録した相談員には連絡会や研修会を通して資質の向上を図ります。 | |

| | | |
|-----------|--|-------|
| No.A-I-07 | 【新規】重層的支援体制整備事業 | 障害福祉課 |
| 事業概要 | 高齢福祉、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などといった分野別の支援体制では対応が困難な地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施します。 | |
| 今後の方向性 | '相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施し、多機関協働による包括的な支援体制の構築を図ります。 また、重層的支援会議と支援会議の機能を付加した相談支援包括化推進会議を通じて、多機関・多分野にわたる支援機関のネットワークの構築や具体的な支援プランに関する検討、支援に必要な関係機関との情報共有を図ります。 | |

| | | |
|-----------|--|-------|
| No.A-1-08 | 地域福祉コーディネーター事業 | 福祉総務課 |
| 事業概要 | 制度の狭間で苦しんでいる方や既存の公的な福祉サービスだけでは十分な対応ができない方などに対し、地域福祉を育むことにより、地域の生活課題の解決に向けた取組を行います。また、主な役割として、地域の生活課題やニーズを発見し、受け止め、地域組織や関係機関と協力しながら、地域における支え合いの仕組みづくりや地域での生活を支えるネットワークづくりを行います。 | |
| 今後の方向性 | 複雑化・複合化した支援ニーズに対応する多機関協働による相談支援等の充実等を図るとともに、地域課題に対する住民の主体的な取組等を支援し、地域における支え合いの仕組みづくりを推進します。 | |

| | | |
|-----------|---|-------|
| No.A-1-09 | 生活困窮者自立支援事業 | 生活福祉課 |
| 事業概要 | <p>就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に生活に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなる恐れのある方を早期に発見し、個々の状況に応じた就労支援等を継続的、包括的に提供することで、生活の立て直しを図り、早期の自立を促進することを目的としています。</p> <p>ワンストップ型の相談窓口（自立相談支援機関）を設置し、様々な相談支援や関係機関との連絡調整等を行うことにより、生活困窮者の自立を支援します。</p> | |
| 今後の方向性 | 引き続き、生活困窮者の自立に向けて支援を行っていきます。 | |

| | | |
|-----------|---|-------|
| No.A-1-10 | 調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会 | 障害福祉課 |
| 事業概要 | こころの健康支援センターを事務局として、市内の精神保健福祉に関する医療機関、事業所等による連絡会を実施しています。情報交換及び、相互理解を深めることで連携強化を図っています。 | |
| 今後の方向性 | 精神障害者が地域で安定し、自立した生活を送るため、各関係機関が課題解決に向けた取組を行うとともに、情報交換及び連携することで、支援につなげていきます。 | |

| | | |
|-----------|--|--------|
| No.A-1-11 | 調布市子ども・若者総合支援事業（ここあ） | 児童青少年課 |
| 事業概要 | 社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者への支援を行うため、相談・居場所・学習支援をとおして、進学や自立に向けた支援を行います。 | |
| 今後の方向性 | 利用者の状況に応じて関係機関との連携を図りつつ、困難を抱える子ども・若者への支援を推進します。 | |

【その他関連事業】

| 事業名 | 事業概要 |
|--|--|
| <No.A-I-12> 地域で支える体制づくりモデル事業（あんしんネット） (障害福祉課) | 知的障害者及び発達障害者を地域で支えていく体制づくりを目的としています。地域への障害理解や相談機関の普及啓発、アウトリーチ支援、地域のネットワーク体制の整備、また、緊急相談窓口を設置し、知的障害者、発達障害者の緊急時に必要に応じてショートステイやヘルパー派遣などを行います。 |
| <No.A-I-13> 精神障害者家族等シェルタ一事業運営費補助 (障害福祉課) | 調布精神障害者家族会との協働により、家族等の一時的な避難・休息場所を確保し、相談その他の必要な支援などの応急的な支援活動を行う事業への補助を実施し、精神障害者及び家族等の社会復帰や自立の促進を図ります。 |
| <No.A-I-14> 民生委員・児童委員事業 (福祉総務課) | 民生委員・児童委員として厚生労働大臣から委嘱を受け、地域の人々の生活状況を把握し、必要な人々に必要な援助を行うこと、地域の人々の生活の向上や地域福祉の向上を目指して関係行政機関と協力して様々な社会福祉活動を行うことを役割としています。 市には調布市民生児童委員協議会が組織化され、上記のような活動をするため、委員相互の連携や民生委員・児童委員として必要な勉強会など、自己研鑽を行っています。 |
| <No.A-I-15> 総合福祉センター相談事業 (福祉総務課) | 対面又は電話による福祉全般に関する各種相談や問い合わせに応じ、傾聴、情報提供及び各関係機関への連絡・紹介を行います。 |
| <No.A-I-16> 相談事業（市民相談） (市民相談課) | 家庭相談、心の相談の専門相談を実施し、市民の日常生活上の悩みや問題の解決のサポートを行っています。 |
| <No.A-I-17> 福祉人材育成拠点の整備（ネットワーク構築） (障害福祉課) | 市が運営費補助を行う調布市福祉人材育成センターにおいて、障害福祉サービス事業所、関係機関等による情報交換や勉強会等の開催を通じて、事業所間・職員間のネットワーク構築と連携強化を図ります。 |

(A-2) 健康づくり・医療的な支援

障害のある方の健康維持や生活習慣病等の疾病の予防とともに、地域において適切な医療を受けられる体制を整備します。

前計画期間の振り返り

- 各種健診・検診について、感染対策を図りながら集団健診・検診は予約制で実施し、個別健診・検診は各医療機関で実施しました。（健康推進課）
- こころの健康支援センターでは、疾患理解や障害者雇用等をテーマとした講演会やセミナーを開催し、参加者は年々増加しています。新型コロナウイルス感染拡大の影響により、講演会等で可能なものはオンラインによる開催に変更しましたが、一部オンラインが難しいものは中止となりました。
- 障害者配食サービス事業は、コロナ禍による外出制限もあり、令和2年度は配食需要が高まりました。お弁当を届けるだけでなく、安否確認も行っているので、障害者の見守りにもつながっています。
- 障害者歯科診療は感染対策を図りながら診療を継続しました。夜間・休日救急体制では新型コロナ感染拡大防止対策として、年末年始の休日夜間急患診療及び小児科休日診療を保健センター1階で実施し、令和5年度から小児科休日診療を保健センター1階で開始しました。（健康推進課）
- ちようふ在宅医療相談室との連携として、令和2年度にちようふ在宅医療ガイドブックを改定しました。ちようふ在宅ネット（MCS）により、新型コロナ関連情報や研修会を実施しました。また、市民啓発部会でACP（アドバンス・ケア・プランニング）養成講座のマニュアルを、職種連携・情報共有部会で入退院時連携の手引きを作成中です。（高齢者支援室）

今後の課題

◆ 生涯を通じた健康づくりの支援

生涯を通じて健康を維持していくためには、疾病にかかり治療が必要になってからではなく、普段の日常生活からかかりつけ医、かかりつけ歯科医を持ち、医療について相談しやすい環境や、検診・健診等を通じて予防・健康維持につなげていくことができる体制を、ライフステージを通じて構築していくことが必要です。

◆ 医療を受けやすい体制づくり

障害特性に応じた専門診療だけでなく、地域生活においては内科、歯科など多様な医療ニーズがありますが、障害児・者にとってはアクセスが限られている現状があります。

そのために、福祉と医療の連携を進め、地域の医療機関における障害児・者の受入れの障壁となっているものを取り除き、障害児・者が受診できる医療機関の充実に向け、環境を整えていくことが必要です。

取組の方向性

<生涯を通じた健康づくりの支援>

- 子ども期から高齢期まで生涯を通じた健康づくりを支援します。地域においてかかりつけ医、かかりつけ歯科医を持ち、疾病の予防や早期発見・早期治療のため、各種健康講座の実施や健康診断などにおける障害者の利用促進などを通じて、障害のある方の健康増進を図ります。
- 食事、入浴など健康な在宅生活の継続に必要なサービスの充実を図ります。
- 精神保健に関する普及啓発や自殺対策の推進を通じて、市民全体のこころの健康の維持・向上、疾病の早期発見や適切な対応につなげます。

<医療を受けやすい体制づくり>

- 障害者地域自立支援協議会のワーキング（専門部会）において、医療と福祉の相互理解の促進のため、双方にとって必要な検討を進め、障害児・者が安心して医療機関を受診できる環境づくりに取り組みます。
- 障害者相談支援事業所、相談支援専門員を中心とした各種相談機関と地域の医療機関、訪問看護ステーションなどとの連携充実に努めます。

【主要事業】

| | | |
|-----------|---|-------|
| No.A-2-01 | 地域健康相談の推進・健康教育の推進 | 健康推進課 |
| 事業概要 | 疾病予防や健康づくりの促進のため、各専門職による健康の情報発信や、団体や地域からの要望に応じた講座、健康相談を行います。 | |
| 今後の方向性 | 健康情報について、講座形式だけでなく、SNS等を利用する等市民に届きやすい発信方法を検討していきます。また地域からの要請にさらに寄り添いつつ、情勢に応じた情報も合わせて発信していきます。 | |

| | | |
|-----------|---|----------------|
| No.A-2-02 | 健診・検診の実施 | 健康推進課 保険年金課 |
| 事業概要 | <p>疾病の早期発見だけでなく、健康づくりのきっかけとするため、各種健（検）診を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康増進健診、各種がん検診、歯周病検診肝炎ウイルス検診、結核検診（健康推進課） ・国民健康保険特定健診、後期高齢者健診、後期高齢者歯科検診（保険年金課） | |
| 今後の方向性 | <p>各種がん検診において、受診率が低い若い世代の受診率の向上と、要精密検査対象者に受診勧奨を実施し、検診の精度を高めます。</p> <p>また、厚生労働省の掲げる指針を踏まえ、がん検診体制の方検討会を行い、検診の効果的かつ現実的な実施を検討していきます。</p> | |

| | | |
|-----------|---|--------|
| No.A-2-03 | ちようふ在宅医療相談室との連携 | 高齢者支援室 |
| 事業概要 | <p>在宅で安心して医療を受けて生活していくために、調布市医師会が平成22年10月から在宅医療に関する相談や往診医の紹介を行っています。平成27年度から、市の委託事業として実施しています。</p> | |
| 今後の方向性 | <p>「ちようふ在宅医療相談室」の周知を図り利用を促進するとともに、在宅医療に関する情報を適切に提供していきます。</p> <p>「ちようふ在宅医療相談室」の開催する調布市在宅療養推進会議を、在宅医療に関する地域資源などの情報共有や、医師・歯科医師、薬剤師、地域包括支援センター等の連携の機会、さらには新たな取組の検討の場として引き続き支援します。</p> <p>調布市医師会及びちようふ在宅医療相談室と連携しながら、相談・支援や連携体制づくりを行います。厚生労働省の示す在宅療養者の生活の場において医療と介護の連携が求められる場面（①日常の療養支援②入退院支援③急変時の対応④看取り）を意識した取り組みを実施します。</p> | |

| | | |
|-----------|--|-------|
| No.A-2-04 | 地域医療の充実と多職種との連携体制の促進 | 健康推進課 |
| 事業概要 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者歯科診療 一般の歯科医療機関では受診が困難な障害者の歯科診療を行い、市内の歯科医師及び歯科衛生士における障害者歯科に関する知識の習得や技術の向上を図っています。 ○ 夜間・休日救急体制の充実 市内医療機関及び保健センターの輪番制（日曜・祝日の日中）と、調布市休日夜間急患診療所（土日・祝日の準夜間）において、急病患者のための応急診療事業を実施しています。 ○ 小児初期救急平日準夜間診療の推進 平日準夜間の小児初期救急診療を調布市と狛江市と共同で、東京慈恵会医科大学附属第三病院内にて実施し、救急医療体制の充実を図っています。 | |
| 今後の方向性 | <p>当面の間、調布市医療ステーションでの事業実施を継続するとともに、地域共生社会を充実するための総合的な福祉の拠点となる新たな総合福祉センターと一緒にとして、休日・夜間診療や障害者歯科診療等の拠点の移転・整備を予定しています。</p> | |

| | | |
|-----------|---|-------|
| No.A-2-05 | 精神保健福祉に関する普及啓発 | 障害福祉課 |
| 事業概要 | <p>こころの健康支援センターで定期的に精神保健福祉に関する講演会を開催しています。</p> | |
| 今後の方向性 | <p>引き続き、福祉分野と保健分野が連携し、市民のこころの健康づくりや精神疾患及び精神障害者に対する理解を深めるため、研修や講演会を開催します。なお、開催に当たっては、オンライン開催等新たな手法も取り入れ、より幅広い層への知識や情報の提供に努めます。</p> | |

| | | |
|-----------|---|-------|
| No.A-2-06 | 【新規】医療と福祉の相互理解についてのワーキング | 障害福祉課 |
| 事業概要 | <p>自立支援協議会で挙がった地域課題である障害者の医療アクセスに関して、医療側と障害者、福祉に携わる委員を交えて協議を行っています。</p> | |
| 今後の方向性 | <p>医療と障害者の相互理解を深めるため障害者が受診する際の配慮事項をまとめたパンフレットを作成する。また、障害者が受診する際に使えるフェイスシートを作成すること等医療と福祉が相互理解できるように議論を行っていきます。</p> | |

【その他関連事業】

| 事業名 | 事業概要 |
|---------------------------------------|--|
| <No.A-2-07> 訪問入浴サービス事業 (障害福祉課) | 家庭において入浴が困難な身体障害者の自宅へ巡回入浴車を派遣し、入浴の支援を行うことで健康な生活の維持を図っています。 |
| <No.A-2-08> 障害者配食サービス事業 (障害福祉課) | 心身の状態から買物や炊事の困難な障害者に対して、宅配により栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、安否の確認を図っています。 |

(A－3) 権利の擁護

障害児・者の虐待防止や成年後見制度の利用などによる基本的人権の擁護を推進します。

前計画期間の振り返り

- 障害福祉課における出前講座メニューに、障害者虐待防止法についての講座を新たに追加し、通所事業所への研修に講師として出向き、障害者虐待予防の普及啓発を図っています。
- すこやか虐待ホットラインをはじめとする電話相談やメール相談のほか、令和3年度からオンラインによる相談も開始し、子育てに困難を抱える家庭の早期発見、支援に努めました。児童虐待や養育困難家庭は年々増加していることから、令和3年度から児童虐待防止センター事業を直営化し、体制を強化して対応しています。(子ども政策課)
- 「みまもっと」を通じ、見守り体制を強化するとともに、地域包括支援センターと協力して、居宅介護支援事業所等向けに虐待防止のための研修を実施し、ケアマネジャー支援を実施しています。(高齢者支援室)
- 令和元年度に策定した「調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえ、令和2年度には「調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用促進基本計画 調布市の取組」を策定し、成年後見制度の利用促進を図りました。(福祉総務課)
- 成年後見制度の内容を紹介した市民向けパンフレットを新たに作成し、市民からの相談対応や制度の案内時に活用しました。(福祉総務課)
- 人権身の上相談は新型コロナウイルスの影響に伴い、令和2年度は年度を通して休止、令和3年度は、令和3年4月25日から同年9月30日まで及び令和4年1月21日から同年3月21日まで休止しました。(市民相談課)

今後の課題

◆ 障害者虐待の防止

障害児・者を虐待から守るため、障害者虐待防止センター（障害福祉課）を中心として、虐待の相談・通報を受ける体制の充実、相談窓口の更なる周知とともに、研修等を通じて事業者における虐待防止体制の充実も支援していくことが必要です。

対応にあたっては、家族全体を支える視点から高齢、子ども分野などの関係機関とも連携した取組が必要です。

◆ 成年後見制度の利用促進

「親亡き後」への不安を含め、地域で安心して生活し続けていくために、成年後見などの判断能力が不十分な人を支援するサービスのニーズは高くなっています。それぞれの障害特性やニーズに応えられるよう、相談体制や担い手の育成、確保などに取り組み、制度を利用しやすい環境を整えていくことが必要です。

取組の方向性

<障害者虐待の防止>

- 「障害者虐待防止センター」（障害福祉課）が中心となって、虐待に関する相談、調査や予防のための体制整備、相談窓口の更なる周知を行い、対象者に応じて児童福祉や高齢者福祉とも連携しながら障害児・者虐待の防止に取り組みます。
- 障害福祉サービス等事業者への研修等を通じて、地域の各事業所における虐待防止体制の充実を支援します。従事者、管理者などの職務に応じた研修実施についても検討を進めます。

<成年後見制度の利用促進>

- 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」や国の成年後見制度利用促進基本計画等を踏まえ、多摩南部成年後見センターを活用した取組や、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築など、地域における権利擁護支援の体制整備を進めていきます。.

【主要事業】

| | | |
|-----------|--|-------|
| No.A-3-01 | 障害者虐待防止センター | 障害福祉課 |
| 事業概要 | <p>障害者虐待の未然防止や早期発見、虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護、養護者に対する適切な支援及び関係機関との連携協力体制を整備しています。</p> <p>障害福祉サービス事業所等や市民を対象に虐待防止研修を実施します。</p> | |
| 今後の方向性 | <p>虐待が発生した場合の一時保護のための居室の確保や、医師や弁護士等により医学的・法的な専門的助言を得るなど専門性や支援体制の強化を図ります。あわせて、障害福祉サービス事業所、市民等を対象とした虐待予防研修を実施します。</p> | |

| | | |
|-----------|---|-------|
| No.A-3-02 | 多摩南部成年後見センターの運営 | 福祉総務課 |
| 事業概要 | <p>調布市、日野市、狛江市、多摩市及び稲城市の5市で多摩南部成年後見センターを共同運営し、セーフティネットとして、親族などの身寄りがない方や経済的な理由により成年後見制度を利用することが困難な方に、法人後見を提供しています。</p> | |
| 今後の方向性 | <p>セーフティネットとして法人後見の充実を図るとともに、広域の中核機関としての機能の充実を図ります。</p> | |

| | | |
|-----------|--|-------|
| No.A-3-03 | 権利擁護等に関する相談窓口の設置等 | 福祉総務課 |
| 事業概要 | <p>成年後見制度、権利擁護支援の窓口である「利用者サポート相談」に専門の相談員を配置し、相談支援の充実や、関係各課、関係機関との連携による支援等を実施します。</p> | |
| 今後の方向性 | <p>引き続き専門の相談員を配置し、制度利用者や支援者に対する相談支援を行います。</p> | |

【その他関連事業】

| 事業名 | 事業概要 |
|--|--|
| <No.A-3-04> 児童虐待防止センター事業 (子ども政策課) | 市民からの緊急的な相談に応える窓口として「すこやか虐待防止ホットライン」を活用して、虐待を防止するとともに、子育てに不安を持つ親子を積極的に支援します。また、児童虐待に関する相談や通報の内容に応じて、児童相談所などの関係機関と連携し、迅速で適切な対応を行っています。そのほか、保護を要する児童等への支援に関するネットワークの強化を図るため、調布市要保護児童対策地域協議会を運営しています。 |

| | |
|--|---|
| <No.A-3-05> 高齢者虐待防止対策の推進 (高齢者支援室) | 高齢者の尊厳ある生活を保障するため、虐待を未然に防ぐための対策や、虐待が生じている場合には早期発見、早期対応を行っています。見守りネットワーク事業「みまもっと」等を通じ見守り体制を充実するとともに、虐待防止PRや早期発見、対応の啓発などを行っています。 |
| <No.A-3-06> 成年後見制度の利用支援 (障害福祉課) | 成年後見が必要な状況に至っている知的及び精神の障害者で後見人となるべき親族等がいないなど、申立てができる障害者に代わって市長が家庭裁判所へ後見開始審判の申立てを行っています。また、経済的に成年後見制度を利用することが困難な知的及び精神障害者に対してその費用を助成しています。 |
| <No.A-3-07> 人権に関する相談事業の推進 (市民相談課) | 基本的人権及び自由を尊重し確保することを目的として、日常生活における人権侵害問題などに関する相談業務を実施しています。 |
| <No.A-3-08> オンブズマン事業 (市民相談課) | 市民からの市政に関する苦情等を公正かつ中立的な立場から簡易迅速に処理し、市政の改善に関する提言等を行うことにより、市民の権利及び利益を擁護するとともに、市政に対する市民の理解と信頼を高め、開かれた市政の一層の推進に資することを目的に実施しています。 |

(A-4) 障害福祉サービスによる生活支援

様々な障害福祉サービスにより、障害児・者と家族が安心して地域で生活できる体制を整備します。

前計画期間の振り返り

- 在宅障害者（児）委託型緊急一時保護事業について令和2年度はコロナ感染拡大を受け、一時中止や利用申し込みの減少から実績日数が減っていますが、令和3年度は令和元年度程度まで戻っています。
- リフレッシュ支援事業については、令和2年10月から休日や夜間の利用も可能にする等、制度を変更し、利用者数が増えています。（子ども発達センター）
- 手話通訳者及び要約筆記者を派遣することにより、聴覚障害者等のコミュニケーションを支援し、自立と社会参加の促進を図っています。ニーズは高く、要約筆記の派遣数も増えています。
- 令和5年11月より、調布市における手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例の検討を開始しています。
- 日常生活用具費支給事業は市民からの要望、近隣自治体の対応を見ながら、日常生活用具の種目の追加、対象要件の変更などの改正を行いました。
- 障害福祉サービス事業所等の指導検査については、報酬改定等に伴う説明を含めた事業所への集団指導や、令和3年度には請求事務等に関する研修を新たに調布市福祉人材育成センターにおいて実施し、給付費算定の適正化及び効率化を図りました。

今後の課題

◆ ショートステイ・一時預かりの充実

コロナ禍においてショートステイや一時預かりの利用は大きく制限を受け、利用が低迷しましたが、一方で介護者の休息（レスパイト）機会の減少が課題となっています。長期的には既存の受入れ先も利用希望の増加等により利用しづらい状況があり、重度知的障害者、医療的ケアを含む重症心身障害者、障害児などが利用できる施設の確保が必要です。

◆ コミュニケーション支援の充実

より多くの市民が手話に触れ、聴覚障害のある方が日常の様々な場面で手話を通じたコミュニケーションや情報保障が確保されるよう取組を進めていくことが必要です。

あわせて、手話の他にも障害特性に応じた様々な方法による意思疎通支援の確保も課題です。

◆ 障害特性に応じた補装具・日常生活用具

障害特性による生活のしづらさを補う補装具、日常生活用具については、時代の変化や技術の進歩により生じる新たな用具やニーズに常に対応していくことが必要です。

◆ ヘルパー利用環境の改善

障害者の地域生活を支えるサービスであるホームヘルパーについて、人材の不足や事業所不足等により、円滑な利用につながらないことが課題となっています。ヘルパーの育成・確保や事業所との相互理解、連携の推進により、利用しやすい環境を整えていくことが必要です。

<ショートステイ・一時預かりの充実>

○ 医療的ケアを含む重症心身障害者、重度障害者を対象とした新たなショートステイ施設の整備に取り組むとともに、市の独自事業による各種ショートステイ・一時預かり事業を継、充実を図ります。

○ 地域生活支援拠点（面的な体制）として地域置ける相談支援事業所と各ショートステイ施設、事業との連携を進め、緊急時等にも円滑に利用できる体制確保を図ります。

<コミュニケーション支援の充実>

○ 手話通訳者の養成・確保とともに研修等による通訳者のスキルアップを図り、より聴覚障害者が利用しやすい環境を整備するとともに、市民全体への手話の普及を図ります。

○ スマートフォン等デジタル技術の活用も踏まえ、図、写真、コミュニケーションボードなど、様々な意思疎通支援の手段の充実を促進します。

○ 手話及び様々な意思疎通支援手段への理解促進と支援の一層の充実を図るため、調布市における手話言語条例及び意思疎通支援条例の制定へ向けて検討を進めます

<障害特性に応じた補装具・日常生活用具>

○ 障害児・者一人ひとりの障害特性や生活環境のほか、時代の変化や技術の進歩により生じる新たな用具やニーズに対応するため、丁寧に相談に応じるとともに、適切に支給を行います。

<ヘルパー利用環境の改善>

○ ヘルパーの育成、研修や相談支援事業所とヘルパー事業所との連携促進により、より円滑にヘルパーを利用できる環境づくりを進めます。

【主要事業】

| | | |
|-----------|---|-------|
| No.A-4-01 | 在宅障害者ショートステイ事業 | 障害福祉課 |
| 事業概要 | 「知的障害者援護施設なごみ」において、障害者の家族の方が病気や所用、その他休養が必要となった場合など、一時的に介護が困難になった場合に、障害者本人（中学生以上）を預かります。 | |
| 今後の方向性 | 現状を維持しつつ、介護者の緊急時に対応できるような体制を整えるとともに、介護者の負担軽減を図れるよう、支援を継続します。 | |

| | | |
|-----------|--|-------|
| No.A-4-02 | 在宅障害者（児）委託型緊急一時保護事業 | 障害福祉課 |
| 事業概要 | <p>障害者（児）の家族の方が病気や所用で一時的に介護が困難になった場合に、障害者（児）本人を預かります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 島田療育センター（重症心身障害者（医療的ケアを含む。）宿泊保護） ○ みづき（身体障害者 宿泊保護） ○ 総合福祉センター（日帰り保護） ○ 滝乃川学園（障害児 宿泊保護） ○ 深大寺みづばち（重度重複障害者 宿泊保護） | |
| 今後の方向性 | 引き続き高いニーズに対応できるよう事業内容の充実を図るとともに、日常的に福祉サービスを利用していない方を含め、利用者への情報提供を図っていきます。 | |

| | | |
|-----------|---|-----------|
| No.A-4-03 | 障害児緊急一時養護事業・リフレッシュ支援事業 | 子ども発達センター |
| 事業概要 | 小学生以下の障害児（学齢未満については障害を有するおそれのある児童を含む）を対象として、家族の疾病、出産、学校行事等のため養育が困難になった場合に、一時的に養育・保護を行う緊急一時養護事業と、家族の休息等のために一時的に養育・保護を行うリフレッシュ支援事業を実施しています。 | |
| 今後の方向性 | 事業を必要とする保護者の利用に繋がるよう、引き続き事業の周知に努めます。また、基礎疾患や食物アレルギーのある子どもの利用希望が増えていることから、事業を安全に運営できるよう、運営体制を整備します。 | |

| | | |
|-----------|--|-------|
| No.A-4-04 | コミュニケーションの支援事業 | 障害福祉課 |
| 事業概要 | 聴覚障害者等に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、コミュニケーション手段を確保することで、聴覚障害者等の自立及び社会参加の促進を図っています。障害福祉課の窓口には手話通訳者（非常勤特別職）を配置し、市役所に来庁する聴覚障害者等の手続き、相談等の支援を行っています。 | |
| 今後の方向性 | 今後も障害福祉課の窓口における手話通訳者の配置や、手話通訳者・要約筆記者の派遣を継続するほか、従事者を対象とした研修会を開催する等、従事者のスキルアップを図ります。 | |

| | | |
|-----------|---|-------|
| No.A-4-05 | 【新規】手話言語条例及び障害者の意思疎通に関する条例の制定へ向けた検討 | 障害福祉課 |
| 事業概要 | 手話及び様々な意思疎通支援手段への理解促進と支援の一層の充実を図るため、調布市における手話言語条例及び意思疎通支援条例の制定へ向けて、条例検討委員会を設置し、検討を行います。 | |
| 今後の方向性 | 令和6年度の条例制定へ向けて検討を進めるとともに、2025年開催のデフリンピックへ向けて市民への普及啓発を図ります。 | |

| | | |
|-----------|--|-------|
| No.A-4-06 | 補装具費の支給 | 障害福祉課 |
| 事業概要 | 身体障害者手帳の交付を受けている方及び難病患者等に対して、次の補装具の購入費及び修理費の全部又は一部を支給します。 視覚障害者用安全杖、義眼、眼鏡、補聴器、義肢、装具、車いす、電動車いす、歩行器、重度障害者意思伝達装置など | |
| 今後の方向性 | 補装具は障害者の失われた機能を補完・代替するものであり、日常生活の能率の向上を図るうえで必要なため、支援を継続します。 | |

| | | |
|-----------|---|-------|
| No.A-4-07 | 日常生活用具費支給事業 | 障害福祉課 |
| 事業概要 | 在宅の障害者等に対し、日常生活の利便を図り、福祉の増進に寄与するため日常生活用具の購入、住宅設備の改善及び屋内移動の設備に要する費用の全部又は一部を支給しています。 | |
| 今後の方向性 | 製品の多様化により市民から日常生活用具の対象にしてほしいとの要望も多く、近隣自治体の対応を見ながら検討するとともに、障害者が地域で安心して生活できるよう支給を継続します。 | |

【その他関連事業】

| 事業名 | 事業概要 |
|---|---|
| <No.A-4-08> 重度脳性まひ者介護事業 (障害福祉課) | 市内在住の 20 歳以上の身体障害者手帳Ⅰ級の重度脳性まひ者で、単独で屋外活動をすることが困難な方、また、障害者総合支援法による介護給付・介護保険制度による訪問介護・通所介護等のサービスを受けていない方に介護人(障害者本人の推薦による家族の方)を派遣して、外出の介助などの必要な用務を行っています。 |
| <No.A-4-09> 手話通訳者の配置 (障害福祉課) | 障害福祉課の窓口に手話通訳者(非常勤特別職)を配置し、市役所に来庁する聴覚障害者等の手続き、相談等の支援を行っています。 |
| <No.A-4-10> 中等度難聴児補聴器購入費助成事業 (障害福祉課) | 身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児の方の言語の習得及び生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進し、健全な発達を支援するために、補聴器の購入費用の一部を助成しています。 |

(A-5) 医療的ケアが必要な方への支援

医療的ケアが必要な方の地域生活に必要なサービス、社会資源の整備を推進します。

前計画期間の振り返り

- 平成30年度から基幹相談支援センター（障害福祉課）に医療的ケアコーディネーター（看護職）を配置し、医療的ケアの必要な方の相談に対応しています。
- 令和2年度から、「医療的ケア児支援関係機関連絡会」として市内の関係機関を集め、医療的ケア児に対する情報の共有、体制支援の構築に向け、話し合いを行う場を設置しています。
- 重症心身障害児（者）在宅レスパイト等事業では、令和4年度から就労を理由とする利用を可能としました。新型コロナウイルスの影響が限定的になってきたことから、利用者の登録、件数ともに伸びています。
- 子ども発達センター通園事業においては、指導医の指示書をもとに、対象児に対し看護師が医療的ケアを実施する体制を整備しています。また、令和2年度途中から、看護師に加えて、特定の利用者に対する指定の研修（第三号研修）を修了した福祉職も加わり、医療的ケアを実施しています。（子ども発達センター）
- デイセンターまなびやにおいて、令和3年度から呼吸状態が不安定な方のバス送迎には看護師添乗による送迎を実施しています。
- 調布基地跡地福祉施設（仮称）整備については令和3年4月の開設を目指していましたが事業者公募が不調となった影響で、令和4年6月に基本プランを改定し、令和7年度の事業開始を目指しています。

今後の課題

◆ 相談窓口の一本化と支援機関同士の連携促進

日常生活の様々な場面で手厚い支援を必要とする医療的ケア児・者は、医療、福祉、教育など関わる支援機関も多岐にわたるため、相談窓口が複数に分かれており、保護者の負担となっています。それらを一体としてコーディネートできる役割が必要です。就学等のライフステージを通じた相談窓口の一本化や相互の連携が求められています。

◆ 医療的ケアに対応できるサービス・施設の拡大

地域で生活する医療的ケア児・者の増加に伴い、医療的ケアに対応するサービスも拡大していますが、十分ではない現状があります。ヘルパー、通所施設、ショートステイ、医療など様々なサービス分野において、医療的ケアに対応できる人員、設備などの充実を一層進めていくことが必要です。

取組の方向性

<相談窓口の一本化と支援機関同士の連携促進>

- 医療的ケア児の総合的な相談に対応できる医療的ケア児コーディネーターを引き続き配置するとともに、研修等を通じた能力向上を図ります。各種コーディネーターの役割や位置づけを分かりやすく発信していきます。
- 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が集まり、医療的ケア児とその家族を支援する体制の構築に向けた、医療的ケア児支援関係機関連絡会を通じて、関係機関の連携促進、情報共有の強化による相談支援体制の充実を図ります。

<医療的ケアに対応できるサービス・施設の拡大>

- 医療的ケアの必要な障害児・者と家族が安心して地域で生活できるよう、相談支援、家族のレスパイト、日中活動、ショートステイなどの各種サービスや相談体制を整備します。
- 医療的ケアを含む重症心身障害者を対象とした新たな通所施設、ショートステイ施設の整備に取り組み、医療的ケアが必要な方の日中活動場所、家族のレスパイト等の充実を図ります。

【主要事業】

| | | |
|-----------|--|-------|
| No.A-5-01 | 障害児（者）医療的ケア体制支援事業 | 障害福祉課 |
| 事業概要 | 医療的ケアを要する障害児（者）への支援のため、看護職を配置し、医療と福祉の両面におけるコーディネートや、障害福祉サービス事業所側の受入れや対応に関する支援の調整や助言等を実施します。 | |
| 今後の方向性 | 平成30年度から事業を開始し、個別支援の他に、地域の障害・医療分野の関係機関による定期的な連絡会開催を通して、医療・福祉の連携強化を目指し、障害児(者)が安心して生活できるための支援体制を構築します。 | |

| | | |
|-----------|--|-----------|
| No.A-5-02 | 医療的ケア児支援関係機関連絡会 | 子ども発達センター |
| 事業概要 | 医療的ケアを必要とする障害児とその家族への継続的な支援に関する保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、連絡調整、情報交換を図ります。 | |
| 今後の方向性 | 引き続き、庁内外の関係機関で構成する連絡会と、その下部組織である庁内の実務者会を定期的に開催し、連携することで、医療的ケア児に係る課題の解決に努めます。 | |

| | | |
|-----------|---|-------|
| No.A-5-03 | 医療的ケアを行う人材の育成 | 障害福祉課 |
| 事業概要 | 調布市福祉人材育成センターにおいて、医療的ケアを担う人材を育成します。 ○ 医療的ケア支援者養成研修（特定の者） ○ 医療的ケア児等支援技術向上研修（集合型・派遣型） | |
| 今後の方向性 | 継続的に研修を実施し、人材の育成・確保と質の向上を推進します。 | |

| | | |
|-----------|--|-------|
| No.A-5-04 | 重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業 | 障害福祉課 |
| 事業概要 | 在宅の重症心身障害児（者）、医療的ケアが必要な在宅の障害児に対し、訪問看護師が自宅へ出向いて一定時間ケアを代替し、家族の休養を図ることにより、重症心身障害児（者）の健康の保持とその家族の福祉の向上を図ります。 | |
| 今後の方向性 | 従来の施設（ショートステイ等）によるレスパイトでは、ベッド数に限りがあり利用者ニーズに追いつかない現状であったことを踏まえ、平成30年度から事業を開始し、在宅でのレスパイト事業を整備し、利用者の支援及び家族の負担軽減が図れるよう継続します。 | |

| | | |
|-----------|---|-------|
| No.A-5-05 | デイセンターまなびやにおける医療的ケア対応 | 障害福祉課 |
| 事業概要 | デイセンターまなびやにおいて、医療的ケアが必要な重症心身障害者の通所を受け入れ、日中において必要な医療的ケアを含めた介護、日中活動の支援を行います。 | |
| 今後の方向性 | <p>近年の医療技術の進歩や在宅医療の普及を背景に、施設を利用される方においても医療的ケアを必要とする利用者が年々増加し、内容についてもより高度化、複雑化しています。現在実施している医療的ケア（吸引、吸入、経管栄養、非侵襲的陽圧換気法（NPPV）による人工呼吸器管理）の継続とともに、施設に設置する「医療的ケア検討委員会」において、より実態に即した医療的ケアの実施範囲や体制について、継続的に検討を行っていきます。</p> | |

| | | |
|-----------|--|-------|
| No.A-5-06 | 調布基地跡地福祉施設（仮称）整備への参画 | 障害福祉課 |
| 事業概要 | <p>都有地である西町の調布基地跡地において三鷹市が行う福祉施設の整備に、府中市とともに参画します。</p> <p>令和4年6月に三鷹市にて取りまとめられた「調布基地跡地福祉施設（仮称）整備に係る基本プラン」（改訂版）をもとに、以下のサービスを備えた「民設民営」方式による施設整備を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 重症心身障害者（医療的ケアを含む）対象 生活介護 20人 短期入所 6人 ○ 重度知的障害者（強度行動障害を含む）対象 生活介護 20人 短期入所 9人 | |
| 今後の方向性 | <p>令和5年度の事業者公募により、重症心身障害者向け施設と重度知的障害者施設の2施設の運営事業者が選定されました。</p> <p>東京都、三鷹市、府中市、運営事業者と連携し、令和8年1月の開設、運営を目標に施設整備を進めるとともに、開設後も安定した運営のための補助を行います。</p> | |

(A-6) 経済的な支援

市独自の手当や、国や都による各種手当や助成などの案内周知等により、経済的負担を軽減します。

前計画期間の振り返り

- 特定医療費（指定難病）受給者証を新規申請時に、特殊疾病患者福祉手当も合わせて新規申請を受理しています。特定医療費（指定難病）受給者証が認定となり、手当の所得制限内の方に、毎年2回手当を支給しています。
- 制度内容や申請方法の変更（車椅子福祉タクシー、ETC割引更新申請など）があった際は、すみやかに情報共有し、来庁者に混乱のないよう対応を行いました。利用できる制度が多岐にわたるため、来庁者に対しては引き続き丁寧なヒアリングを実施し、遺漏のないよう案内を行いました。

今後の課題

◆ 各種制度の情報提供の充実

国・都・市による手当、医療費助成、年金などの各種所得補償や負担軽減の制度について、市民に広く周知し、対象となる人が確実に制度を利用できるよう窓口や各媒体での情報提供を充実させていくことが必要です。

◆ デジタル化への対応

マイナンバー制度やコロナ禍を契機として、行政手続きの簡素化、オンライン化等が求められています。障害特性も踏まえつつ、利用者の利便性を高めていくことが必要です。

取組の方向性

<各種制度の情報提供の充実>

- 市の独自施策による手当等を継続して支給します。
- 国や都の制度による手当、障害年金、医療費助成などの制度を市民に広く周知し、対象となる人が確実に制度を利用できるよう窓口や各媒体での案内体制の充実を図ります。

<デジタル化への対応>

- 各種手続きの簡素化、オンライン化等について検討を進め、利用者の利便性向上に取り組みます。

事業計画

【主要事業】

| No.A-6-01 | 心身障害者福祉手当（市制度） | 障害福祉課 |
|-----------|--|-------|
| 事業概要 | 心身に障害を有する方に対し、手当を支給することにより、心身の安定を図り福祉の増進を図っています。 | |
| 今後の方向性 | 継続して支給します。 | |

| No.A-6-02 | 特殊疾病患者福祉手当 | 障害福祉課 |
|-----------|---|-------|
| 事業概要 | 原因が不明で治療方法が未確立な疾病又はこれに準ずる疾病的難病患者に手当を支給し、心身の安定を図り福祉の増進を図っています。 | |
| 今後の方向性 | 継続して支給します。 | |

| | | |
|-----------|--|-------|
| No.A-6-03 | 各種制度の案内・申請受付 | 障害福祉課 |
| 事業概要 | <p>市の窓口において、国や都による手当、医療費助成等に係る各種制度の案内と申請受付を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 手当・年金 <ul style="list-style-type: none"> ・心身障害者福祉手当（都制度）・特別障害者手当 ・重度心身障害者手当・障害児福祉手当 ・特別児童扶養手当（窓口：子ども家庭課） ・障害基礎年金（窓口：保険年金課、年金事務所） ○ 医療費助成 <ul style="list-style-type: none"> ・心身障害者（児）医療費助成（マル障） ・難病等医療費助成 ・自立支援医療（精神通院、更生医療、育成医療） ・B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成 ・特殊医療費助成（人工透析を必要とする腎不全、先天性血液凝固因子欠乏症等） ○ 各種サービス <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子福祉タクシー ・自動車運転教習費 ・自動車ガソリン費 等 | |
| 今後の方向性 | <p>「障害者福祉のしおり」や市のホームページ等を通じて制度の周知を図るとともに、より円滑に対象者への案内、申請手続きへの対応が行える窓口体制を整備します。</p> <p>申請手続きの電子化等も検討していきます。</p> | |

| | | |
|-----------|---|-------|
| No.A-6-04 | 【新規】（仮称）お出かけサポート手当 | 障害福祉課 |
| 事業概要 | <p>重度の身体・知的・精神障害者に対し、手当を支給することにより、福祉の増進と社会参加の促進を図ります。</p> <p>【福祉タクシー券及びガソリン費助成事業の見直し事業】</p> | |
| 今後の方向性 | 手帳受取り時などの機会を捉え、窓口等で周知を図ります。 | |

(A-7) 住まいの支援

グループホームや一般住宅など、一人ひとりの意向や障害状況に応じた住まいの確保を支援します。

前計画期間の振り返り

- 令和3年度に体験型グループホーム「ちゃれんじ」が開設したことにより、市が設置する体験型グループホーム「すてっぷ」とあわせ、体験型グループホームにおいても以前から課題となっていた男女別の受け入れ、同性介助が実現しました。定員の拡大により、利用までの待機期間も短縮されています。
- 重度知的障害者にも対応可能なグループホームにおいても、令和2年度に「調布ヶ丘じゅんぶ」を開設し、市が設置する「グループホームじょい」とあわせて同性介助の徹底を図りました。
- 新たにグループホーム開設を希望する事業者への開設相談や、開設経費の補助による支援を行い、サービスの拡大を進めました。グループホーム全体の利用者も増加傾向にあります。
- 知的障害者援護施設なごみは、新型コロナウイルス感染症の状況により、外泊、外出、面会などを制限して事業継続しています。ショートステイ事業については、令和2、3年度にそれぞれ1回ずつ、やむを得ない場合を除いて受入れを停止しました。
- 居住支援協議会での検討を踏まえ、令和4年度から、住宅確保要配慮者入居促進事業を開始しました。(住宅課)
- 重度の身体障害者に対し、必要な住宅改修や屋内移動設備における費用の支給を行いました。

今後の課題

◆ 障害者グループホームの拡充

グループホームの事業所数は増加していますが、なお地域におけるニーズは高く、量的拡大だけでなく、重度障害者、高齢障害者、高次脳機能障害者、パートナーとの生活を希望する方など、多様な障害種別や希望する生活スタイルに対応できるグループホームの拡充が今後も継続的に必要です。

◆ 一般住宅への入居支援

グループホームだけでなく、障害者の住まいの選択の自由を確保するために、一般住宅における障害者の住まいの確保のための取組も必要です。不動産業者や家主などへの支援、地域住民を含めた障害理解の促進に加え、地域の一般住宅で生活する障害者へのサポート体制の充実と支援機関との連携を進め、借り手も貸し手も安心できる体制づくりが課題です。

取組の方向性

<障害者グループホームの拡充>

- 事業者との相談や、開設費補助、運営費補助の制度を活用し、様々な障害特性や居住形態の希望に対応した多様なグループホームの拡充をさらに推進します。
- グループホームの量的拡大に応じ、ホーム同士のネットワーク構築に取り組み、課題の共有や解決などを通じ、支援の質の向上を図ります。

<一般住宅への入居支援>

- 「調布市居住支援協議会」での検討を進め、不動産業者や家主などとの相互理解と、「住まいぬくもり相談室」を始めとした高齢者、障害者、子育て家庭などの住宅確保要配慮者の住宅確保を支援するための取組を推進します。
- グループホームからひとり暮らしへの移行を希望する入居者に対し、居住生活への移行や移行後の定着に関する相談等、国の動向を踏まえ支援の充実を図ります。

【主要事業】

| No.A-7-01 | 知的障害者グループホーム（すてっぷ・じょい）の運営 | 障害福祉課 |
|-----------|--|-------|
| 事業概要 | <p>知的障害者に夜間や休日の共同生活を行う住居を提供し、地域で安心して暮せるように、多様な生活支援を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 知的障害者グループホームすてっぷ（国領町） 定員 5人 ○ 知的障害者グループホームじょい（富士見町） 定員 5人 | |
| 今後の方向性 | <p>民間事業所の拡大状況も踏まえつつ、グループホームの体験機会の提供、重度障害者の受入れなど、市立施設に求められる役割、あり方等を検討しながら事業継続を図ります。</p> | |

| No.A-7-02 | 知的障害者援護施設なごみの運営 | 障害福祉課 |
|-----------|---|-------|
| 事業概要 | <p>在宅生活が困難で日中及び夜間に介護が必要な重度の知的障害者の入所支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 知的障害者援護施設なごみ（西町） 定員 60人 | |
| 今後の方向性 | <p>事業を継続しながら、利用者の高齢化、重度化等に対応した支援体制の充実を図ります。また、施設の老朽化に対応した修繕を計画的に実施します。</p> | |

| No.A-7-03 | 居住支援協議会の運営 | 住宅課 |
|-----------|--|-----|
| 事業概要 | <p>不動産関係団体、居住支援団体、学識経験者及び市で構成する調布市居住支援協議会を設置し、住宅確保要配慮者の居住支援に向けた検討を行っております。</p> | |
| 今後の方向性 | <p>住まいぬくもり相談室、民間賃貸住宅仲介支援助成、民間賃貸住宅家賃等債務保証支援助成、住宅確保用配慮者入居促進事業助成を継続して実施していくとともに、住宅確保用配慮者等に対する支援策を引き続き検討します。</p> | |

| No.A-7-04 | 住宅マスタープランの推進 | 住宅課 |
|-----------|--|-----|
| 事業概要 | <p>令和4年度末に改定した住宅マスタープランに基づき、空き家や居住支援、マンション関連などの住宅施策を総合的に推進します。</p> | |
| 今後の方向性 | <p>耐震改修助成、マンション管理計画認定事業の推進、空き家等リノベーション促進事業の推進、住宅セーフティネット構築のための住まいぬくもり相談、環境にやさしく豊かな住環境づくりのための長期優良住宅、低炭素建築物の認定事業を庁内連携しながら進めてまいります。</p> | |

| | | |
|-----------|---|-----|
| No.A-7-05 | よりよい住まいづくり応援制度 | 住宅課 |
| 事業概要 | 高齢化等への対応を目的として住宅の改修工事を実施する際、その工事費用の一部を補助するバリアフリー適応住宅改修補助を実施します。 | |
| 今後の方向性 | 住宅改修補助を通じて、安全で快適に暮らし続けられる居住環境向上の支援を継続します。 | |

| | | |
|-----------|---|-----|
| No.A-7-06 | 市営住宅維持管理 | 住宅課 |
| 事業概要 | 公営住宅法に基づき整備された市内7団地（八雲台、深大寺、富士見第1、山野、富士見第2、下石原、調中前）の適正な維持管理を行っています（管理戸数249戸）。 | |
| 今後の方向性 | 「公営住宅等長寿命化計画策定の指針（改訂版）」に準拠し、定期的に計画の見直しを行う予定であり、引き続き市営住宅の、適切な維持管理に取り組みます。 | |

【その他関連事業】

| 事業名 | 事業概要 |
|--|---|
| <No.A-7-07> 知的障害者グループホーム 家賃助成事業 (障害福祉課) | 知的障害者グループホームに入居する方に対し、入居に係る家賃の一部を助成することにより、その負担の軽減を図ります。 |
| <No.A-4-08> 住宅改修費の支給（日常生活用具費支給事業） (障害福祉課) | 重度身体障害者が、障害に応じて住宅を改修する必要がある場合に、その費用を支給することにより、日常生活の利便性の向上を図ります。 |

B ライフステージに応じた支援

(B-1) 発達相談と療育・子育ての支援

障害や発達の遅れ、かたより及びそのおそれのある子どもについて相談を受け、早期に適切な療育や子育てサービスにつなげます。

前計画期間の振り返り

- 子ども発達センターでは、令和元年10月から試行実施していた土曜日の初回相談を、令和2年10月から本格実施しました。障害児相談支援事業については、利用者数・実施件数が増加しました。（子ども発達センター）
- 市民向けに例年対面で行っていた「就学に関する説明会」について、コロナ禍の影響で、令和2年度・3年度は配信で行ったことなどにより、直接i（アイ）-ファイルを配布する機会が減りました。（子ども発達センター）
- 子ども発達センターは、令和2年10月から通園事業で給食提供を開始したこと、設置基準を満たし、児童発達支援センターへ移行しました。また、地域の中核として、令和2年度から試行実施した巡回支援事業を令和3年度から本格実施するなど、地域支援の充実を図りました。（子ども発達センター）
- 居宅訪問型児童発達支援事業については、令和3年2月に事業所として指定を受けましたが、まだ利用契約には至っていません。（子ども発達センター）
- 令和4年11月から、子どもの発達相談に関する総合案内窓口として、新たに子ども発達センターに発達相談コーディネーターを配置し、保護者が抱えている子どもに関する心配ごとを整理し、必要な情報の提供や適切な支援機関の紹介に取り組んでいます。（子ども発達センター）
- 聴覚障害は、早期に発見することで音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、令和元年度から全ての新生児を対象に聴覚検査を行い、その費用を助成するとともに、精密検査が必要となった場合は、無料の受診票を交付し、早期に専門の療育機関につなげています。（健康推進課）

- 乳幼児健康診査について新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、令和2年度・3年度は集団健診と個別検診を選択制で実施しましたが、受診率は低下しました。令和4年度から感染対策のもと従来の健診体制に戻し、受診率は回復しました。また令和5年度から3歳児健康診査の視覚検査において、弱視の要因の一つである屈折異常の早期発見を目的にスポットビジョンスクリーナーを導入し、全員に屈折検査を実施しています。（健康推進課）
- 子ども家庭支援センターすこやかでは、令和3年度から直営化した児童虐待防止センターとも密に情報を共有し、府内外の関係機関とも連携を図りながら、利用者へ支援を行っています。令和3年度からはオンライン相談も開始し、利用しやすい体制を作っています。（子ども政策課）
- もうすぐママ・パパ教室は、教室の内容を一部動画にしてホームページ上に公開するとともに、コロナ禍の影響で外出に不安を感じる方への対応として令和3年3月からオンラインによるゆりかご調布事業や子育てに関する相談事業を開始し、不安や悩みに寄り添いながら丁寧に対応しました。また、令和5年2月からマイナポータルを利用した電子申請「ぴったりサービス」による妊娠届出を開始しました。（健康推進課）
- 産後ケア事業はデイサービス型に加え、令和2年12月からショートステイ型を開始し、さらに令和4年度からアウトリーチ（訪問）型を開始しました。アウトリーチ（訪問）型では、対象者を1歳未満までへ対象範囲を拡大しています。（健康推進課）
- 公立保育園では、職員配置や保育園内の整備を行いました。また、1か月に1～2回程度、障害児保育指導員、言語聴覚士による指導等を実施しています。私立保育園で専用の職員を配置する園には補助金を交付しています。（保育課）
- 心身障害児を受け入れ、保護者の負担軽減を図っている私立幼稚園の設置者に対し、各心身障害児の在園月数に応じた金額の補助を行っています。（保育課）
- 子どもショートステイ事業・トワイライトステイ事業において、障害児や発達に特性のある児、重篤アレルギー疾患児なども受け入れ人数を調整するなどして可能な限り対応しました。（子ども政策課）

◆ 発達相談体制の充実

子どもの発達の遅れやかたよりの発見から適切な療育まで、保護者の不安解消とともにスムーズにつなげることのできる発達相談体制の充実が必要です。

子どもの成長や、就学などライフステージの変化によらず、分野を超えて切れ目なく支援をコーディネートできる役割が求められています。

保護者と支援機関をスムーズにつなぐツールの一つとしての「i（アイ）－ファイル」についても、期間の経過により内容の検証や見直しが必要な時期となっています。

◆ 子ども発達センターを中心とした療育体制の充実

「児童発達支援センター」としての子ども発達センターを中心として、地域全体での療育体制を充実させていくことが必要です。

センターの相談事業、通園事業、発達支援事業、保育所等訪問支援事業、居宅訪問型児童発達支援事業、地域支援、関係機関との協議の場など、様々な事業を組み合わせ、地域の障害児支援における中核的な役割を果たす機関として、機能の充実や多様な療育ニーズへの対応を図っていくことが必要です。

◆ 多機関連携による養育者支援・家庭支援

障害児を育てる親、障害のある親のどちらも安心して子育てができるよう、児童分野と障害分野が連携して家庭を支援していくよう、分野を超えた相談支援体制の充実が必要です。

◆ 子育てサービスでの受入れの拡充

障害児を育てる親、障害のある親のどちらにとっても、就労や自らが望む生活を実現していくために、保育園・幼稚園やその他の子育て支援施策が活用できることは重要です。障害があってもスムーズにサービスが利用できるよう、相談や受入れ体制を充実させていくことが必要です。

また、子ども自身にとっても、障害のない児童と共に地域で過ごし、成長することができる機会を保障することが重要です。

<発達相談体制の充実>

- 障害や発達の遅れ、かたより及びそのおそれのある子どもについて、子ども発達センターを中心とする相談体制の充実を図るとともに、早期に適切な療育及び支援サービスへつなげます。
- ライフステージの移行期において、家庭や支援機関等と連携して情報の引継ぎなどを行うコーディネート機能の充実を図り、引き続き、子どもに対する一貫した切れ目のない支援を実施します。
- 「i－ファイル」について、保護者及び支援機関が活用しやすいものとなるよう内容の検証・見直しを行い、さらなる活用の推進を図ります。

<子ども発達センターを中心とした療育体制の充実>

- 地域における中核的な支援機関である「児童発達支援センター」として、子どもと保護者に寄り添った事業の充実を図るとともに、「本人支援」「家族支援」「地域支援」の各分野において、関係機関と連携し、支援体制の充実を図ります。
- 子ども発達センターの機能の充実を図り、多様な療育ニーズへ対応するため、より良い支援を提供できる体制を整備し、運営方法の見直しを図ります。

<多機関連携による養育者支援・家庭支援>

- 引き続き、母子保健部門、教育部門、児童・福祉部門が連携しながら、各家庭の状況に応じた事業の利用支援や様々な相談に応じられるよう、子育てや家庭の総合的な相談支援体制の充実を図ります。

<子育てサービスでの受入れの拡充>

- 公立保育園においては、障害がある子どもについて、それぞれの状況に適した保育を行うことができるよう、引き続き受入れ体制を整備していきます。また、私立保育園及び幼稚園についても、障害児保育を拡充するための補助金を交付するなど、引き続き受入れ体制の支援を図っていきます。
- 巡回支援事業等の子ども発達センターの地域支援や相談支援と連携するほか、保育士の人材確保に努め、一人ひとりの子どもがより良い環境で育つことができるよう、引き続き支援します。
- 障害があっても必要なサービスをスムーズに利用できるよう、既存のサービスの内容や受入れ体制を見直すなど、検討していく必要があります。

【主要事業】

| No.B-I-01 | 子どもの発達相談 | 子ども発達センター |
|-----------|--|-----------|
| 事業概要 | <p>18歳未満の子どもとその保護者を対象に、子どもの発達に関する相談を受けています。</p> <p>障害児通所支援等のサービスを利用する障害児については、児童福祉法に基づく障害児相談支援事業を実施しています。</p> | |
| 今後の方向性 | <p>子どもの発達に不安を抱える保護者が、より相談しやすくなるよう、事業内容の充実を図るとともに、家庭や支援機関等と連携して、一貫した切れ目のない支援を実施します。</p> <p>また、障害児相談支援事業については、利用者の増加に対応するほか、支援内容の質の向上にも努めます。</p> | |

| No.B-I-02 | 乳幼児健康診査 | 健康推進課 |
|-----------|--|-------|
| 事業概要 | <p>発育、発達状況を確認し、疾病や障害を早期に発見し、適切な治療や療育につなげます。養育者の育児上の悩みなどに対応し、育児負担の軽減や早期対応を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 3～4か月児時健診、1歳6か月児健診、3歳児健診 ○ 乳幼児経過観察健康診査 ○ 乳幼児発達健康診査 ○ 乳幼児精密健康診査 | |
| 今後の方向性 | <p>保護者の心配事に寄り添い、子どもの発達段階に応じた各種健診を受けられるよう継続していきます。</p> | |

| No.B-I-03 | 母子保健相談（子どもの相談室） | 健康推進課 |
|-----------|--|-------|
| 事業概要 | <p>言語の発達や心理面・運動機能について経過観察が必要な乳幼児や、育児の悩みや心配を抱える保護者に対して、具体的な助言を専門職がおこないます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個別相談（こころの相談・ことばの相談・うんどうの相談） ○ グループワーク（1歳6か月児～2歳児のグループ） | |
| 今後の方向性 | <p>保護者の育児不安や育児困難感等について丁寧に対応し、適切な支援が実施できるよう継続します。</p> | |

| | | |
|-----------|---|-----------|
| No.B-I-04 | 発達相談コーディネーターの配置 | 子ども発達センター |
| 事業概要 | 発達に遅れやかたよりがある子どもの就園・就学や療育機関の利用、医療機関の受診等について、保護者にライフステージに応じた情報提供を行うとともに、ライフステージの移行期において家庭や支援機関等と連携して情報の引継ぎを行い、支援サービスのコーディネートを行います。 | |
| 今後の方向性 | <p>相談者へ必要な情報提供をしたり、適切な支援機関につなぐことができるように、相談者のニーズに応じた支援をしていきます。</p> <p>また、就園・就学・進学などのライフステージの移行期において、必要な支援が途切れることのないよう、関係機関との連携・調整を図っていきます。</p> | |

| | | |
|-----------|--|-----------|
| No.B-I-05 | i（アイ）－ファイルの活用推進 | 子ども発達センター |
| 事業概要 | 子どもの生育歴や今まで受けてきた支援の内容をまとめて記載し、医療機関や保育園・幼稚園、学校など、様々な関係機関を利用する際に活用することで、子どもが一貫した継続的な支援が受けられるようにするための個別記録票「i（アイ）－ファイル」を配布しています。 | |
| 今後の方向性 | 保護者や関係機関の職員がより活用しやすいものになるよう、内容の見直しを行います。また、i（アイ）－ファイルやその活用方法等について、引き続き、保護者等への周知活動に取り組みます。 | |

| | | |
|-----------|--|-----------|
| No.B-I-06 | 障害児通園事業 | 子ども発達センター |
| 事業概要 | <p>個別支援計画に基づいて、一人ひとりの発達に応じた専門的なグループ指導や個別指導を行います。</p> <p>週5日通うことで、生活リズムを整えたり、身辺自立を促すほか、遊びを通して、コミュニケーション・社会性などの社会的能力、認知能力、運動・活動能力等の育ちを支援します。</p> <p>また、医療的ケアが必要な子どもを受け入れる体制を整備しています。</p> <p>(対象) 障害のある3～5歳児、その家族 (定員) 1日40人(月～金)</p> | |
| 今後の方向性 | 利用児の障害や疾病の状態、医療的ケアの内容、家庭支援のニーズが多様化していることから、よりきめ細かな対応を行えるよう、運営体制を整備します。 | |

| | | |
|-----------|--|-----------|
| No.B-I-07 | 発達支援事業 | 子ども発達センター |
| 事業概要 | <p>発達に遅れやかたよりのある、またはその心配のある子どもとその家族に対して、年齢や一人ひとりの発達に応じた専門的なグループ療育や個別療育を行うことにより、子どもの健やかな成長とその子育て家庭を支援しています。保護者に対し勉強会、面談等を実施するとともに、子どもが在籍している幼稚園・保育園に対して相談・助言を行い、連携を図っています。</p> <p>その他にも、児童福祉法に基づく居宅訪問型児童発達支援事業を実施します。</p> | |
| 今後の方向性 | <p>子どもの成長・発達に合わせた療育を実施するとともに、保護者が子どもへの理解を深められるよう支援します。また、利用児の増加に対応するため、事業の内容や実施方法を検討していきます。</p> <p>居宅訪問型児童発達支援事業については、事業を必要とする子どもにサービスが提供できるよう、引き続き、対象児の把握及び事業の周知に努めます。</p> | |

| | | |
|-----------|--|-----------|
| No.B-I-08 | 子ども発達センター地域支援機能の強化 | 子ども発達センター |
| 事業概要 | <p>地域支援として、保育所等訪問支援事業や、子ども施設訪問事業、巡回支援事業を実施し、発達に遅れやかたよりがある子どもの特性に応じた対応や環境整備等について、子ども発達センターの言語聴覚士や作業療法士、保育士等の専門職が助言をするほか、子ども施設職員向けの各種研修会・療育見学会などを実施しています。</p> <p>また、調布市障害児等福祉教育連携会議や調布市児童発達支援事業所等連絡会を開催するなど、関係機関との連携を進めています。</p> | |
| 今後の方向性 | <p>子どもたちが障害の有無に関わらず、様々な遊び等を通じて共に過ごし、それぞれの子どもが互いに学び合う経験をもてるよう、地域の障害児支援における中核的な役割を果たす「児童発達支援センター」として、保育園や幼稚園、学童などの子ども施設や小学校等への支援を充実させていきます。</p> | |

| | | |
|-----------|---|--------|
| No.B-I-09 | 子ども家庭総合相談事業 | 子ども政策課 |
| 事業概要 | <p>子ども家庭支援センターすこやかに設置している相談窓口「すこやか相談コーナー」において、子どもの発達についての心配事、子育て相談、子どもと家庭に関する相談、また、子ども自身からの相談などに対応します。必要に応じて、専門機関と連携し、適切な助言を行うとともに、支援サービスの案内・提供を実施します。また、多様な相談内容に対応するため関係機関から情報収集を行っています。</p> | |
| 今後の方向性 | <p>相談事業については、件数の増加傾向が続いているとともに、内容の複雑化などにより対応が長期化するケースもあるため、児童虐待防止センターとも情報を共有し、庁内外の関係機関等と綿密に連携しながら、丁寧な相談対応を行います。</p> | |

| | | |
|------------|--|-----|
| No.B-I-10 | 保育園・幼稚園における障害児の受入体制の整備・支援 | 保育課 |
| 事業概要 | <p>(公立保育園) 専用職員の配置による保育体制の整備および、1か月に1～2回程度、 障害児保育指導員、言語聴覚士による指導等の実施を行っています。</p> <p>(公立保育園以外) 心身障害児の受け入れの推進、障害児保育の拡充のために、職員配置や受 入れ数に応じた補助金を交付しています。</p> | |
| 今後の 方向性 | <p>公立保育園においては、心身障害児の受け入れ体制の充実を図ると共に、 ニーズに応じた保育の提供を実施していきます。</p> <p>公立保育園以外については、受け入れ推進のための補助事業を実施していき ます。</p> | |

| | | |
|------------|--|--------|
| No.B-I-11 | 子ども家庭支援センターすこやか等での子どもの一時預 かり事業 | 子ども政策課 |
| 事業概要 | 子ども家庭支援センターすこやか等で、子どもショートステイ事業、ト ワイライトステイ事業、すこやか保育事業、ファミリー・サポート・センタ ー事業を実施します。 | |
| 今後の 方向性 | 継続します。 | |

| | | |
|------------|---|--------|
| No.B-I-12 | 【新規】ヤングケアラー支援事業 | 子ども政策課 |
| 事業概要 | ヤングケアラーを早期に発見し、家族の状況に応じた適切な相談窓口や 支援サービスにつなげるため、ヤングケアラー・コーディネーターを配置 するほか、家事・育児支援、ヤングケアラーに関する普及啓発を行います。 | |
| 今後の 方向性 | 本人やその家族の意思を尊重しながら、支援していきます。また支援に あたっては関係機関と連携して取り組みます。 | |

【その他関連事業】

| 事業名 | 事業概要 |
|--|--|
| <No.B-I-13> 新生児聴覚検査 (健康推進課) | 先天性の聴覚障害を早期に発見し、適切な支援につなが ることを目的に新生児聴覚検査の費用を助成します。 |
| <No.B-I-14> 利用者支援事業（基本型） (子ども政策課) | 子ども家庭支援センターすこやかの相談窓口「すこやか 相談コーナー」や「ゆりかご調布面接」、電話などで、妊婦 や子育て家庭からの相談を受け付け、教育・保育・保健そ の他の子育て支援サービスの情報提供と、必要に応じて関 係機関との連絡調整を行い、適切なサービスの利用につな げています。 |

| | |
|--|--|
| <p><No.B-1-15></p> <p>出産子育て応援事業 (健康推進課)</p> | <p>すべての子育て家庭に対し妊娠期から専門職が関わり、出産・子育てに関する不安の軽減に努め、支援が必要な家庭の早期把握・早期支援を関係機関と連携を図り、実施します。さらに対象者には育児ギフト等の経済的支援を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 母子健康手帳の交付・ゆりかご調布面接 ○ ようこそ調布っ子サポート事業 ○ 新生児訪問・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問） ○ 産後ケア事業 ○ 多胎児家庭支援事業 ○ バースデーサポート事業 |
| <p><B-1-16></p> <p>乳幼児交流事業 (子ども政策課)</p> | <p>親子遊びと保護者の情報交換、育児相談、仲間づくりの機会・場所を提供しています。乳幼児交流事業のうち、満3か月から1歳の誕生日までの乳児を対象にした事業「コロコロパンダ」については、子ども家庭支援センターすこやかを中心に、合計6施設で実施しています。</p> |
| <p><B-1-17></p> <p>子育て講座事業 (子ども政策課)</p> | <p>健康、救急講座、子どもとの関わり方の講座など、子育てに関する内容を中心とした学習事業「エンゼル大学」を実施しています。</p> |
| <p><B-1-18></p> <p>子育てひろば事業 (児童青少年課)</p> | <p>子育て中やこれから子育てを始める市民を対象に、全児童館で未就学児の子育てに関する各種相談を行い、必要に応じて各関連機関と連携し、育児に対する悩みや不安の解消を図っています。</p> <p>また、栄養指導・歯科衛生指導等の健康講座を実施するとともに、レクリエーション、乳幼児サークルの支援を行い、地域の身近な場所での保護者同士の交流・仲間づくりを支援しています。</p> <p>各児童館にWi-fiを設置し、子育てひろば内のサークル活動や研修に活かしています。</p> |

(B－2) 教育における支援

児童・生徒の障害状況に応じた特別支援教育を展開するとともに、学校生活での児童・生徒や保護者の不安や悩みなどの相談に応じます。

前計画期間の振り返り

- 通常の学級における指導では、その能力を十分に伸ばすことが困難で、特別な支援が必要な児童・生徒に、障害の程度に応じた適切な教育の場を提供するため、就学・転学・校内通級教室等の入退級の相談を行っています。(指導室)
- 就学支援シートを活用して、入学前に配慮を必要とする子どもについて情報共有することで、新1年学級編制での対応や、入学後の保護者と教職員の連携を図った学校体制の検討、個別の教育支援計画や個別指導計画作成への反映等の対応を図っています。(指導室)
- 調布市の特別支援教育の実態を踏まえた「調布市特別支援教育推進計画」を平成31年4月に策定しました。調布市立小・中学校における巡回指導体制の確立や教員等の資質・能力の向上を図りました。また、令和5年2月には「第2期調布市特別支援教育推進計画」を策定しました。(指導室)
- 各学校の特別支援教育コーディネーターや特別支援教室専門員、特別支援学級の担任や校内通級教室教員、特別支援学級支援員など特別支援教育に関わる教職員に対する研修を深め、指導に生かしました。また、校長・副校長・主幹教諭等、職層に応じた研修を実施し、通常の学級においても特別支援教育を推進しています。(指導室)
- スクールソーシャルワーカーが福祉分野に関する専門的な知識や技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境への働きかけや関係機関等のネットワークを構築して、問題を抱える児童・生徒に支援を行っています。(指導室)
- スクールカウンセラーについては、経験年数によってカウンセリングに差異が出ないようにするために、年間を通した研修を実施し、各自のカウンセリング技術を高められるようにしています。(指導室)

◆ 就学支援体制の充実

保護者が必要な時期に確実に就学相談につながり、子どもにとって適切な選択ができるよう、周知や案内を始めとした体制づくりや相談員のスキルアップをより一層推進とともに、就学へのスムーズな移行へ向けて「就学支援シート」を活用し、保育園・幼稚園での支援を小学校につなげていくことが必要です。

◆ 特別支援教育・インクルーシブ教育システムの推進

すべての学校、すべての学級において特別支援教育を充実させていくことで、インクルーシブ教育システムの実現に向けて取り組んでいく必要があります。障害の有無に関わらない児童・生徒同士の交流の機会や、市内小中学校において、医療的ケアを含めて障害のある児童・生徒の受け入れや、児童生徒に対する障害理解を広げていくことが求められています。

◆ 相談体制における福祉と教育の連携

スクールソーシャルワーカーや教育支援コーディネーターを通じて児童・生徒や保護者の相談に応じるとともに、内容に応じて福祉分野の関係機関とも連携しながら支援していくことが必要です。

<就学支援体制の充実>

- 就学相談については、児童・生徒又は未就学児がその時点において最も適切な学びの場を選択できるよう、児童・生徒及びその保護者の意見、教育学・医学等の専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から実施していきます。そのために、多様な機関と組織的に連携して、さらなる相談体制の充実に取り組みます。
- 「就学支援シート」の活用により就学前の支援を小学校へつなげ、スムーズに学校生活を送ることができるよう、引き続き支援します。

<特別支援教育・インクルーシブ教育システムの推進>

- 特別な支援を必要とする児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応える指導を提供できるよう、校内通級教室の運営や、個別指導計画の作成、すべての教職員への研修実施、特別支援学級の増設や在籍学級への人的配置等に努めます。加えて、就学前から卒業後までを見据えた就学相談機能の充実を図るとともに、地域で切れ目ない支援が受けられるよう地域・関係機関との連携を進めることにより、どの子どもも十分な教育を受けることができ、共に学び共に生きる社会を目指し、すべての学校、すべての学級で特別支援教育を推進します。
- 医療的ケアを必要とする児童・生徒が、学校において安全に教育が受けられるよう、人的支援や教員への研修等、支援体制を整備します。
- 小・中学校の施設面におけるバリアフリー化については、校舎等の改築や児童・生徒の状況に応じて、障害のある児童・生徒が学校生活を送るまでの安全性を確保するために施設の改修工事や校舎建替えに併せて計画的に進めています。
- 児童・生徒が学習の目的を達成するためのツールとしてICT機器の活用が進むように、教員の指導力やICT機器の活用能力の向上を図ります。

<相談体制における福祉と教育の連携>

- 子どもに関する様々な心配ごとについて、教育支援コーディネーターや教育相談所が連携し、悩みや不安を抱える子どもや保護者一人一人の心に寄り添い、関係機関と連携を図りながら、個に応じたきめ細かい対応に努めます。
- 様々な家庭環境にある児童・生徒に対し、早期発見や関係機関との連携といった適切な支援につなげられるよう、教員の資質・能力向上に努めるほか、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる支援体制の充実などに努めます。

【主要事業】

| No.B-2-01 | 就学相談の充実 | 指導室 |
|-----------|---|-----|
| 事業概要 | 通常の学級における指導では、その能力を十分に伸ばすことが困難で、特別な支援が必要な児童・生徒に、障害の状態や教育上必要な支援の内容に応じた適切な教育の場を提供するため、就学・転学・校内通級教室等の入退級の相談を行います。 | |
| 今後の方向性 | 児童・生徒または未就学児がその時点において最も適切な学びの場を選択できるよう、児童・生徒及びその保護者の意見、教育学・医学・心理学など専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から実施するため、多様な機関と組織的に連携して、さらなる相談体制の充実に取り組みます。 | |

| No.B-2-02 | 就学支援シートの活用推進 | 指導室 |
|-----------|--|-----|
| 事業概要 | 保育園、幼稚園、民間保育施設及び子ども発達センターが保護者と協力して就学支援シートを作成し、小学校に必要な支援を引き継ぐことで、児童の幼児期から学童期への円滑な移行を幼保小連携推進事業の一環として支援します。 | |
| 今後の方向性 | 保育課と指導室で共催する幼保小連携推進協議会において、幼稚園・保育園・小学校の代表者と十分に協議を行い、より効果的な事業推進に向け検討を行います。 | |

| No.B-2-03 | 特別支援教育の推進 | 指導室 |
|-----------|--|-----|
| 事業概要 | 障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行います。 | |
| 今後の方向性 | 調布市の特別支援教育の基本理念である「どの子どももも十分な教育を受けることができ、共に学び、共に生きる社会を目指し、すべての学校、すべての学級で特別支援教育を推進します」の具現化に向け、令和5年2月に策定した「第2期調布市特別支援教育推進計画」に基づく取組を実施し、特別支援教育の推進をさらに充実します。 | |

| | | |
|-----------|--|-----|
| No.B-2-04 | 教職員研修の充実 | 指導室 |
| 事業概要 | 通常の学級や特別支援学級にかかわらず、特別な支援を必要とする児童・生徒の指導・支援には、個別対応や合理的配慮が求められます。すべての学校で子どもたちが同じ指導・支援を受けられるようにするために、教育委員会が主体となって研修を実施し、すべての教職員の専門性の向上を図ります。 | |
| 今後の方向性 | 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒に、合理的配慮の提供や心理的安全の確保ができるように、教育委員会が担当教員の研修を実施します。特別支援学級については、教員が若手の教員を育成できるように専門性のある教員を講師として選定し、実践的な研修を実施します。校内通級教室については、各拠点校の主任教員が中心となり、事例や指導方法について研修を実施し、教員の指導技術の向上を図ります。これらの研修を通じ、小・中学校それぞれの教員の指導力を高めるとともに、小・中学校の9年間を見据えた合同研修を進めます。 | |

| | | |
|-----------|--|-----|
| No.B-2-05 | 副籍制度による交流活動の推進 | 指導室 |
| 事業概要 | 特別支援学校に在籍している市内在住の児童・生徒の副籍制度による市立小・中学校での交流活動を推進し、直接交流・間接交流を問わず、多様な児童・生徒ができるだけ同じ場で学ぶことや、相互の情報を共有できるように取り組みます。 | |
| 今後の方向性 | 特別支援学校の小学部・中学部に在籍する児童・生徒の地域とのつながりを維持・継続し、相互の理解を深めるために、副籍制度による交流活動を推進します。 | |

| | | |
|-----------|--|-----|
| No.B-2-06 | 個に応じたきめ細かな教育相談の充実 | 指導室 |
| 事業概要 | 児童・生徒に関する様々な心配ごとについて、教育支援コーディネーターと教育相談所が連携し、悩みや不安を抱える児童・生徒や保護者一人一人の心に寄り添い、関係機関と連携を図りながら、個に応じたきめ細かな対応に努めます。 | |
| 今後の方向性 | 学校、関係機関と連携を図りながら、個に応じた教育相談を継続して実施します。 | |

| | | |
|-----------|---|------------|
| No.B-2-08 | 【新規】市立学校における医療的ケア児への対応 | 指導室 学務課 |
| 事業概要 | 令和3年9月施行の医療的ケア児支援法の目的に基づいて、医療的ケアを必要とする児童・生徒が学校において適切な医療的ケアやその他の支援が受けられるように学校・保護者・主治医・学校医等関係機関と連携し、環境・体制の整備について準備を進めます。 | |
| 今後の方向性 | 関係部署との情報共有を密にし、対象児童・生徒の把握に努めます。学校のための医療的ケア児への対応を示したガイドラインを教育委員会で策定し、全校において研修等を実施し、医療的ケアへの認識を深め組織的な体制整備ができるように学校を支援していきます。 | |

| | | |
|-----------|--|-------|
| No.B-2-09 | 学校施設のバリアフリーの整備 | 教育総務課 |
| 事業概要 | 障害のある児童・生徒が学校生活を送るまでの安全性を確保するために施設の改修工事や校舎建替えに併せ、計画的に市立小・中学校施設のバリアフリー整備を進めていきます。 | |
| 今後の方向性 | 学校施設の改修工事や校舎建替えに併せて実施します。 | |

| | | |
|-----------|--|-----|
| No.B-2-10 | 【新規】ICT機器を活用した指導の充実 | 指導室 |
| 事業概要 | 教員のICT機器を活用した指導力向上を進め、児童・生徒一人一台端末の活用による情報活用能力の育成を図り、教科指導や日常生活で児童・生徒がICT機器を積極的に活用できるように支援を行います。 | |
| 今後の方向性 | 児童・生徒が学習の目的を達成するためのツールとしてICT機器の活用が進むように、各学校の活用事例を共有し教員の指導力向上を図ります。 また、児童・生徒の学びの記録を活用した学習支援を実施するために、教員のICT機器の活用能力の向上を図ります。 | |

| | | |
|-----------|---|---------|
| No.B-2-11 | 様々な家庭環境にある児童・生徒への支援 | 指導室・学務課 |
| 事業概要 | 経済的な困難を抱える家庭に対し、就学援助制度等による支援を継続するとともに、ヤングケアラーなど、様々な家庭環境にある児童・生徒に対し、早期発見や関係機関と連携した適切な支援につなげます。 | |
| 今後の方向性 | 早期発見や関係機関と連携した適切な支援につなげられるよう、教員の資質・能力の向上に努めるほか、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる支援体制の充実などに努めます。 | |

(B－3) 放課後等の活動の支援

障害児が学校以外の場所でのレクリエーション、スポーツなどの余暇活動をして過ごすことや、障害に応じた専門的な療育を受けることを支援します。

前計画期間の振り返り

- 令和2年4月に既存の学童クラブでは受入れが困難な障害児が利用できる「ゆずのき学童クラブ」を開設しました。学童クラブ内には、医務室やスヌーズレンルーム、エレベーター等を設置し、1人1人の障害特性に応じた支援を提供しています。また、市内各学校と学童クラブの間、学童クラブと児童宅の間を車両による送迎事業を実施しており、市内全域から障害児の利用を可能としています。(児童青少年課)
- 児童館や青少年ステーションCAPSにおいてスタッフを対象とした研修等を通じ障害者の応対に関するスキルの向上を図るとともに、中・高校生世代の様々な活動を支援できるように努めています。(児童青少年課)
- 平成30年度から、FC東京の協働により障害児向けの「あおぞらサッカースクール」を実施しています。
- 遊ing(ゆーいんぐ)事業、のびのびサークルの各事業は、令和2年度及び令和3年度は、コロナ禍では中止、開催回数の減少が多くありましたが、令和4年度は予定どおり開催しました。
- 障害児通所支援事業所の運営費補助は、利用者定員の区分に応じた補助基準額をもとに、別途市が定める指標に応じたポイントにより補助率を決定することとし、事業者の取組推進やサービスの質の向上を図っています。
- 市が設置する総合福祉センター放課後等デイサービス「ぴっころ」は、民間事業所の増加の一方で、受入先の少ない肢体不自由児の貴重な通所先となっており、高校生以降も引き続いて利用を希望する声が多かったため、平成30年度より、主に肢体不自由や重症心身障害のある高校生の受け入れを拡大しました。
- 令和元年10月から、日中一時支援事業を拡充し、通所施設における延長支援について、市独自の助成制度を設けました。

◆ 放課後等デイサービスの充実

障害のある児童の活動場所として、様々な障害種別やニーズに対応できる放課後等デイサービス事業所は今後も充実が必要です。事業所の増加の一方で、受入れ可能な事業所が限られる肢体不自由児や重症心身障害児の行き先を確保していくことも課題です。

市が設置する総合福祉センター放課後等デイサービス「ぴっころ」は、総合福祉センターの移転に伴い、送迎の実施を含む移転後の事業実施体制を検討する必要があります。

◆ 多様な活動機会の確保

放課後等デイサービスに限らず、学童クラブなどで健常児と共に活動する機会や、スポーツ・運動やレクリエーション活動など、多様な活動を経験できる場や機会の充実が必要ですが、ボランティアを含めその担い手を継続的に確保していくことが課題です。

障害児を主な対象とした活動の場だけでなく、民間の習い事・教室での受入れ機会を広げていくことが必要です。

<放課後等デイサービスの充実>

- 今後も事業者からの開設相談や、市独自の開設費補助、運営費補助における補助金の採択、交付条件等を通じて、肢体不自由児、医療的ケアが必要な児童、強度行動障害を含む重度知的障害児など多様なニーズに対応可能な事業所の拡充を図ります。放課後等デイサービス事業所の設置支援を行い、拡大を図ります。
- 放課後等デイサービス事業所が、相談支援事業所や教育機関、その他の放課後活動事業などと連携しながら、より一体的に児童を支援できる体制を整備します。児童発達支援から放課後等デイサービスへ切り替えを円滑に進め、切れ目のない支援をします。
- 市が設置する放課後等デイサービス「ぴっころ」について、総合福祉センターの京王多摩川駅周辺への移転にあわせ、送迎サービスの実施を検討します。

<多様な活動機会の確保>

- 医療的ケア児の受入れが可能な学童クラブの設置を始め、各学童クラブでも加配職員の配置や送迎事業を実施することなどにより、障害がある児童や配慮が必要な児童が健常児とともに過ごせる機会を提供していきます。また、放課後子供教室あそびバ・児童館における配慮、支援などにより、障害児と全ての児童との交流を促進します。
- 障害者差別解消法の一部改正（令和6年4月1日施行）により、事業者による障害のある人の合理的配慮の提供が義務化されることについて普及啓発を進め、民間の習い事・教室での受け入れ拡大を広めていきます。

【主要事業】

| | | |
|-----------|---|-------|
| No.B-3-01 | 日中一時支援費支給事業 | 障害福祉課 |
| 事業概要 | 見守り支援を必要とする障害者を一時的に預けた場合に要した費用を支給します。日中活動の場を提供し、見守り及び社会について適応するための日常的な訓練を行います。 | |
| 今後の方向性 | <p>障害児の放課後等デイサービス利用終了後の延長支援、障害者の平日夕方以降の過ごし方、障害児・者の休日の過ごし方などへの活用を想定し、事業所登録要件や支給額の見直しを含め、事業のあり方を検討していきます。</p> <p>医療的ケア児等の一時預かり、入所に対応した加算を創設について検討を進めます。</p> | |

| | | |
|-----------|---|-------|
| No.B-3-02 | 総合福祉センター放課後等デイサービス事業（ぴっころ）の運営 | 障害福祉課 |
| 事業概要 | 調布市総合福祉センターにて、障害児を対象として音楽療法を主体とした児童福祉法に基づく放課後等デイサービスを運営し、適切な療育の推進を図ります。（定員 平日各 10 人） | |
| 今後の方向性 | 総合福祉センターの移転にあわせて、新たに送迎サービスの実施とともに、肢体不自由児、重症心身障害児の受入れ等、市立施設に求められる役割、あり方等を検討し、必要に応じて事業内容の一部見直しも視野に入れながら事業継続を図ります。 | |

| | | |
|-----------|--|--------|
| No.B-3-03 | 学童クラブ事業 | 児童青少年課 |
| 事業概要 | <p>就労等により、保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な遊びと生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を図っています。今後の児童数の推移等を見据え、必要が生じた地域には、地域の需要に応じた対策を行います。障害のある在籍児童に対しては、職員による送迎を行うことで保護者の負担を軽減します。</p> <p>既存の学童クラブでは受入れが困難な障害児が利用できるゆずのき学童クラブを整備しています。</p> | |
| 今後の方向性 | <p>新たな学童クラブの開設に当たっては、バリアフリー対応を基本とするとともに、運営面においてはより利用しやすくなるよう、当事者となる親の会と意見交換を行うとともに、運営事業者等と協議・調整します。</p> <p>また、「障害児に対する加配職員の配置」や学校から学童クラブまでの道のりを職員が徒步で付添する「付添送迎」等、地域の学童クラブにおいても、障害児の受入れ体制が充実している旨を保護者等に対し丁寧に説明して参ります。</p> | |

| | | |
|-----------|---|--------|
| No.B-3-04 | 放課後子供教室事業（あそびば） | 児童青少年課 |
| 事業概要 | 放課後の学校施設を利用し、市内在住の小学校の児童（特別支援学級及び特別支援学校を含む）に対して、安全・安心な放課後の居場所を提供するとともに、地域等の様々な技能・経験を有する人材の参画のもと、児童に学習、体験、交流活動等の様々なプログラムを提供することで児童の健全育成を図っていきます。 | |
| 今後の方向性 | <p>地域等の様々な技能・経験を有する人材の参画を促しながら、様々な遊びのプログラムの提供を行っていきます。</p> <p>また、都立特別支援学校に在籍する児童との副籍交流を引き続き実施するなど、障害の有無に関わらず地域の子どもたちが分け隔てなく交流できるよう事業を継続します。</p> | |

| | | |
|-----------|---|--------|
| No.B-3-05 | 児童館事業 | 児童青少年課 |
| 事業概要 | <p>地域における児童の安全な日常の遊び場として施設を開放するとともに、ウルトラキャンプや児童青少年フェスティバル等の全館事業のほか、工作の会や遠足などの各館事業を実施し、児童の健全な育成を図ります。市内全児童館に Wi-fi を設置し、e スポーツを導入する等児童同士の新しい交流を促進します。また、「調布市公共施設マネジメント計画」に基づく児童館改修工事の実施に計画的に取り組んでいきます。</p> | |
| 今後の方向性 | <p>施設の老朽化等に伴い大規模改修等を実施する際には、バリアフリー化も視野に入れた整備となるよう努めます。</p> <p>また、合理的配慮の観点から、障害児の利用しやすい環境づくりに努めるとともに、障害児対応の研修も継続的に実施して参ります。</p> | |

| | | |
|-----------|---|--------|
| No.B-3-06 | 青少年ステーションC A P S | 児童青少年課 |
| 事業概要 | <p>中・高校生世代を対象にした健全な居場所を提供し、多様な分野（音楽、スポーツ、ダンス、学習スペース等）の活動を支援します。また、多感な世代の様々な悩み・相談に対応する相談事業を展開していきます。</p> | |
| 今後の方向性 | <p>今後も中・高校生世代における様々な自主的活動を支援することで、健全な居場所となるよう事業を継続します。</p> | |

【その他関連事業】

| 事業名 | 事業概要 |
|---|---|
| <No.B-3-07> 遊 ing（ゆーいんぐ）事業 (社会教育課) | 特別支援学級に在籍する児童・生徒を対象に、スポーツや工作、映画鑑賞など楽しく遊びながら社会体験の機会を提供します。 |
| <No.B-3-08> のびのびサークル事業 (社会教育課) | 特別支援学級及び特別支援学校在籍者・卒業生を対象に、ダンスなどを開催し、社会体験の機会を提供します。 |

(B-4) 働くこと・日中活動の支援

障害者が一般企業や通所施設（福祉作業所）で働くことや、その人に応じた活動により日中を過ごすことを支援します。

前計画期間の振り返り

- 就労に向けた相談事業として、2か所の就労支援センター間及び関係機関と連携強化しながら、就労や生活面の支援を実施し、ニーズの高い就労後の定着支援についても企業向けセミナー等を開催しました。
- 平成30年4月施行の障害者総合支援法の改正により新たに創設されたサービス「就労定着支援」について、市が設置する「知的障害者援護施設すまいる分室」において平成30年7月より事業を開始し、一般就労へ移行した利用者の定着支援を行っています。
- 新たに事業所開設を希望する事業者への開設相談や、開設経費の補助による支援を行い、サービスの拡大を進めました。
- 市が設置し、重症心身障害者（一部医療的ケアを含む。）を対象とする「デイセンターまなびや」では、通所者の増加ペースが大きくなり、近く新たな利用者の受入れが難しくなることが想定されることから、令和6年度の開設を目指して、新たな重症心身障害者の通所施設の開設準備を進めています。
- 市が障害者通所施設に交付している運営費補助金について、利用者定員の区分に応じた補助基準額をもとに、別途市が定める指標に応じたポイントにより補助率を決定することとし、事業者の取組推進やサービスの質の向上を図っています。
- 調布市福祉作業所等連絡会は自主製品の販路拡大や共同受注事業を展開していくことによって、利用者の働く意欲の向上及び工賃の引き上げを図っており、運営費の補助を実施しています。

◆ 働く機会、相談の充実

障害者がより一層働く社会を目指して、就労支援の充実が必要です。障害者雇用や就労を支援するサービスが拡大する一方で、就労支援機関同士の連携や、就労に向かう前の生活面や社会面のスキルの課題からの支援、離職後の再就職支援、就労中や通勤においても介助を要する重度障害者の就労支援など、より幅広い就労へ向けたニーズに対応できる体制の整備が課題です。

◆ 障害特性に応じた日中活動場所の整備

地域で暮らす障害者の増加や今後の特別支援学校卒業生等の受入れを見据え、継続的に整備を進めていくことが必要です。また、それぞれの障害特性や、高齢になった障害者などの多様な活動ニーズに応えられる体制が求められています。

特に手厚い支援体制が必要な重度知的障害者や医療的ケアを含む重症心身障害者については、既存施設での受入れが限界に達しつつあり、新たな施設の整備が課題です。

◆ 工賃向上への取組

作業所等経営ネットワークの取組などにより受注機会は拡大していますが、コロナ禍での受注作業の落ち込みもあり、今後も就労継続支援B型事業所などの障害者就労施設等で働く障害者の更なる工賃向上への取組が必要です。

<働く機会、相談の充実>

- 「ちようふだぞう」「こころの健康支援センター就労支援室ライズ」の2か所の障害者就労支援センターを中心に、障害者雇用の推進や、民間事業者への働きかけを行い、新たな雇用の創出に取り組み、障害者が働く機会の充実を図り、就労支援、定着支援に引き続き取り組みます。
- 「すまいる分室」を拡大移転する「(仮称) ワークライフカレッジすとっく」の運営により、より多様なニーズへの対応により就労支援の拡充を図ります。
- 障害の種別や重さに関わらず、より多くの障害者が働けるよう支援体制の充実を図ります。

<障害特性に応じた日中活動場所の整備>

- 新たに開設する「(仮称) デイセンターまなびや国領」に加え、「(仮称) 調布基地跡地福祉施設」の整備を進め、民間事業所では受入れが困難な重度障害者に対応した支援体制の充実を図ります。
- 今後の特別支援学校卒業生等の通所先の安定的な確保や、重度知的障害者、高齢障害者、発達障害者、高次脳機能障害者など一人ひとりの多様な障害特性に応じて支援を受けながら働いたり、過ごしたりできる日中活動場所の整備を進めるため、通所施設の設置支援を行います。
- 障害者の平日夕方以降の居場所の確保について、検討を進めます。

<工賃向上への取組>

- 「障害者優先調達推進法」に基づき市の障害者福祉施設などへの発注機会を確保、拡大するとともに、「作業所等経営ネットワーク支援事業」などにより受注力の強化を支援し、障害者福祉施設等で働く障害者の工賃向上を図ります。
企業との連携等により、販路拡大、受注促進図ります。

【主要事業】

| No.B-4-01 | 障害者就労支援事業 | 障害福祉課 |
|-----------|---|-------|
| 事業概要 | <p>障害者が一般就労し、安心して働きつづけることができるよう、身近な地域において就労面及び生活面の支援を一体的に提供し障害者の就労の促進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者地域生活・就労支援センター「ちょうふだぞう」 (主に知的障害者、身体障害者) ○ こころの健康支援センター就労支援室ライズ (主に精神障害者、発達障害者) | |
| 今後の方向性 | 就労や生活面など多様な障害特性に応じた支援の提供を進めます。また、就労後のバックアップ支援を強化することで、安心して同じ職場に長く定着できるよう対応していきます。 | |

| No.B-4-02 | 【新規】(仮称) ワークライフカレッジすとっくの運営 | 障害福祉課 |
|-----------|---|-------|
| 事業概要 | <p>就労が可能な知的障害者に福祉的就労の機会を提供するとともに、一般就労に向けた訓練・支援を行う多機能型事業所として、令和6年4月に開所します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ワークライフカレッジすとっく(国領町) 定員20人 | |
| 今後の方向性 | すまいる分室の機能を拡大移転し、障害者就労支援センター「ちょうふだぞう」との連携体制の充実を図ります。 | |

※195ページに新たに設置する施設の概要を記載しています。

| No.B-4-03 | 【新規】雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業 | 障害福祉課 |
|-----------|---|-------|
| 事業概要 | 重度障害者が就労するために必要な通勤や職場等における支援に対してヘルパーを派遣します。 | |
| 今後の方向性 | 重度障害者もより働く社会の実現を目指し、調布市においても次期計画期間において事業開始を検討します。 | |

| No.B-4-04 | 障害者等雇用事業 | 障害福祉課 |
|-----------|---|-------|
| 事業概要 | 市役所等において障害者に対して就業の機会を設け、社会的自立の促進や労働意欲の向上を図ることで、障害者福祉の増進を図ります。 | |
| 今後の方向性 | 市役所等において、引き続き障害者の就労の場の提供及び制度の周知を行う。市内の就労支援センターと連携し、福祉的雇用から一般就労にむけてのステップアップを支援します。 | |

| | | |
|-----------|--|-------|
| No.B-4-05 | 希望の家の運営 | 障害福祉課 |
| 事業概要 | <p>一般就労が困難な知的障害者に対し、生産活動等の機会の提供、授産指導、生活支援などの日中活動支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 希望の家（富士見町） 定員 26 人 ○ 希望の家分場（入間町） 定員 12 人 | |
| 今後の方向性 | <p>民間事業所では受け入れが困難な手厚い支援を必要とする重度知的障害者の受け入れの場として、今後も計画的な受入れの実施と支援体制の確保を図ります。特に、福祉的就労を希望する肢体不自由を重複した知的障害者の受け入れ体制を整備します。</p> | |

| | | |
|-----------|--|-------|
| No.B-4-06 | 知的障害者援護施設そよかぜの運営 | 障害福祉課 |
| 事業概要 | <p>一般就労が困難な知的障害者に対し、生産活動等の機会の提供、授産指導、生活支援などの日中活動支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 知的障害者援護施設そよかぜ（西町） 定員 30 人 | |
| 今後の方向性 | <p>利用者の高齢化、重度化等に対応した支援体制の充実を図りながら、民間事業所では受け入れが困難な手厚い支援を必要とする重度知的障害者の受入れの場として、今後も計画的な受入れの実施を行います。</p> | |

| | | |
|-----------|--|-------|
| No.B-4-07 | 知的障害者援護施設すまいるの運営 | 障害福祉課 |
| 事業概要 | <p>就労が可能な知的障害者に福祉的就労の機会を提供するとともに、一般就労に向けた訓練・支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 知的障害者援護施設すまいる（西町） 定員 32 人 | |
| 今後の方向性 | <p>高齢化により作業が困難になってきている利用者への対応を含め、今後の市立施設としての役割について、事業内容の見直し、検討を行います。</p> | |

| | | |
|-----------|--|-------|
| No.B-4-08 | デイセンターまなびやの運営 | 障害福祉課 |
| 事業概要 | <p>重度重複障害者を対象として日常生活や社会適応を養うための訓練を行うことで社会活動への参加を支援します。また、介護者の病気等で一時的に介護が困難な場合の日帰り介護を行います。</p> | |
| 今後の方向性 | <p>利用者の増加に伴い、新たに令和 6 年 4 月にデイセンターまなびや国領を開所します。デイセンターまなびや、まなびや国領の 2 施設の利用者について、現在実施している医療的ケアの継続を含め、利用者の障害状態に応じた必要な支援体制を整えていきます。</p> | |

| | | |
|-----------|---|-------|
| No.B-4-09 | こころの健康支援センターの運営（自立訓練事業） | 障害福祉課 |
| 事業概要 | 精神障害者及び発達障害者を対象として、ニーズや対象者別のプログラムによるグループワーク、生活スキル向上や健康維持を目的とした訓練プログラム、個別課題に対しての訪問支援等を実施します。 | |
| 今後の方向性 | 利用者数が増加傾向にあり、引き続き活動プログラムや支援体制の充実を図ります。 | |

| | | |
|-----------|---|-------|
| No.B-4-10 | 【新規】デイセンターまなびや国領の運営 | 障害福祉課 |
| 事業概要 | デイセンターまなびやの利用者増を受け、令和6年4月に新たに開所します。重度重複障害者を対象として日常生活や社会適応を養うための訓練を行うことで社会活動への参加を支援します。また、介護者の病気等で一時的に介護が困難な場合の日帰り介護を行います。 | |
| 今後の方向性 | 現在デイセンターまなびやで実施している医療的ケアの継続を含め、利用者の障害状態に応じた必要な支援体制を整えていきます。 | |

| | | |
|-----------|--|-------|
| No.B-4-11 | (仮称) 調布基地跡地福祉施設の整備 | 障害福祉課 |
| 事業概要 | <p>都有地である西町の調布基地跡地において三鷹市が行う福祉施設の整備に、府中市とともに参画します。</p> <p>令和4年6月に三鷹市にて取りまとめられた「調布基地跡地福祉施設(仮称)整備に係る基本プラン」(改訂版)をもとに、以下のサービスを備えた「民設民営」方式による施設整備を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 重症心身障害者(医療的ケアを含む)対象 生活介護 20人 短期入所 6人 ○ 重度知的障害者(強度行動障害を含む)対象 生活介護 20人 短期入所 9人 | |
| 今後の方向性 | <p>令和5年度の事業者公募により、重症心身障害者向け施設と重度知的障害者施設の2施設の運営事業者が選定されました。</p> <p>東京都、三鷹市、府中市、運営事業者と連携し、令和8年1月の開設、運営を目標に施設整備を進めるとともに、開設後も安定した運営のための補助を行います。</p> | |

| | | |
|-----------|--|-------|
| No.B-4-12 | 作業所等経営ネットワーク支援 | 障害福祉課 |
| 事業概要 | 市内の作業所等が共同して製品販路、受注先開拓、製品受注及び製品開発等に取り組むネットワーク構築やその活動に対して、補助を行います。 | |
| 今後の方向性 | 民間企業と多様な連携を行い、従来の共同事業や自主製品づくりを充実するとともに、販路拡大等により作業所の利用者の勤労意欲の向上を図りながら、工賃水準の引き上げを目指すため、補助事業を継続します。 | |

| | | |
|-----------|--|-------|
| No.B-4-13 | 障害者優先調達推進法への取組 | 障害福祉課 |
| 事業概要 | 調布市における障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図ることで、障害者の就労支援及び自立と社会参加を促進します。 | |
| 今後の方向性 | 障害者優先調達推進法に基づき、「調布市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を策定し、その実績について公表していきます。また、引き続き市役所内での作業所製品等の展示販売会を実施するなど庁内で周知を図ります。 | |

【その他関連事業】

| 事業名 | 事業概要 |
|---|---|
| <No.B-4-14> 若者向け労働相談の実施 (産業振興課) | <p>地域若者サポートステーション事業であるちゅうふ若者サポートステーション（以下、サポステ）は厚生労働省の委託事業として、NPO 法人育て上げネットが若者の職業的自立支援として実施するものです。調布市はサポステの公益性に鑑みて、あくろす内施設を無償で提供しています。</p> <p>サポステでは、働く事に悩みを抱える15歳から49歳までの若者の就労や自立に向けて、相談やセミナーを行っています。また、働く事に不安を抱える子どもを持つ保護者からの相談も行っています。</p> |
| <No.B-4-15> 就労セミナーの実施 (産業振興課) | 就労・労働問題に対して関心や、疑問、悩みを持つ市民や事業主に対して、ハローワーク府中、東京都労働相談情報センター多摩事務所、その他関係機関と連携したセミナーを開催することで、労働関連知識の啓発や就労等に関する情報提供を図ります。 |
| <No.B-4-16> 市内在住の障害者の雇用の促進 (障害福祉課) | 障害者の雇用の安定及び促進を図るため、市内在住の障害者を雇用する事業者に対して、障害者就労体験事業奨励金を支給します。 |

(B－5) スポーツ・文化芸術・余暇活動の支援

就労や主な日中活動以外の場所や時間における、レクリエーション、スポーツなどの余暇活動、学習活動を支援します。

前計画期間の振り返り

- 障害の重さや社会的障壁を理由にスポーツ等余暇活動を行う機会が少ない障害者に対し、余暇活動の場を提供する「障害者余暇活動支援事業」（ほりで～ぶらん）を平成30年度より本格実施し、FC東京や東芝ブレイブルーパス東京等のプロスポーツチームとも連携し、運動不足の解消と地域生活の充実を図っています。令和2年度、3年度は新型コロナウイルスの影響に伴い、開催回数を減少し、実施規模及び参加人数を縮小して実施しました。
- パラリンピック開催を契機とした「パラリンピックレガシー」の創出を目指し、共生社会の重要性を市内外に発信する取組として「パラハートちようふ～つなげよう、ひろげよう、共に生きるまち～」を独自のキャッチフレーズに掲げ、障害者スポーツ体験会、市内のスポーツ・福祉分野における関係団体による協議体の設置など、心のバリアフリーの推進や障害に対する理解の促進に向けた取組を進めました。（スポーツ振興課）
- スポーツを通じた共生社会の充実を図るため、スポーツ分野と福祉分野の関係団体による「調布市障害者スポーツの振興における協議体」を令和元年度に設置し、障害者がスポーツに親しむ機会の創出における課題の解決に向けた話し合いや事業を実施しています。（スポーツ振興課）
- 市内の福祉作業所等で活動する障害児・者のアート作品の展示会「調布市パラアート展」を調布市福祉作業所等連絡会と共に毎年開催しているほか、（令和2年度は新型コロナウイルスの影響により中止）（公財）調布市文化・コミュニティ振興財団との連携により、障害の有無に関わらず、誰もが音楽や演劇など多彩な文化芸術活動に触れられる機会の創出に取り組んでいます。（文化生涯学習課）

今後の課題

◆ 多様な余暇活動の場・機会の確保

就労や施設での日中活動以外での、地域生活をより豊かにしていくものとして、障害特性に応じた様々な余暇活動、学習等を経験し、楽しむことのできる場、機会の充実が必要です。活動を広げていくにあたり、ボランティアを含めその担い手を継続的に確保していくことも課題です。

◆ スポーツ・運動機会の充実

東京2020大会のレガシーとして、障害の有無に関わらず、誰もが生涯を通してスポーツ・運動に親しみ、楽しめる機会を創出するなど、スポーツを通じた共生社会の充実を図ることが重要です。そのためには、障害者が参加しやすいイベントや事業の開催、日常的に身体を動かすことができる場の確保などに取り組み、障害者の生活の充実や健康づくりを進めていくことが必要です。

◆ 文化芸術活動の充実

障害児・者が絵画、音楽などの文化芸術活動に参加したり、楽しんだりする場、機会の充実が必要です。障害児・者本人の新たな能力の発揮による生活の充実に加え、活動を通じた地域との交流や障害理解の推進も期待されます。

<多様な余暇活動の場・機会の確保>

- 「障害者余暇活動支援事業（ほりで～ぷらん）」の拡充を検討し、就労や通所施設での日中活動以外の場での余暇活動の充実を推進します。また、杉の木成年教室等、様々な社会体験に参加する機会の提供に努めます。

<スポーツ・運動機会の充実>

- 市のスポーツ施設や事業において、障害のある方の利用への配慮やバリアフリー化など、障害のある方が使いやすい環境づくりを進め、障害の有無に関わらず多様な活動や施設利用の機会の充実を図ります。
- 福祉分野とスポーツ分野の関係団体により構成した「障害者スポーツの振興における協議体」において、障害者向けのスポーツや運動活動事業、地域の担い手の育成・充実のための事業を行い、障害者スポーツの振興を図ります。

<文化芸術活動の充実>

- 市の文化施設や事業において、障害のある方の利用への配慮やバリアフリー化など、障害のある方が使いやすい環境づくりにより、障害の有無に関わらず多様な活動や施設利用の機会の充実を図ります。
- 文化芸術の振興を通じた共生社会のより一層の充実に向けて、多様な主体との連携により、多彩なアートとの出会いを通じてパラハートちゅうふを広める取組を実施します。

【主要事業】

| | | |
|-----------|---|-------|
| No.B-5-01 | 障害者余暇活動支援事業 | 障害福祉課 |
| 事業概要 | 主に重度知的障害のある方を対象とした余暇活動イベントを定期的に開催することで、余暇活動の充実の他、運動不足の解消や家族の負担軽減を図ります。また、イベント開催に当たり、ボランティアや地域住民、関係機関の協力を得ることで、障害理解の推進を図ります。 | |
| 今後の方向性 | 活動を広げていくにあたり、ボランティアを含めその担い手を継続的に確保していくことを検討します。 | |

| | | |
|-----------|---|-------|
| No.B-5-02 | 地域活動支援センター事業 | 障害福祉課 |
| 事業概要 | <p>障害者への創作的活動や生産活動の機会の提供、地域との交流促進、障害者への相談や助言、支援、関係機関との連絡調整、ボランティア育成支援、障害者に対する理解促進のための普及活動と啓発活動などを行うことで、障害者等が地域において自立して日常生活または社会生活を営むことができるよう支援し、その促進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者地域活動支援センタードルチェ（身体障害） ○ 障害者地域生活・就労支援センターちゅうふだぞう（知的障害） ○ 地域生活支援センター希望ヶ丘（精神障害） | |
| 今後の方向性 | <p>コロナ禍において、活動が縮小していた創作活動や生産活動をコロナ禍以前に戻し、回数や利用者等を増加させます。</p> <p>障害者の日中活動の場を確保するだけではなく、相談や助言といったきめ細かい生活支援に対する需要は増えており、ますます必要性は高まっています。今後も、地域の障害のある市民の要望や意見に耳を傾けながら、実情に合わせて事業の拡充を図ります。</p> | |

| | | |
|-----------|--|---------|
| No.B-5-03 | 誰もが（障害の有無にかかわらず）スポーツ活動のできる環境づくり | スポーツ振興課 |
| 事業概要 | <p>(公社) スポーツ協会やスポーツ推進委員会、総合型地域スポーツクラブ等と連携し、障害の有無に関わらず誰もが参加できる事業を展開とともに、スポーツ施設においては、安全かつ快適に利用いただける施設の管理運営・維持保全に努めます。</p> | |
| 今後の方向性 | <p>障害当事者の運動機会の創出・定着に向けた取組を充実させるとともに、パラスポーツの普及・啓発を図ることで、障害理解の促進を行います。</p> <p>施設の維持保全・管理運営においては、当事者の意見を踏まえ、安全かつ快適に利用いただける施設を目指します。</p> | |

| | | |
|-----------|---|---------|
| No.B-5-04 | 調布市障害者スポーツの振興における協議体 | スポーツ振興課 |
| 事業概要 | 障害者スポーツの振興という目的のもと、福祉・スポーツ・医療分野の関係者が一堂に会し、各団体の現状や課題について情報共有・意見交換等を行い、課題解決に向けた連携の可能性を探る場を設けています。 | |
| 今後の方向性 | <p>分野間の連携を強めるとともに、教育等の新たな分野との連携も検討し、より一層充実した場となることを目指します。</p> <p>また、障害当事者のニーズを把握し、現在実施している運動プログラムの見直し・改善や、ニーズに寄り添った新たな取組についても検討を進めます。</p> | |

| | | |
|-----------|---|-------|
| No.B-5-05 | あおぞらサッカースクール | 障害福祉課 |
| 事業概要 | 利用者の障害特性に応じた受入れ体制を整備した市内事業者に対し、事業の運営経費の一部を補助することにより、障害児（者）が継続的に運動できる場を提供し、運動不足の解消と健康維持を図るもので。 | |
| 今後の方向性 | 今後もFC東京との連携を強め、事業拡充による利用希望者の受け入れ拡大を目指すことで支援を行う。 | |

| | | |
|-----------|--|---------|
| No.B-5-06 | デフリンピックに向けた取組 | スポーツ振興課 |
| 事業概要 | 2025年に夏季デフリンピック競技大会が日本で開催され、武蔵野の森総合スポーツプラザがバドミントンの競技会場となる予定です。 | |
| 今後の方向性 | 大会へ向けた機運醸成を図るとともに、障害理解促進、パラスポーツの啓発活動、障害当事者の余暇活動の支援に取り組みます。 | |

| | | |
|-----------|--|-----|
| No.B-5-07 | 読書環境の整備 | 図書館 |
| 事業概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・音訳・点訳資料の製作・収集・貸出。 ・マルチメディア DAISY 図書の製作・収集・貸出。 ・布の絵本・遊具の製作・収集・貸出。 ・各種資料製作の協力者養成講座の実施。 ・来館できない市民のための宅配サービスの実施。 ・大活字本の収集・貸出。 ・DAISY 再生機や車椅子など機器類の貸出。 | |
| 今後の方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ・資料の製作・収集・貸出等の現行サービスは継続して行う。 ・各種機関と連携を強め、サービスを必要とする人に届けられるよう広範囲への広報を行う。 ・要望が増大する宅配サービスの、管理運用体制の整備。 | |

| | | |
|-----------|---|---------|
| No.B-5-08 | 誰もが（障害の有無にかかわらず）文化芸術活動のできる環境づくり | 文化生涯学習課 |
| 事業概要 | <p>文化施設において、指定管理者である（公財）文化・コミュニティ振興財団と連携し、様々な鑑賞サポートをはじめとした障害の有無に関わらず参加できる事業展開や、安全かつ快適に利用いただける施設の管理運営・維持保全を行います。</p> <p>また、文化・コミュニティ振興財団においては、障害理解の促進に向けた職員研修を実施するなど、障害者の文化芸術活動を支える人材を育成します。</p> | |
| 今後の方向性 | <p>年齢や障害の有無、国籍などにかかわらず誰もが文化芸術に触れることができることのできる事業企画を行うとともに、鑑賞サポート等により、アクセシビリティの向上を図ります。</p> <p>施設の維持保全・管理運営においては、当事者の意見を踏まえ、安全かつ快適に利用いただける施設を目指します。</p> | |

| | | |
|-----------|--|---------|
| No.B-5-09 | パラハートちようふ meets ART | 文化生涯学習課 |
| 事業概要 | 市内の福祉作業所や特例子会社等で制作されたアート作品を展示する「調布市パラアート展」を核として、多彩なアート（文化芸術）との出会いを通じて共生社会の重要性を広く発信します。 | |
| 今後の方向性 | 「調布市パラアート展」で培ってきた福祉団体はもとより、民間事業者や文化・コミュニティ振興財団、プロスポーツチームなど、多様な主体との連携により、文化芸術の振興を通じた共生社会の充実を図ります。 | |

【その他関連事業】

| 事業名 | 事業概要 |
|--|--|
| <No.B-5-10> 杉の木青年教室事業 (社会教育課) | 特別支援学級を卒業した社会人の青年を対象に、スポーツや工作など、様々な社会体験や集団行動に参加する機会を提供します。 |

(B－6) 高齢期の支援

障害者が高齢になっても、その人らしく地域生活を継続できるよう支援します。

前計画期間の振り返り

- 市独自の事業所開設費補助金の候補選考において、令和3年度に精神障害者を対象とした生活介護事業所を交付対象として選定し、開設支援を行いました。
- 地域包括支援センターは令和3年度からの圏域変更に伴い、サブセンターを含む10か所の相談窓口を設けています。（高齢者支援室）
- 65歳に到達する個別ケースについては、各地区担当ケースワーカーが地域包括支援センター等と連携し、円滑な介護保険サービスへの移行を実施しました。個別対応の中では、介護保険サービスに加えて引き続き障害福祉サービスの提供が必要な方や、介護保険サービスへの移行を円滑に行うため、丁寧に聞き取りや説明を行い、今後の生活における変化を最小限にとどめるよう配慮しています。

今後の課題

◆ 高齢障害者に対応したサービス基盤の整備

高齢になっても住み慣れた地域で生活し続けたいという希望に応えるため、高齢障害者の特性やニーズに応じた通所施設などの日中の活動の場、グループホームなどの生活の場などを引き続き整備していくことが必要です。

◆ 高齢者福祉・介護保険との連携推進

高齢障害者の支援にあたっては、高齢者福祉や介護保険サービスとの連携が不可欠です。障害者が高齢になっても安心してサービスを受けられるよう、双方の理解や連携を深め、一体として支援を提供していく体制が必要です。

あわせて、家族や介護者の高齢化への対応も含め、家族・世帯単位で支援していくよう、分野を超えた相談支援体制の充実が必要です。

取組の方向性

<高齢障害者に対応したサービス基盤の整備>

- 障害者が高齢になっても、本人が希望する生活が続けられるように、高齢障害者にも対応できる日中活動場所や居住の場などの整備を図ります。

<高齢者福祉・介護保険との連携推進>

- 調布市障害者地域自立支援協議会における「サービスのあり方検討会」において、高齢障害者の支援のあり方や必要な支援体制等について、当事者や関係機関とともに検討していきます。
- 障害者本人だけでなく、家族の高齢化に伴う家族単位でのケアマネジメント体制の推進のため、障害者福祉と地域包括支援センター・介護保険事業所との間で、相互の制度理解や連携体制を強化します。

事業計画

【主要事業】

| No.B-6-01 | 高齢障害者の日中活動場所の整備 | 障害福祉課 |
|-----------|--|-------|
| 事業概要 | 加齢により従来の通所施設等での活動が困難になった高齢障害者の日中活動場所の確保のため、民間事業者による高齢障害者にも対応した新たな通所施設等の設置を支援します。 | |
| 今後の方向性 | 事業者との相談や、開設に係る補助金等の活用を通じて高齢障害者に必要なサービス提供体制に応じた事業所の設置を推進します。 | |

| No.B-6-02 | 介護保険制度への移行支援、地域包括支センターとの連携 | 障害福祉課 |
|-----------|--|-------|
| 事業概要 | 65歳到達に伴い、障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行が必要な利用者に対して、円滑なサービス移行ができるよう、サービス事業所と連携していきます。また、高齢障害者や介護保険第2号被保険者となる障害者への支援、また高齢者と障害者の親子世帯等多問題を抱える家族に対して、地域包括支援センター等と連携して総合的な支援を行います。 | |
| 今後の方向性 | 安心してサービスが滞りなく移行できるよう、相談支援専門員やケアマネジャー、障害福祉課地区担当ケースワーカー等が連携をして、必要な支援を行います。また、「サービスのあり方検討会」(自立支援協議会専門部会)を活用し、地域包括支援センター等との連携を充実させ、高齢者や障害者に関する様々な課題に取り組んでいきます。 | |

| No.B-6-03 | 地域包括支援センターを中心とした相談支援の実施 | 高齢者支援室 |
|-----------|---|--------|
| 事業概要 | <p>高齢者の総合相談窓口として、高齢者や家族に対する相談支援を行うほか、高齢者虐待の防止・早期発見等の権利擁護、地域の多様な社会資源を活用した包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防事業・介護予防給付を効果的かつ効率的に提供するための介護予防ケアマネジメントを行います。また、地域包括支援センターは現在市内に10か所あり、地域包括ケアシステムの中核機関として、ネットワークづくりや医療介護連携等の様々な役割を担っています。</p> <p>市は、包括支援センターが安定・継続して運営されるよう、その体制・機能強化に努めています。さらに、市においても、高齢者福祉相談員等が、高齢者やその家族等に対して健康や福祉・医療・生活に関すること等の総合的な相談支援に応じ、必要に応じて専門部署・関係機関と連携して包括的な支援を推進します。</p> | |
| 今後の方向性 | <p>誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくための「地域包括ケア」の中核を担う機関として、地域包括支援センターの機能を強化します。</p> <p>また、地域や関係機関との連携を強化し、地域包括支援センターの周知を図るとともに、ネットワークをいかした取組を充実させていきます。</p> | |

II 安心して住み続けられる地域の環境づくり

C 障害福祉サービスの基盤の充実

(C-1) 福祉人材の育成・確保

各種障害福祉サービスに従事する有資格者などの福祉人材の育成と確保により、サービスの拡大と質の向上を推進します。

前計画期間の振り返り

- 福祉人材育成センターでは、コロナ禍を踏まえ、専門研修や講演会等を中心にオンライン開催への切替えを進め、受講者が増加しました。受講機会を柔軟に確保できると、受講者からも今後も継続の要望がある状況です。市独自で通所事業所に交付している補助金の補助要件に研修受講を組み込んだことも、専門研修受講者の増加につながっています。
- 福祉人材育成センターでは令和4年度より、新たに創設された都補助金を活用して、医療的ケアに関する有資格者向けの技術向上研修を開始しました。
- 手話講習会では、コロナ禍により一部の講座が中止となったり、オンラインによる実施に変更したりしています。

今後の課題

◆ 福祉人材の育成・確保

障害児・者と家族の地域生活を支える障害福祉サービスを一層充実させていくため、サービス提供の現場で支援を担う福祉人材の育成・確保が課題です。人材の掘り起こし、新たな資格者の養成による量的拡大と、強度行動障害、医療的ケアなどを含めた支援への専門性の向上によるサービスの質の向上を進めていくことが必要です。

あわせて、事業所を超えた人材同士のネットワークやサポート体制による離職防止や定着を進めることも課題です。

取組の方向性

<福祉人材の育成・確保>

- 「調布市福祉人材育成センター」での取組を一層充実させ、市民全体からの人材の掘り起こしを含め、障害福祉サービスに従事する資格者の育成・確保を図ります。

- 「調布市福祉人材育成センター」において、現に障害福祉サービス等に従事している方の専門性向上やネットワーク構築を推進し、福祉人材の定着と質の向上を図ります。事業者や市民のニーズに応じた研修内容について、検討してまいります。

事業計画

【主要事業】

| No.C-I-01 | 福祉人材育成センター | 障害福祉課 |
|-----------|--|-------|
| 事業概要 | <p>調布市福祉人材育成センターの運営費の補助を行い、専門性を備えた地域の福祉人材の確保及び育成を総合的に推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉人材の養成 ・専門性の向上 ・市民参入に向けた普及啓発 ・事業所間・職員間のネットワーク形成 | |
| 今後の方向性 | <p>引き続き従業者養成研修を実施し、従事者（ヘルパー）の育成を通じて量的な確保と質の向上による提供体制の整備を推進します。あわせて、研修による資格取得者の就職へのマッチング強化を図ります。</p> <p>新たに事業所の強度行動障害等への対応力向上を図る研修の実施に取り組みます。</p> | |

| No.C-I-02 | 手話講習会事業 | 障害福祉課 |
|-----------|--|-------|
| 事業概要 | <p>社会福祉協議会が行う手話講習会に市が補助を行います。手話の普及啓発クラス（入門・基礎）、通訳者養成クラス（2年）を設けて、人材養成に努めています。また、中途障害者のための手話講習会を実施し、卒業後は互いに交流できる場のサロンを運営しています。</p> | |
| 今後の方向性 | <p>引き続き手話の普及と手話通訳者の養成を行います。また、今後の人材確保とよりよい運営を目指し、講習会の講師を担う当事者や手話通訳者と意見交換を行っていきます。</p> | |

【その他関連事業】

| 事業名 | 事業概要 |
|--|--|
| <p><No.C-I-03></p> <p>スーパーバイザー相談（支援者向け） (障害福祉課)</p> | <p>精神保健福祉に関する一般相談・社会復帰相談を行う担当者に対し、利用者の病状等の把握や支援方法について、専門医及び精神保健福祉士から助言・教育等のスーパーバイズを行い、人材の育成・指導を図ります。</p> |

(C－2) 事業者の支援

事業者への開設支援や運営支援等を通じて、サービス提供の継続・質の向上を推進します。

取組の方向性

<補助金等による経営支援>

- 事業者からの開設相談や、市独自の開設費補助、運営費補助における補助金の採択、交付条件等について、制度改正やニーズの変化等に応じながら継続的に見直しを図り、多様なニーズに対応可能な事業所の拡充を図ります。

<サービス提供の継続・質の向上への支援>

- 説明会、研修等様々な機会を活用し、隨時適切な情報提供を行うことで、事業者の事務負担の軽減、経営効率化等への支援を行い、安定的な運営継続の支援を図ります。
- 事業者への助言、指導及び第三者評価の活用等を通じて、サービスの質の向上を図ります。

事業計画

【主要事業】

| No.C-2-01 | 障害福祉サービス事業所等の開設費補助 | 障害福祉課 |
|-----------|---|-------|
| 事業概要 | 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所（通所系サービス）を開設する事業者に対して、開設に係る経費を補助します。 | |
| 今後の方向性 | 補助を希望する事業者の公募・選考により、重度知的障害者、高齢障害者、肢体不自由児、重症心身障害児、医療的ケアの必要な児童など多様な障害特性に応じた、より利用者のニーズに対して不足しているサービスの拡大を優先して補助を行います。 | |

| No.C-2-02 | 障害者グループホームの開設費補助 | 障害福祉課 |
|-----------|---|-------|
| 事業概要 | 障害者グループホームの拡充を図るため、新たにグループホームを設置する事業者に対し、開設に係る経費を補助します。 | |
| 今後の方向性 | 継続します。 | |

| | | |
|-----------|---|-------|
| No.C-2-03 | 障害福祉サービス事業所等の運営費補助 | 障害福祉課 |
| 事業概要 | 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所（通所系サービス）及び児童福祉法に基づく障害児通所支援事業所を運営する事業者に対して、運営に係る経費（施設賃借料）を補助します。 | |
| 今後の方向性 | 補助対象事業所の増加に対応しつつ、事業所の安定的運営により支援の質を確保するための制度として継続を図ります。 | |

| | | |
|-----------|--|-------|
| No.C-2-04 | 重度重複障害者グループホームの運営費補助 | 障害福祉課 |
| 事業概要 | 重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した障害者を対象としたグループホームの運営に係る経費を補助します。 ○ グループホームみつばち（布田） ○ グループホーム深大寺みつばち（深大寺東町） | |
| 今後の方向性 | 重度重複障害者の地域生活の場所を確保するため事業を継続しながら、国の報酬改定の状況を踏まえ、必要に応じて補助基準の再検討を行います。 | |

| | | |
|-----------|--|-------|
| No.C-2-05 | 重度知的障害者通所施設への運営費補助 | 障害福祉課 |
| 事業概要 | 特に手厚い支援が必要な重度知的障害者を受け入れる事業所に対して運営費の補助を行い、重度知的障害者の日中活動場所の確保を図ります。 ○ 希望の家深大寺（深大寺北町） ○ わかば事業所（染地） | |
| 今後の方向性 | 今後も補助を継続するとともに、事業者と協議を行いながら利用者の計画的な受け入れを進めます。 | |

| | | |
|-----------|--|-------|
| No.C-2-06 | 身体障害者デイサービス事業の運営支援 | 障害福祉課 |
| 事業概要 | 障害者支援施設「みずき」（府中市朝日町）が行う生活介護事業に対して補助を行うことにより、重度身体障害者（一部医療的ケアが必要な方を含む。）の日中活動の場所の確保と社会参加の促進、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。 | |
| 今後の方向性 | 市民が活用できる貴重な重度身体障害者の日中活動の場であるため、運営支援を継続します。 | |

| | | |
|-----------|---|-------|
| No.C-2-07 | 障害福祉サービス事業所等に対する指導検査 | 障害福祉課 |
| 事業概要 | 障害者総合支援法、児童福祉法に基づき、市が障害福祉サービス事業所等に対して、運営、利用者支援、会計等が法令による基準等に従い適切に行われているか検査等を行い、必要に応じて助言、指導又は是正の措置を講じます。 | |
| 今後の方向性 | 東京都と連携しつつ、市における指導検査の実施体制について検討を進めます。 | |

| | | |
|-----------|--|-------|
| No.C-2-08 | 第三者評価受審費の補助 | 障害福祉課 |
| 事業概要 | 市内の各障害福祉サービス・障害児通所支援事業所が、第三者評価を受ける際の受審費補助を行います。 | |
| 今後の方向性 | サービス内容を利用者に分かり易く伝えるとともに、事業者にサービスの質の向上を促すため、補助を継続します。 | |

| | | |
|-----------|---|-------|
| No.C-2-09 | サービスのあり方検討会 | 障害福祉課 |
| 事業概要 | 市内相談支援事業所の相談支援専門員のケアマネジメント能力の向上と均質化、調布市におけるサービスの支給決定の考え方の共有、情報交換等を図ります。 | |
| 今後の方向性 | 市内相談支援事業所の相談支援専門員が会し、日々の相談支援の中から見えてくる課題などを話し合い、内容に応じて事例検討や研修会を開催します。年2回、調布市障害者（児）地域生活支援拠点連絡会を一体的に開催し、地域課題について共有を図ります。 | |

【その他関連事業】

| 事業名 | 事業概要 |
|---|--|
| <No.C-2-10> 府中生活実習所送迎サービス運営費補助 (障害福祉課) | 知的障害者通所施設「府中生活実習所」(府中市)に対し、当該施設に通所する調布市民の送迎に係る費用を補助し、日中活動場所の確保を図ります。 |
| <No.C-2-11> 障害者（児）施設防犯対策整備費の補助 (障害福祉課) | 障害者（児）施設へ、カメラ付きインターホンの設置や防犯カメラの設置等の防犯対策に係る費用を補助し、安全かつ安心して過ごせる日中活動の場所の確保を図ります。 |
| <No.C-2-12> グループホーム防災対策事業費補助 (障害福祉課) | 障害者グループホームが消防法の要件を満たすために設置する防災対策設備の費用に対し補助することによって、安全なグループホーム整備の推進を図ります。 |
| <No.C-2-13> アルコール依存症障害者等活動施設等運営費補助 (障害福祉課) | アルコール依存症障害者の社会復帰を目標に、本人やそのご家族へ相談や助言、情報提供などを行っている施設を運営している団体等に対して、活動施設の運営費を補助することでその活動を支援し、利用者の社会復帰・自立の促進を図ります。 |

D 地域の環境づくり

(D-I) 移動の支援

障害のある方が自由に外出し、行きたい場所に行ける環境、サービスを整備します。

前計画期間の振り返り

- 移動支援について、新型コロナウイルス感染拡大に伴い外出する機会が減っており令和2～4年度は令和元年の総利用時間数の半分程度となっています。
- 令和2年度から、一定条件のもと特別支援学級への「通学」を目的とする移動支援の利用を可能としました。
- 移動支援について、令和4年度から支援費の引き上げを行いました。
- 令和2年度に福祉タクシー券のあり方検討委員会を設置し、タクシー券の対象者や交付方法等、車いす福祉タクシー制度を含めた外出支援のあり方について継続して協議を行っています。
- 車いす福祉タクシーにおいては、令和3年度から新たに利用登録証を創設し、対象者を明確化しました。
- 多摩地域福祉有償運送運営協議会について対象団体の更新等を行いました。また、有償運送事業に関する、講習会や勉強会等の情報提供も行いました。（福祉総務課）
- 鉄道や路線バスなどの公共交通を利用しにくい地域の解消や高齢者や障害者の社会参加の促進などを目的として、市内3つの地域で調布市ミニバスが運行しています。また、令和2年11月のミニバス北路線の一部大幅減便に伴う地域課題に対応したコミュニティ交通の今後の在り方を検討するため、令和4年1月から令和5年3月まで北部地域巡回公共交通の実証実験を実施しました。（交通対策課）

今後の課題

◆ 福祉サービスによる外出支援

コロナ禍において外出支援を行う障害福祉サービス等の利用は一時大きく減少しましたが、外出支援のニーズは高く、支援を担うヘルパーの育成を始め、サービス提供体制の拡充が必要です。あわせて、通学を含めた多様な外出支援のニーズに応えていくことも求められています。

◆ 公共交通機関の利用環境の充実

利用料金の助成などの支援のほか、設備のバリアフリー化などにより、障害者も含め、誰もが利用しやすい公共交通機関のバリアフリー化を促進することが必要です。そのためには、事業者だけでなく、一般市民の理解促進やお互いに誰もが助け合える社会をつくっていくことが必要です。

取組の方向性

<福祉サービスによる外出支援>

- 引き続き従業者養成研修を実施し、従事者（ヘルパー）の育成を通じて量的な確保と質の向上による提供体制の整備を推進します。併せて、研修による資格取得者の就職へのマッチング強化を図っていきます。

<公共交通機関の利用環境の充実>

- 「福祉タクシー等 事業」及び「ガソリン費助成事業」を廃止し、新たに「(仮称)お出かけサポート手当」を創設して、利用者の利便性向上を図ります。

【主要事業】

| | | |
|-----------|--|-------|
| No.D-I-01 | 移動支援費支給事業 | 障害福祉課 |
| 事業概要 | 公的機関や医療機関など社会生活上必要な施設への外出や、余暇活動・社会参加促進のため外出する場合にガイドヘルパーを派遣することで障害者の外出を支援します。 | |
| 今後の方向性 | 障害があるため社会生活上必要な外出が難しい方を支援するため、障害者（児）のニーズに対応しながら、支援を継続します。従事者（ガイドヘルパー）の養成と専門性の向上のため、調布市福祉人材育成センターにおける研修事業を充実させ、ガイドヘルパーの充実を図ります。 | |

| | | |
|-----------|---|-------|
| No.D-I-02 | 多摩地域福祉有償運送運営協議会への参画 | 福祉総務課 |
| 事業概要 | 一人で公共交通機関を利用することが困難な方を対象に、有償ドア・ツー・ドアの個別輸送を行うNPO法人等の事業者に対し、多摩地域福祉有償運送運営協議会への登録や更新に関する事務手続きを行っています。多摩地域福祉有償運送運営協議会では、福祉有償運送事業を行う際の安全確保及び旅客利益の確保等について様々な協議を行い、旅客利便性の向上に取り組んでいます。 | |
| 今後の方向性 | 多摩地域福祉有償運送運営協議会の構成市町村と連携することにより、引き続き、取組を継続していきます。 | |

| | | |
|-----------|--|-------|
| No.D-I-03 | ミニバスの運行 | 交通対策課 |
| 事業概要 | 公共交通不便地域の解消と高齢者等の社会参加の促進を目的に、ミニバス3路線を運行しています。 一部大幅減便となった地域への対応として、デマンド型交通の実証実験を実施します。 | |
| 今後の方向性 | 総合交通計画改定版に基づき、ミニバスを含めた地域公共交通計画を策定し、便利で快適な交通環境の確保に向けた取組を進めます。 | |

| | | |
|-----------|--|-------|
| No.D-I-04 | 【新規】(仮称) お出かけサポート手当 (再掲) | 障害福祉課 |
| 事業概要 | 重度の身体・知的・精神障害者に対し、手当を支給することにより、福祉の増進と社会参加の促進を図ります。 【福祉タクシー券及びガソリン費助成事業の見直し事業】 | |
| 今後の方向性 | 手帳受取り時などの機会を捉え、窓口等で周知を図ります。 | |

| | | |
|-----------|---|-------|
| No.D-1-05 | 車いす福祉タクシー | 障害福祉課 |
| 事業概要 | 車いす・ストレッチャーのまま利用できるタクシーを市が事業者に委託し、迎車予約料金・車いす（ストレッチャー）使用料・介護人（1時間まで）の料金が無料で利用できます。 | |
| 今後の方向性 | 引き続き事業者の確保に努めるとともに、予約が取りにくい状況の改善を図ります。 | |

(D-2) バリアフリーのまちづくり

障害の有無に関わらず、誰に対してもやさしいバリアフリーのまちづくりをハード、ソフトの両面から推進します。

前計画期間の振り返り

- 旧バリアフリー基本構想が目標年次を迎えたこと等から、調布市バリアフリー推進協議会での議論や、まちあるき点検の実施、市民及び事業者との意見交換等、様々な形で検討を行い、改正バリアフリー法に基づき、バリアフリーマスターplanとバリアフリー基本構想を令和4年4月に新たに策定しました。（交通対策課）
- 調布駅前広場の整備について、交通管理者などの関係機関協議や市民参加を実践しながら、令和3年3月（令和5年3月改定）に調布駅前広場整備計画図を決定・公表しました。バリアフリーの観点として、視覚障害者誘導用ブロックの配置について、専門家や障害者団体と意見交換を行い、配置を決定しました。（街づくり事業課）
- 放置自転車対策や自転車等駐車場の整備方針を定める「調布市自転車等対策実施計画（改定版）」を令和3年3月に策定しました。（交通対策課）
- 調布市福祉のまちづくり推進計画に記載している事業について、振り返りや今後の方向性を確認するとともに、庁内連絡会を開催し、情報共有を行いました。また、東京都福祉のまちづくり条例施行規則が改正されたことに伴い「だれでもトイレ」の表示方法について、調布市福祉のまちづくり条例施行規則を改正し、各公共施設においてトイレの表示変更を行いました。（福祉総務課）

今後の課題

◆ ハード面・設備のバリアフリーの推進

障害の有無に関わらず誰もが利用しやすい施設、道路、交通機関など、事業者とも協力しながら更なるバリアフリー化を進めていくことが課題です。また、バリアフリーに関する情報をわかりやすく発信していくことも必要です。

◆ ソフト面・心のバリアフリーの推進

ハード面の整備には規模や費用面により一定の限界もある一方で、合理的配慮の浸透などにより社会的障壁を取り除き、障害者も利用しやすい店舗や施設を広げていくこともバリアフリーのまちづくりには重要です。誰もが安心して暮らしやすいまちづくりへの意識を市民全体に広げていくことが必要です。

取組の方向性

<ハード面・設備のバリアフリーの推進>

- 「調布市バリアフリー基本構想」及び「調布市バリアフリー特定事業計画」などに基づき、事業者と連携しながらバリアフリー整備を推進します。
- 当事者との意見交換などにより障害のある方の視点を取り入れ、誰もが住みやすいと感じられるバリアフリーのまちづくりに取り組みます。

<ソフト面・心のバリアフリーの推進>

- 「調布市福祉のまちづくり条例」に基づく「調布市福祉のまちづくり推進計画」を定め、関係部署と連携してハード・ソフト両面から福祉のまちづくりを推進します。

事業計画

【主要事業】

| No.D-2-01 | 交通バリアフリーの推進 | 交通対策課 |
|-----------|---|-------|
| 事業概要 | 令和4年4月に策定したバリアフリーマスターplan及びバリアフリー基本構想に基づき、交通環境のバリアフリー化に取り組んでいます。 | |
| 今後の方向性 | 'バリアフリー基本構想'に基づく'バリアフリー特定事業計画'の進捗状況を確認しながら、更なる交通環境のバリアフリー化を推進します。 | |

| | | |
|-----------|---|-------|
| No.D-2-02 | 人と環境にやさしい道路の整備 | 道路管理課 |
| 事業概要 | 市民が安全で快適に通行できる道路づくりを進めるため、主要市道を中心に、歩道の段差解消（バリアフリー化）や透水性舗装、車道の低騒音・排水性舗装の整備を進めています。また、無電柱化の推進に向けた取組や、街路灯のLED化を進めています。 | |
| 今後の方向性 | 前計画に引き続き、主要市道を中心に、歩道の段差解消（バリアフリー化）や透水性舗装、車道の低騒音・排水性舗装の整備を進めていきます。また、無電柱化の推進に向けた取組や、街路灯のLED化を進めています。 | |

| | | |
|-----------|--|---------|
| No.D-2-03 | 駅前広場の整備 | 街づくり事業課 |
| 事業概要 | 調布駅前広場について、令和7年度（一部除く）の完成に向けて、工事に着手しております。バリアフリーの観点として、視覚障害者誘導用ブロックの配置については、専門家や障害者団体と意見交換を行った配置としております。 | |
| 今後の方向性 | 調布駅前広場は、令和7年度（一部除く）の完成に向けて、着実に整備を推進します。 | |

| | | |
|-----------|--|-------|
| No.D-2-04 | 放置自転車対策・駐輪場の整備 | 交通対策課 |
| 事業概要 | 歩行者や緊急車両等の通行の妨げになる駅周辺の放置自転車等を抑制するため、駅周辺の放置自転車等の撤去や恒久的な自転車等駐車場の整備を推進します。また、安全で快適な自転車利用環境の整備を進めます。 | |
| 今後の方向性 | 自転車等対策実施計画（改定版）に基づき、放置自転車対策を進めます。また、「自転車活用推進計画」を策定し、安全・安心に移動できる環境の整備として、自転車利用環境の整備を進めます。 | |

| | | |
|-----------|--|-------|
| No.D-2-05 | 調布市公共サイン整備方針の策定 | 都市計画課 |
| 事業概要 | 「調布市中心市街地公共サイン整備計画（調布駅/第2期）」に則り、調布駅前広場及び駅周辺に案内・誘導サインを順次設置する。 「調布市公共サイン整備計画（京王多摩川駅編）」を策定し、駅周辺に案内・誘導サインを順次設置する。 | |
| 今後の方向性 | 令和6年度 ・調布駅周辺公共サインデータ作成 ・調布駅周辺案内・誘導サイン1基設置 ・調布駅周辺誘導サイン3基設置 令和7年度以降 ・「調布市公共サイン整備計画（京王多摩川駅編）」策定 ・調布駅周辺案内、誘導サインを順次設置 | |

| | | |
|-----------|--|-------|
| No.D-2-06 | 調布市福祉のまちづくり条例の推進 | 福祉総務課 |
| 事業概要 | 福祉のまちづくりについての基本理念に沿って、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施設の整備及びサービスの向上を図るための施策に係る基本的事項を定め、協働してその施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで温かいまち調布の実現を目指します。 | |
| 今後の方向性 | 調布市福祉のまちづくり推進計画に記載している事業について、障害者団体等とのグループインタビューの実施結果及び事業の取組状況や今後の方向性を踏まえ、引き続き、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。 | |

(D-3) 情報提供

福祉サービスや地域生活に関する必要な情報を、様々な障害特性に応じた方法で提供します。

前計画期間の振り返り

- 市において開催するイベント、会議等への手話通訳者、要約筆記者の配置を進めています。令和4年度より新たに調布市社会福祉協議会と手話通訳者派遣に係る委託契約を締結し、派遣手続きに係るルールを定め、通訳者や派遣仲介業務の負担軽減を図るとともに、安定的にイベント、会議等への派遣コーディネート業務を行う体制を確立しました。
- 調布市ホームページは令和3年度から、やさしい日本語翻訳システム「伝えるウェブ」を導入し、さらに情報へアクセスしやすい環境の整備を進めています。(広報課)
- 市が作成した「バリアフリーハンドブック」について、希望に応じて配布を継続しています。東京都より依頼があり、調布市ホームページに「とうきょうユニバーサルデザインナビ」のリンクを貼り、都内他市のバリアフリーに関するホームページへアクセスできるようになっています。
- ちようふ地域コミュニティサイト「ちょみっと」は令和4年3月には、障害者を含む全ての方がスマートフォンでも見やすいようデザインを変更したほか、動画や地図情報の掲載を可能とし、よりさまざまな市民ニーズに応えられるようリニューアルしました。(協働推進課)

今後の課題

◆ 障害特性に応じた情報提供の充実

障害の有無に関わらず必要な情報に誰もがアクセスできるよう、音声、文字情報、手話、色合い、ルビや内容の平易化によるわかりやすさなど、情報バリアフリーを推進し、多様な形態での情報提供体制を確保していく必要があります。

◆ デジタル化への対応

スマートフォンやパソコン等の情報端末は多くの障害者にとっても有効な情報入手の手段となっており、より容易に、確実に必要な情報にアクセスできるよう、障害特性も踏まえつつ、ホームページ、SNS、アプリその他オンラインの活用による情報発信のデジタル化を推進し、利用者にとっての利便性を高めていくことが必要です。

取組の方向性

<障害特性に応じた情報提供の充実>

- 市ホームページにおけるウェブアクセシビリティの向上、イベント等における手話通訳者の配置、その他新たなIT技術の活用など、多様な障害特性に応じた情報バリアフリーを推進し、障害のある方への情報保障に努めます。

<デジタル化への対応>

- 障害のある方の地域生活に関わる様々な情報を、ホームページ、市報、冊子の作成、SNSなど多様なメディアを活用して的確に提供していきます。

事業計画

【主要事業】

| No.D-3-01 | 調布市ホームページ運用事務 | 広報課 |
|-----------|--|-----|
| 事業概要 | 障害者や高齢者を含め、誰もがホームページで提供される情報や機能を支障なく利用できるよう、ウェブアクセシビリティに配慮した運用を行います。 | |
| 今後の方向性 | ホームページリニューアルにより、高齢者や障害者を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できるよう、ウェブアクセシビリティに配慮した運用を行う。 ウェブアクセシビリティに関する日本工業規格適合レベルAAに準拠した運用を行っていく。 | |

| | | |
|-----------|--|-------|
| No.D-3-02 | バリアフリーハンドブックの配布 | 障害福祉課 |
| 事業概要 | 平成 30 年 3 月に「調布市バリアフリーハンドブック」を発行し、窓口で配布しています。 | |
| 今後の方向性 | 平成 30 年 3 月の発行以降、情報の追加や更新が必要である一方で、媒体が冊子であるという特性もあり、適宜の更新が実施できていませんでした。既存のバリアフリーマップを提供しているアプリケーションを活用し、情報の追加及び更新を実施する予定です。 | |

| | | |
|-----------|--|-----|
| No.D-3-03 | 市報等発行事務 | 広報課 |
| 事業概要 | <p>毎月 5 日・20 日に発行する市報を視覚障害者等のために、紙面以外の方法でお届けします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 声の広報 市報の内容をカセットテープなどに音声録音し、希望者に郵送配付します。 ○ 市報ちゅうふテキストデータのホームページ掲載 パソコンの音声読み上げソフトを活用し、市政情報を入手してもらうため、市報ちゅうふのテキストデータを市のホームページに掲載します。 ○ 市報ちゅうふテキストデータのメール送信 パソコンの音声読み上げソフトを活用し、市政情報を入手してもらうため、希望者に、市報ちゅうふのテキストデータをメールにて送信します。 | |
| 今後の方向性 | 継続します。 | |

| | | |
|-----------|--|-------|
| No.D-3-04 | 手話通訳者・要約筆記者の配置 | 障害福祉課 |
| 事業概要 | 市が主催する講演会、会議等の実施の際に、聴覚障害者が参加できるよう手話通訳、要約筆記者を配置します。 | |
| 今後の方向性 | 市の各部署への周知を図り、配置を推進します。 | |

【その他関連事業】

| 事業名 | 事業概要 |
|---|---|
| <No.D-3-05> 音声コードの作成 (障害福祉課) | <p>市が視覚障害者等に送付する文書等を音声コードに変換して添付することで、活字文書読み上げ装置等で音声による読み上げを可能にし、情報のバリアフリーを図ります。</p> <p>平成 26 年度より、音声コード対応方法について市役所内で説明を行い、各課で実施してもらうよう周知に努めています。</p> |

| | |
|---|--|
| <p><No.D-3-06></p> <p>広報番組制作事務 (広報課)</p> | <p>ケーブルテレビやコミュニティFMを活用し、映像や音声で市政情報を届けします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ テレビ広報ちょうふ：ケーブルテレビ（J:COM） 映像で市政情報を伝えます。文字情報も活用し、聴覚に障害のある方にも分かるよう工夫します。ケーブルテレビに加えてYouTubeを活用して動画での情報発信を行うことで、市内外を問わず市の魅力を伝える。 ○ 調布市ほっとインフォメーション：調布FM（83.8MHz） 音声で市政情報を伝えます。 |
| <p><D-3-07></p> <p>「障害者福祉のしおり」の作成 (障害福祉課)</p> | <p>障害児・者に関する諸制度、利用案内等を冊子にまとめ、窓口で配布しています。</p> |
| <p><D-3-08></p> <p>子育て支援に関する情報提供 (子ども政策課) (子ども家庭課)</p> | <p>子ども家庭課窓口に子育て支援サービス相談員を配置し、子育て支援に関する制度や事業等の情報提供及びその利用に関する相談業務を行い、子どもや子育て家庭の支援を図ります。</p> <p>また、子育てに関する情報を掲載した「元気に育て！！調布っ子」の発行を行い、窓口で相談者や転入者に配布を行います。</p> <p>さらに、健康推進課と連携し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実に向けて「子育てガイド」を発行し、初めて出産をする妊婦の方への情報提供についても充実を図っています。</p> |
| <p><D-3-09></p> <p>地域コミュニティサイト「ちよみっと」の活用 (協働推進課)</p> | <p>地域のイベント情報に加え、障害者の活動団体を含む市民活動団体を紹介し、地域活動の参加促進等を図ります。</p> |

(D-4) 障害理解と交流

市民全体に障害に関する理解を広げ、障害の有無に関わらず地域で交流しながら共生できる社会の実現に取り組みます。

前計画期間の振り返り

- 東京2020大会の開催を契機として、共生社会の重要性をこれまで以上に発信していくため、市のキャッチフレーズとして「パラハートちようふ～つなげよう、ひろげよう、共に生きるまち～」を定め、ロゴを作成しました。より印象的にわかりやすく、一体感を持って展開していくために、取組を象徴するアートデザインを様々な刊行物や、ポスター、イベント等に用いて、効果的なPRを図りました。令和3年からは毎年12月3日から9日までの「障害者週間」を含む12月の1か月を「パラハート月間」と定め、普及啓発活動を行っています。
- 市の出前講座のメニューに障害者差別解消法の理解を設け、一般企業からの研修依頼に対応しました。
- 障害者差別解消支援協議会は年3回実施しています。障害者差別に関する相談対応事例を情報共有し、合理的な配慮の在り方について意見交換、検討を行いました。

今後の課題

◆ 障害者差別解消のための普及啓発

障害者差別解消法の施行以降、差別の解消や合理的配慮の普及はまだ十分とは言えません。市民全体への普及啓発の継続や、障害者差別に関する相談窓口の充実などを通じて、合理的配慮の広がりと共生社会の充実へ継続的に取り組んでいくことが必要です。

◆ 地域全体への障害理解の推進と交流

誰もが暮らしやすい共生社会の充実のためには、市民の間に様々な障害への理解や、相互に助け合える意識が広がることが不可欠です。障害理解推進のための普及啓発にあたっては、当事者が参加し、自ら交流していくことを通じて、普段障害のある人と接する機会のない市民に対しても積極的に発信していくことが必要です。

取組の方向性

<障害者差別解消のための普及啓発>

- 「障害者差別解消法」の改正を踏まえ、障害者差別に関する相談、市民、民間事業所への普及啓発、市役所における職員研修など様々な取組を充実させ、障害者差別のない地域づくりを進めます。
- 「ヘルプカード」「ヘルプマーク」の普及啓発をします。また、共生社会の重要性をこれまで以上に発信するため「パラハートちゅうふ」のキャッチフレーズを掲げ、さまざまな分野で共生社会の充実に向けた取組を展開して、様々な障害に関する市民全体の理解を広げます。

<地域全体への障害理解の推進と交流>

- 市立施設の地域開放や、事業、イベント等を通じて、市民と施設利用者の交流と理解の推進を図ります。
- 調布市障害者地域自立支援協議会のワーキングにおいて、市民全体に障害理解を広げるための方策を当事者や関係機関とともに検討していきます。
- 障害当事者講師養成研修の実施を通して、当事者による障害理解の促進・普及啓発を行うための人材育成や発信する場の充実を図ります。

事業計画

【主要事業】

| No.D-4-01 | 障害者差別に関する相談 | 障害福祉課 |
|-----------|---|-------|
| 事業概要 | 各部署に寄せられた障害を理由とする差別に関する相談等を取りまとめ、差別を解消するための取組について障害者差別解消支援地域協議会等の場で情報共有します。 | |
| 今後の方向性 | 継続します。 | |

| No.D-4-02 | 市役所における研修・合理的配慮の推進 | 障害福祉課 |
|-----------|--|-------|
| 事業概要 | 障害に対する考え方、合理的配慮についての研修を実施して、合理的配慮の推進を図ります。 | |
| 今後の方向性 | 受講対象者の範囲や実施時期・回数、効果的な内容を検討します。 | |

| | | |
|-----------|--|-------|
| No.D-4-03 | 障害者差別解消法の普及啓発 | 障害福祉課 |
| 事業概要 | 共生社会の実現を目指し、各種イベントや研修会等を通じて、障害者差別解消法の概要や合理的配慮について、市民や市内事業者に向けて普及啓発を行います。 | |
| 今後の方向性 | 継続します。 | |

| | | |
|-----------|--|-------|
| No.D-4-04 | ヘルプカード・ヘルプマークの普及啓発 | 障害福祉課 |
| 事業概要 | 東京都が作成したヘルプマークと、調布市が作成したヘルプカードの普及啓発を行います。 | |
| 今後の方向性 | こうした取組を継続し、ヘルプカード、ヘルプマークの普及啓発を図ります。ヘルプカードについて、今後デザイン等の見直しを検討します。 | |

| | | |
|-----------|---|-------|
| No.D-4-05 | パラハートちゅうふの普及啓発 | 障害福祉課 |
| 事業概要 | 東京 2020 大会開催を契機として、共生社会の重要性をこれまで以上に発信するため「パラハートちゅうふ」のキャッチフレーズを掲げ、さまざまな分野で共生社会の充実に向けた取組を展開します。 | |
| 今後の方向性 | 12月3日～9日の障害者週間を含む12月の1か月間を「パラハート月間」として、障害理解推進のための普及啓発を図ります。 | |

| | | |
|-----------|--|-------|
| No.D-4-06 | 市立障害者施設を活用した地域交流 | 障害福祉課 |
| 事業概要 | <p>市立施設において、スペースの地域住民への貸し出し、施設行事、地域イベントへの参加等を通じて、地域住民との交流及び障害者施設への理解促進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 希望の家 会議室の貸出、施設内での地域交流イベント（地域のつどい）の開催、地域美化活動の実施、イベント等への出店 ○ 知的障害者援護施設 地域交流室の一般開放、すずかけフェスタ ○ ちゅうふだぞう 活動室の貸出、カフェ「ほっとれ～る」運営 ○ こころの健康支援センター 団体室の貸出、施設内での地域交流イベント（地域のつどい）の開催 | |
| 今後の方向性 | 引き続き、施設の貸出し、地域のイベントへの積極的な出店や、施設主催の地域の方々を招いたイベント開催による地域交流の促進を図り、各施設が地域に溶け込んだ施設となるよう運営していきます。 | |

| | | |
|-----------|---|-------|
| No.D-4-07 | 障害者差別解消支援地域協議会 | 障害福祉課 |
| 事業概要 | 地域における障害者差別に関する相談等の情報を共有し、差別を解消するための取組を協議します。 | |
| 今後の方向性 | 継続します。 | |

(D-5) 地域ネットワークづくり

地域住民・団体などによるボランティア、地域活動などを支援し、地域住民相互のネットワークづくりと協働の体制づくりを進めます。

前計画期間の振り返り

- 市民活動支援センターは新型コロナウイルス感染症拡大を受け、市の方針に応じて営業時間の短縮や座席数の削減など、利用を一部制限しました。また、市民活動支援センター主催のイベントである、えんがわフェスタ、まち活フェスタについては、令和2年度、令和3年度ともにオンラインで実施しました。（協働推進課）
- 地区協議会として令和元年台風第19号の教訓を踏まえた緊急時の「情報共有体制の構築」や相互の連携促進に取り組み、令和2年度は市から全地区協議会への緊急時連絡先としてメーリングリストを作成し、令和3年度は各地区の代表者等の連絡先をとりまとめた代表者名簿を作成しました。（協働推進課）
- 各地域包括支援センターに見守りネットワークの担当者を1名ずつ配置し、社会福祉協議会の支え合い推進員、地域福祉コーディネーターと連携しながら、見守り対応業務に当たっています。近年、通報件数は増加傾向にあり、特に金融機関や郵便局、商店街、医院薬局等の民間企業からの通報が増えている傾向があります。（高齢者支援室）
- 地域福祉センターやふれあいの家について、バリアフリー化に関する取組を進めました。（協働推進課）

今後の課題

◆ 障害児・者と家族と地域のつながりの促進

住民相互のネットワークづくりによる地域における「支え合い」や見守りの更なる推進とともに、障害児・者や家族が地域の一員としてそこに参加できるような環境づくりが必要です。

◆ 活動拠点の充実

市民活動支援センター、地域福祉センター、ふれあいの家。ラザ等の公共施設を始め、様々な地域活動の拠点の整備、維持管理を行い、住民主体の活動を支え、広げていくことが必要です。

取組の方向性

<障害児・者と家族と地域のつながりの促進>

- 「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を組織横断的に推進する中で、地域福祉コーディネーターと相談支援機関等との連携により、多機関協働による包括的な支援体制の構築を図ります。
- 「調布市市民参加プログラム」等による取組を充実させ、障害者も参加しやすい配慮や、市民、地域団体との協働の仕組みづくりを推進します。

<活動拠点の充実>

- 市民活動支援センター、地域福祉センター、ふれあいの家、ふじみ交流プラザなど市民活動や地域組織、ネットワークの活動拠点となる施設の整備、維持管理に努めます。施設の改修工事等の際には、障害のある方もより使いやすい施設となるようバリアフリー化を図ります。

事業計画

【主要事業】

| No.D-5-01 | 市民活動支援センターの運営 | 協働推進課 |
|-----------|---|-------|
| 事業概要 | <p>様々な分野の市民活動団体、ボランティア、NPO法人等、地域で活躍する個人や団体を総合的に支援し、それぞれが交流、連携して活動するための拠点施設として、調布市市民プラザあくろす内に、市民活動支援センターを設置しています。</p> <p>市民活動支援センターでは、市民活動の中間支援として、情報の収集・提供、各種相談、啓発事業、交流事業、活動場所の提供等を実施し、市民活動の活性化を図っています。</p> | |
| 今後の方向性 | 幅広い分野の市民活動の活性化に向け、既存事業の整理・拡充や、行政とNPO法人等との協働の仕組みづくりを進めます。 | |

| No.D-5-02 | ボランティアコーナーの運営支援 | 福祉総務課 |
|-----------|--|-------|
| 事業概要 | 市民の地域活動への自発的な参加を推進・支援するため、ボランティアセンターを運営する調布市社会福祉協議会に補助を行います。 | |
| 今後の方向性 | 引き続き、調布市社会福祉協議会へ補助を行い、ボランティアコーナーの運営、ボランティア・市民活動団体及び個人への支援の充実を図るとともに、地域社会との連携強化を図ります。 | |

| | | |
|-----------|---|-------|
| | もに、多様な市民活動を推進・支援していきます。 | |
| No.D-5-03 | 地域福祉コーディネーター事業 | 福祉総務課 |
| 事業概要 | <p>制度の狭間で苦しんでいる方や既存の公的な福祉サービスだけでは十分な対応ができない方などに対し、地域福祉を育むことにより、地域の生活課題の解決に向けた取組を行います。また、主な役割として、地域の生活課題やニーズを発見し、受け止め、地域組織や関係機関と協力しながら、地域における支え合いの仕組みづくりや地域での生活を支えるネットワークづくりを行います。</p> | |
| 今後の方向性 | <p>複雑化・複合化した支援ニーズに対応する多機関協働による相談支援等の充実等を図るとともに、地域課題に対する住民の主体的な取組等を支援し、地域における支え合いの仕組みづくりを推進します。</p> | |

| | | |
|-----------|---|-------|
| No.D-5-04 | 地域福祉活動団体への支援 | 福祉総務課 |
| 事業概要 | <p>地域で高齢者福祉、児童福祉等に関する活動を行う民間の非営利団体の新たな取組や新規活動団体の立ち上げに対する助成事業を行います。</p> | |
| 今後の方向性 | <p>引き続き、本事業の周知を図りながら、地域福祉の視点に立って、これから活動を開始する団体の基礎づくり、又はすでに活動を行っている団体の新たな取組を支援します。</p> | |

| | | |
|-----------|---|-------|
| No.D-5-05 | 地区協議会の設立と支援 | 協働推進課 |
| 事業概要 | <p>概ね、小学校区を単位として、地域の課題を地域全体で考え、解決していくために、地域住民が自主的・主体的に運営するネットワーク組織である地区協議会の設立と運営の支援を行っています。</p> | |
| 今後の方向性 | <p>地区協議会未設立の地域に対して設立に向けた取組を支援するとともに、既設地区協議会の運営支援を行います。また、災害時等の緊急時に備え、地区協議会の様々な活動を通じ、障害を持つ方を含め、地域における互いの顔の見える関係性づくりを推進します。</p> | |

| | | |
|-----------|--|-------|
| No.D-5-06 | 地域福祉センターの管理運営 | 協働推進課 |
| 事業概要 | <p>地域住民の福祉、文化の向上及び住民相互の連帯ときずなを深め、豊かな地域社会の形成を図るため、市内10か所に設置しています。施設管理・運営は一般財団法人調布市市民サービス公社に業務委託しています。</p> | |
| 今後の方向性 | <p>引き続き大規模な改修工事があった場合など、施設のバリアフリー化に努めています。また、施設更新の際には複合多機能化について検討します。</p> | |

| | | |
|-----------|--|-------|
| No.D-5-07 | ふれあいの家の整備 | 協働推進課 |
| 事業概要 | 地域の住民相互の心のふれあいと連携を高め、住み良い地域社会を形成するために、市内 17箇所のふれあいの家を運営するもの。施設の管理・運営は指定管理者制度により、各ふれあいの家運営委員会が担っています。 | |
| 今後の方向性 | 引き続き、大規模な改修工事があった場合など、施設のバリアフリー化に努めていきます。今後も地域住民が気軽に利用できる施設として運営委員会と連携して運営していきます。 | |

【その他関連事業】

| 事業名 | 事業概要 |
|---|---|
| <No.D-5-08> 見守りネットワークの推進 (高齢者支援室) | 調布市見守りネットワーク事業(愛称:みまもっと)は、市内のひとりぐらしの高齢者や障害者、生活困窮者など支援が必要な方々が、住み慣れた地域で安全で安心して暮らし続けられるよう、「地域包括支援センター」を核として展開している地域による見守りのネットワークです。 地域住民、協力団体等が、日常生活や業務活動の中で、地域の高齢者等の異変や生活上の支障等に気づいたら、各地域の地域包括支援センターに連絡し、センターが対象者の現状把握と即時対応を行い、状況に応じて適切な相談窓口の紹介や福祉サービスの提供へつなげるものです。 |
| <No.D-5-09> 誰もが参加しやすい『市民参加』『協働』の仕組みづくり (企画経営課) | 調布市市民参加プログラム等に基づき実施した前年度の市民参加手続と協働事業の取組状況について、毎年度、実践状況報告書として取りまとめる中で、効果や課題等を検証するほか、各種研修等を通じて市内で市民参加と協働の実践状況を共有することで、幅広い意見の把握や今後の市民参加と協働の仕組みづくりにつなげています。多様な市民参加を得るための工夫として、手話通訳者やガイドヘルパーの同席のほか、車いす利用者でも利用できる会場の選定など、必要に応じた配慮を行っています。 |

(D-6) 災害時の支援

災害時、緊急時などにおいて障害のある方が安全に避難できるよう、支援体制の整備や防災対策などを行います。

前計画期間の振り返り

- 避難行動要支援者避難支援プランについて制度の理解を深めていただくとともに、協定締結団体に対する取組支援を強化するため、情報共有・情報交換の場として避難支援者連絡会を開催し、事業概要の説明や要支援者支援に関するアンケート結果や課題について共有を行いました。また、市報・ホームページのほか、調布FMでのPRや出前講座の活用により幅広い周知の取組を実施しました。（福祉総務課）
- 障害児・者が災害時に迅速かつ適切な支援を受けられるよう、災害時要援護者台帳への登録を案内しています。
- 平成30年度に、視覚障害者、聴覚障害者、高次脳機能障害者向けの「災害時初動対応マニュアル」を作成し、配布しています。（身体障害者、知的障害者、精神障害者向けは平成29年度中に作成済み）
- 障害者地域自立支援協議会での検討を経て、令和4年度から市内の障害児・者通所施設等による「ちようふ災害福祉ネットワーク」が設立されました。災害時の効果的な情報交換・共有等のための事業所同士のネットワーク、連絡・連携体制の構築を目指して活動を始めています。
- 令和元年台風15・19号や新型コロナウイルス感染症を踏まえた国の防災基本計画（令和2年5月）の修正や東京都地域防災計画（震災編）（令和元年修正）等を踏まえ、近年の災害対応に基づく対応を強化するため、令和3年に調布市地域防災計画を修正しました。（総合防災安全課）
- 令和2年度に、防災マップ、洪水ハザードマップを一部改訂しました。防災マップ及び洪水ハザードマップは、市内全戸・全事業所に配布するとともに、本庁舎総合案内、市民課及び地域福祉センター等に配架して市民に配布しました。同年に土砂災害ハザードマップを作成し、対象地域の全戸に配布しました。令和4年度に、内水氾濫による水害リスクを示した内水ハザードマップを、洪水ハザードマップに追加しました。（総合防災安全課）
- 防災備蓄倉庫は令和元年台風19号の課題をうけ、避難所対応に従事する職員間の連絡手段としてトランシーバーを導入しました。また、新型コロナウイルス感染症対策

として、フェイスシールドやビニール手袋、非接触式体温計、簡易テント、簡易ベッド等を市立小・中学校28校及び大町スポーツ施設に備蓄しました。令和2年度に東京都から示された新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウトを参考にして、避難所となる小・中学校の一般避難者、要配慮者、発熱者、ペット同行の避難者ごとの受付及び避難場所、動線等を定めた避難所利用計画を策定し、同計画に基づく避難所開設訓練を実施しました。（総合防災安全課）

- 主に新たなグループホームの開設にあたり、必要な消防設備（自動火災報知設備等）の設置費用の補助を行いました。

今後の課題

◆ 避難支援体制の整備

自治会などの地域団体や障害児・者施設のネットワークなどと連携し、災害発生時に障害児・者や家族が安心して避難できる体制の整備が必要です。避難場所や支援に関する情報について、必要な人に確実に届けられる体制づくりも課題です。

◆ 障害児・者施設における防災対策

障害児・者の日常生活に密接に関わる障害児・者施設における防災対策の強化とともに、風水害、地震等の大規模災害や感染症発生に対応したBCP（事業継続計画）の策定等を進め、継続的に利用者に必要なサービスを提供できる体制を構築することが重要です。

取組の方向性

<避難支援体制の整備>

- 調布市避難行動要支援者避難支援プランに基づき、災害時に安全に避難することが困難な高齢者や障害者などの避難行動要支援者に対し、地域における災害時の支援体制の整備を推進します。
- 障害児・者を対象とした緊急時の支援を目的とするちゅうふ災害福祉ネットワークにおいて、参加者が相互に協力し、障害児・者の災害時の支援を行っていきます。
- 福祉避難所、風水害時要配慮者等移送（避難バス）、要配慮者専用駐車場等を通して、災害発生時に障害児・者や家族が安心して避難できる体制の整備をします。

- 要配慮者支援に関する情報提供を行うとともに、災害時には多重的かつ効果的な情報発信を行い、必要な方に必要な情報が届く体制を作っていきます。

<障害児・者施設における防災対策>

- 「BCP策定支援研修」自然災害編、感染症編を事業者向けに行い、事業者の安定的な事業継続を支援します。

事業計画

【主要事業】

| No.D-6-01 | 避難行動要支援者避難支援プランの推進 | 福祉総務課 |
|-----------|---|-------|
| 事業概要 | <p>「調布市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、災害時に適切に避難することが困難な避難行動要支援者の名簿を整備し、消防、警察、民生委員・児童委員、福祉関係団体、地域で活動する組織等との平常時からの連携に努めます。</p> <p>また、地域組織との連絡会を実施し、協定締結団体に対する取組支援を行うとともに、新たな団体との協定締結に向けた取組を推進します。</p> | |
| 今後の方向性 | <p>引き続き、要支援者支援に関する地域組織との更なる協定の締結を進め、地域による共助の体制づくりの充実に努めるとともに、関係機関との情報共有体制の整備に取り組みます。</p> <p>また、災害対策基本法等に基づき、支援の優先度が高い避難行動要支援者の個別避難計画の作成について、組織横断的な連携の下、段階的に取組を推進します。</p> | |

| No.D-6-02 | 災害時要援護者台帳の整備 | 障害福祉課 |
|-----------|---|-------|
| 事業概要 | <p>障害状況、医療情報及び緊急連絡先等災害時に必要となる個人情報を市に登録してもらい、民生委員及び調布消防署と情報共有を行うことで、災害時に障害児・者が迅速かつ適切な支援が受けられる体制を整備します。</p> | |
| 今後の方向性 | <p>福祉総務課所管の調布市避難行動要支援者避難支援プランに基づく要支援者名簿との統合が可能かどうか等、今後のあり方を検討します。</p> | |

| No.D-6-03 | 地域防災計画の修正 | 総合防災安全課 |
|-----------|---|---------|
| 事業概要 | <p>地域防災計画は、災害対策基本法で策定が義務付けられており、市や消防・警察等の行政機関やライフライン関係機関が災害時に行うべき業務等を定め、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的としています。</p> <p>上位計画である国や東京都が策定する計画の修正及び見直しが行われた際は、国や都の計画内容、被害想定、近年の災害における教訓等を反映し、修正を行っています。</p> | |
| 今後の | <p>計画の修正及び見直しについては、国や都の計画の修正内容を踏まえる</p> | |

| | |
|-----|--|
| 方向性 | とともに、庁内関係部署と連携し、要配慮者の視点を意識した対策を明記します。また、パブリック・コメントを実施するなど、市民の視点からの意見を取り入れ、修正を行います。 |
|-----|--|

| | | |
|-----------|---|-------|
| No.D-6-04 | ちょうふ福祉ネットワークの設立 | 障害福祉課 |
| 事業概要 | 大規模災害が発生した際に、有志の福祉事業所による障害児（者）を対象とした緊急時の支援を目的とするネットワーク。参加者が相互に協力し、障害児（者）の災害時の支援を行います。 | |
| 今後の方向性 | 市内障害福祉事業所に対して周知活動を行うことで賛同者を増やし、活動の拡大を図ります。 | |

| | | |
|-----------|---|---------|
| No.D-6-05 | 災害発生時に避難できる体制整備（福祉避難所、風水害時要配慮者等移送、要配慮者専用駐車場） | 総合防災安全課 |
| 事業概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉避難所 市内の地域福祉センター等について、避難所等での生活が困難な高齢者や障害者など、特別な配慮を必要とする方のための避難場所として開設する。 ・ 風水害時要配慮者等移送（避難バス） 風水害時、多摩川浸水想定区域内に居住する要配慮者等を早期に風水害時の避難所へ避難させることを目的として、市内4箇所の拠点施設から避難所まで要配慮者等をバスで移送する。 ・ 要配慮者専用駐車場 自家用車等により避難する要配慮者のため、市内に要配慮者専用の駐車場を用意している。 | |
| 今後の方向性 | <p>平時から車両による避難、避難バスによる避難なども含め、要配慮者支援に関する情報提供を行うとともに、災害時には多重的かつ効果的な情報発信を行い、必要な方に必要な情報が届く体制を整備しているが、引き続き防災対策の更なる周知について検討していく。</p> <p>訓練を継続し、担当職員及び関係機関の対応力を向上させるとともに、諸課題の抽出を行いマニュアル等に反映させる。</p> | |

| | | |
|-----------|--|---------|
| No.D-6-06 | 災害時の情報提供 | 総合防災安全課 |
| 事業概要 | <p>災害時に、住民に対して、必要な情報を効果的に伝達するため、防災行政無線や防災安全情報メール、防災フリーダイヤル、市ホームページなど、様々な手段により市からの情報を提供している。</p> <p>加えて、協定締結機関と連携を図り、ラジオ放送やケーブルテレビ等においても、情報発信を行う。</p> | |
| 今後の方向性 | 各通信機器やシステムを適切に維持管理するとともに、効果的・効率的な情報提供手段の確保に努める。 | |

【その他関連事業】

| 事業名 | 事業概要 |
|---|---|
| <No.D-6-07> 災害時初動対応マニュアル (障害福祉課) | 障害者のための災害時における初動行動マニュアル(身体障害・知的障害・精神障害・視覚障害・聴覚障害・高次脳機能障害)を作成します。 |
| <No.D-6-08> 防災拠点の整備 (企画経営課) | 調布基地跡地留保地を活用し、防災機能を有する公園を整備することで、災害発生時において利用します。 |
| <No.D-6-09> 防災備蓄品の確保・充実 (総合防災安全課) | <p>調布市地域防災計画にもとづき、災害時の避難所となる市内の公立小・中学校など、公共施設(29か所)に備蓄倉庫を設置しています。</p> <p>また、災害が発生した際、避難所1か所当たり約1,000人の市民の方々が避難すると想定しています。これにもとづき、各避難所には3日分の食料、携帯用トイレなどをはじめとする生活用品などを備蓄しています。</p> <p>食料品を中心に消費期限到達及び経年劣化等による入替えを行うとともに、庁内や地域で有効活用をしています。</p> |
| <No.D-6-10> 木造住宅の耐震化促進事業 (住宅課) | 昭和56年5月31日以前に建築された、市内の1戸建ての木造住宅の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修に係る費用の助成を実施しています。また、建築士等の耐震に係る専門家を派遣し、無料で簡易耐震診断を行い、その結果の説明、耐震化に対する助言を行う耐震アドバイザーフィールドを実施しています。 |
| <No.D-6-11> 障害者救急医療情報キット給付事業 (障害福祉課) | 市内在住の障害児・者に対し、医療情報や緊急連絡先等を記載した書面を専用の容器に入れて、各家庭の冷蔵庫に保管するための救急医療情報キットを配布し、救急時等において迅速かつ適切な医療等の支援を受けられる環境を整備します。 |
| <No.D-6-12> 障害者火災安全・緊急通報システム事業 (障害福祉課) | 家庭内で病気や事故等の緊急事態が起きたときや火災が起こってしまったときのために、民間の緊急通報システムの貸与及び火災に対応できる体制を整えることで、障害者の火災や緊急時における安全を確保します。 |

(D-7) 当事者の参画

障害のある当事者が市政に参画することや、主体となって様々な地域での活動を行うことを支援します。

前計画期間の振り返り

- 障害者地域自立支援協議会では、地域課題を抽出し、情報を共有し、ワーキンググループを中心に地域課題を検討しているほか、障害者総合計画について進捗管理を行い、策定年度には策定委員会へ意見具申を行っています。これまででも地域課題の検討がきっかけとなり市の新しい事業の創設に繋がっています。
- 市の施設開放や、利用者主体によるサロン活動等は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い貸し出しや活動の中止が多くありました。

今後の課題

◆ 市政への参画・協働の推進

障害のある当事者、家族が、市が設置する委員会等への参加、パブリック・コメントなど様々な機会を通じて市政に参画できる体制の充実が必要です。そのうえで、参加する当事者に対してわかりやすく、かつ、当事者の意見、ニーズをしっかりと反映させながら進めることが重要です。

◆ 当事者・家族会活動への支援・連携

障害のある当事者や家族が、事業者からサービスの提供を受けるだけでなく、自らが主体となったサロンや団体活動を通して当事者や家族同士のネットワークを深めたり、生活の楽しみを広げたりする活動を支援していくことが必要です。

取組の方向性

<市政への参画・協働の推進>

- 市が設置する様々な委員会、協議会等に当事者や家族の委員をおくことで、障害者の視点からの意見を市政に反映させ、障害の分野から調布のまちを見直す契機、機会の充実を図ります。
- (再掲) 障害当事者講師養成研修の実施を通して、当事者による障害理解の促進・普及啓発を行うための人材育成や発信する場の充実を図ります。

<当事者・家族会活動への支援・連携>

- 地域活動支援センターでの当事者サロンの運営支援や、こころの健康支援センターでの施設開放等を通じて、当事者がともに余暇を楽しんだり、お互いに情報交換や相談等ができるように、活動場所の提供やその他の支援を行っていきます。

事業計画

【主要事業】

| No.D-7-01 | 市が設置・運営する会議等への参画 | 障害福祉課 |
|-----------|--|-------|
| 事業概要 | 市が設置・運営する様々な審議会、協議会、委員会などにおいて、障害のある当事者や家族の参画を進めます。 | |
| 今後の方向性 | 市の施策や事業等に当事者の意見を反映させ、誰もが住みやすいまちづくりを推進するために、今後も当事者委員の参加などを通じて、当事者、家族の意見の反映に努めます。参加にあたっては、必要なヘルパーや手話通訳者の配置など合理的配慮を確保します。 | |

| No.D-7-02 | 障害者地域自立支援協議会 | 障害福祉課 |
|-----------|--|-------|
| 事業概要 | 地域の障害福祉に係る事業を実施する各相談支援事業所その他関係機関によるネットワークシステムを構築し、その連携を図ることを目的として、障害者地域自立支援協議会を運営します。 個別支援会議等を通じて地域課題を抽出し、各ワーキングでの検討を通じて新たな地域の社会資源や施策についての検討、提言を行います。 | |
| 今後の方向性 | 各ワーキングでの検討成果をもとに、市の事業や施策への反映を進めます。 | |

| | | |
|-----------|---|-------|
| No.D-7-03 | 当事者サロンの運営支援 (障害者地域活動支援センター事業) (調布市こころの健康支援センターの運営) | 障害福祉課 |
| 事業概要 | 障害のある方やそのご家族の情報交換や仲間作り、意見交換の場としてサロンの運営を支援します。また、当事者同士で様々な活動を行う自主グループについて、場所の確保やメンバー、ボランティアの募集等の活動支援を行っています。 | |
| 今後の方向性 | 参加者の高齢化や固定化が課題であり、今後は新たな方に参加してもらえるよう、活動内容の工夫や広報について検討をしていきます。 | |

| | | |
|-----------|--|-------|
| No.D-7-04 | 障害当事者講師養成研修の実施 | 障害福祉課 |
| 事業概要 | 市民に「障害」を理解してもらうために、「障害」を「社会モデル」で捉え、伝えていくことができる当事者講師を養成する研修を調布市福祉人材育成センターにて実施します。 | |
| 今後の方向性 | 養成研修を修了した当事者講師の登壇の場の開拓、確保を推進します。 | |

【その他関連事業】

| 事業名 | 事業概要 |
|--|--|
| <No.D-7-05> こころの健康支援センターの施設開放 (障害福祉課) | こころの健康支援センターの施設を、精神障害者やその家族が自主的に活動できる場所として提供します。 |

第4章 障害福祉サービス等の見込み量・成果目標

(第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画)

I 障害福祉サービス等の見込み量

第7期調布市障害福祉計画・第3期調布市障害児福祉計画では、障害者総合支援法に定める「障害福祉サービス」、「相談支援」及び「地域生活支援事業」並びに児童福祉法に定める「障害児通所支援」及び「障害児相談支援」について、計画期間（令和6年度から令和8年度）におけるその必要な見込み量と、それらの提供体制を確保するための方策を定めます。

ここで言う「障害福祉サービス等」とは、障害者総合支援法に基づく「障害福祉サービス」「相談支援」及び児童福祉法に基づく「障害児通所支援」「障害児相談支援」の総称として用います。

これらは、それぞれの法令にサービスの内容、基準等が示されており、全国で統一的に実施するサービスとされています。

【各サービスの実績及び見込み量の表記について】

- 調布市が支給決定の実施主体となっている利用者を対象としています。
- 「市内事業所数」は、令和5年11月時点のものです。
- 各サービスにおける実績及び見込み量は、利用時間数及び利用日数については各年度の全ての利用者の利用量の年間合計の数値を、利用者数については年間の実利用者数を記載しています。
- 令和5年度の実績については、本計画の策定中に数値が確定しないため、令和5年度の一部実績をもとに算定した推計値となります。
- 令和2年度以降の実績は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、サービス種別によっては大きく減少しています。これらのサービス種別における本計画期間に必要なサービスの見込み量は、令和元年度以前の実績を参考に算定しています。

(Ⅰ) 訪問系サービス（第7期障害福祉計画）

サービスの概要

ホームヘルパーが居宅を訪問して介護などの日常生活全般にわたる支援を行うサービスです。対象となるサービスは、次のとおりです。

| サービス名称 | 内容 | 市内事業所数 |
|----------------|---|--------|
| 居宅介護 | <p>ヘルパーが利用者の自宅を訪れ、生活の支援を行います。</p> <p>以下の4種類のサービスがあります。</p> <ul style="list-style-type: none">・身体介護 … 入浴、排せつ、食事などの介護・家事援助 … 掃除、洗濯、食事づくりなどの家事の支援・通院等介助 … 病院などへの通院の介助・乗降介助 … 介護タクシー等の利用に伴う乗降の介助 | 40か所 |
| 重度訪問介護 | 重度の肢体不自由、知的障害、精神障害又は難病により常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。 | 37か所 |
| 同行援護 | 視覚障害のある方の移動（外出）時に、視覚的情報（代筆・代読）の支援や移動の援護、排せつ・食事等の介護を行います。一般的には「ガイドヘルパー」とも呼ばれます。 | 8か所 |
| 行動援護 | 知的障害、精神障害により行動に著しい困難のある人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。 | 4か所 |
| 重度障害者等 包括支援 | 特に重度の障害により介護の必要性が著しく高い人に、自宅での介護や外出、作業所などでの日中の活動、居住の場など生活に関わる複数のサービスを包括的に提供します。 | 0か所 |

第6期計画の評価と今後の課題

(居宅介護・重度訪問介護)

- 居宅介護の利用時間数は、計画値以上に大きく増加しています。特に、利用量の多い重度者の実績が大きくなっています。
- 調布市福祉人材育成センターにて実施する各種従業者養成研修により、毎年度一定数の資格取得者、新規就労者が輩出されますが、依然としてニーズの増加に対して、従事者（ヘルパー）の不足により、希望する日時や内容でサービスが提供できる事業所が見つからない等の事例が見られ、利用者数の増加に対応できる従事者（ヘルパー）の確保と育成が引き続き課題です。

(同行援護・行動援護)

- 第5期においてコロナ禍の影響で外出機会が減少し、同行援護、行動援護の利用が大きく減少して以降、第6期においては、同行援護の利用実績は回復した一方で、行動援護は未だコロナ禍前の利用実績以下となっています。行動援護従業者養成研修の修了者がヘルパーとしての活動につながっていないことが課題です。
- 行動援護については、サービスを提供している事業所が少ないとことから、利用ニーズがあっても利用できない事例が見られます。

| サービス種別 | 単位 | 区分 | R3年度 (2021年度) | R4年度 (2022年度) | R5年度 (2023年度) |
|--------|-----------------|-------------|----------------------|-----------------------|---------------------|
| 居宅介護 | 延べ利用時間数 (時間) | 計画 | 27,000 | 27,500 | 28,000 |
| | | 実績 (計画比) | 28,965.5 (107.3%) | 31,125.25 (102.3%) | 35,634 (127.3%) |
| | 実利用者数 (人) | 計画 | 300 | 305 | 310 |
| | | 実績 (計画比) | 326 (108.7%) | 317 (103.9%) | 300 (96.8%) |
| 重度訪問介護 | 延べ利用時間数 (時間) | 計画 | 166,000 | 174,000 | 182,000 |
| | | 実績 (計画比) | 153,464.5 (92.4%) | 172,417 (99.0%) | 183,363 (107.5%) |
| | 実利用者数 (人) | 計画 | 65 | 67 | 69 |
| | | 実績 (計画比) | 62 (95.4%) | 65 (97.0%) | 75 (108.7%) |
| 同行援護 | 延べ利用時間数 (時間) | 計画 | 13,500 | 13,800 | 14,100 |
| | | 実績 (計画比) | 12,042.5 (89.2%) | 13,777 (99.8%) | 14,277 (101.3%) |
| | 実利用者数 | 計画 | 65 | 67 | 69 |

| | | | | | |
|----------------|-----------------|-------------|----------------------|-----------------------|---------------------|
| | (人) | 実績 (計画比) | 57 (87.7%) | 55 (82.1%) | 61 (88.4%) |
| 行動援護 | 延べ利用時間数 (時間) | 計画 | 10,100 | 10,600 | 11,100 |
| | | 実績 | 7,699.5 (76.2%) | 8,147.5 (76.9%) | 8,101 (73.0%) |
| | 実利用者数 (人) | 計画 | 60 | 62 | 64 |
| | | 実績 | 50 (83.3%) | 53 (85.5%) | 55 (85.9%) |
| 重度障害者等 包括支援 | 延べ利用時間数 (時間) | 計画 | 0 | 0 | 0 |
| | | 実績 | 0 | 0 | 0 |
| | 実利用者数 (人) | 計画 | 216,600 | 225,900 | 235,200 |
| | | 実績 | 202,172 (93.3%) | 225,466.75 (99.8%) | 241,325 (102.6%) |
| 合計 | 延べ利用時間数 (時間) | 計画 | 490 | 501 | 512 |
| | | 実績 | 495 (101.0%) | 490 (97.8%) | 491 (95.9%) |
| | 実利用者数 (人) | 計画 | 27,000 | 27,500 | 28,000 |
| | | 実績 | 28,965.5 (107.3%) | 31,125.25 (102.3%) | 35,634 (127.3%) |

第7期計画におけるサービス見込み

【基本的な考え方】

- 利用者一人ひとりに必要とされるサービス量の提供が保障されることを基本と考えます。
- 利用者数、利用時間数ともに、制度開始以降現在まで増加傾向にあります。今後も、以下の要因からこの傾向は続くと考えます。
 - ・地域移行によるニーズの増加
 - ・相談支援等を通じた潜在的ニーズの掘り起こし
 - ・提供体制の確保による一人当たり利用時間数の増加
- 第6期までの各サービスの増加傾向をもとに、第7期中のサービス量を見込みます。行動援護については、第6期中の実績がコロナ禍以前の水準まで回復しておらず、潜在的ニーズはより大きいと考え、第6期計画と同様の見込み量とします。

【サービス見込み量】

| サービス種別 | 単位 | 参考 | 第7期計画 | | |
|----------------|-----------------|---------------------|------------------|------------------|------------------|
| | | R5年度 (2023年度) | R6年度 (2024年度) | R7年度 (2025年度) | R8年度 (2026年度) |
| 居宅介護 | 延べ利用時間数 (時間) | 35,634 (127.3%) | 36,500 | 37,500 | 38,500 |
| | 実利用者数 (人) | 300 (96.8%) | 310 | 315 | 320 |
| 重度訪問介護 | 延べ利用時間数 (時間) | 183,363 (107.5%) | 191,000 | 199,000 | 207,000 |
| | 実利用者数 (人) | 75 (108.7%) | 77 | 79 | 81 |
| 同行援護 | 延べ利用時間数 (時間) | 14,277 (101.3%) | 14,500 | 14,800 | 15,100 |
| | 実利用者数 (人) | 61 (88.4%) | 63 | 65 | 67 |
| 行動援護 | 延べ利用時間数 (時間) | 8,101 (73.0%) | 10,100 | 10,600 | 11,100 |
| | 実利用者数 (人) | 55 (85.9%) | 57 | 59 | 61 |
| 重度障害者等 包括支援 | 延べ利用時間数 (時間) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 実利用者数 (人) | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 延べ利用時間数 (時間) | 241,325 (102.6%) | 252,100 | 261,900 | 271,700 |
| | 実利用者数 (人) | 491 (95.9%) | 502 | 513 | 524 |

【提供体制確保の方策】

◇ 調布市福祉人材育成センターにおける事業を引き続き推進し、従事者（ヘルパー）の育成を通じて量的な確保と質の向上による提供体制の整備を図ります。特に、資格研修修了者の新規就労へのマッチングの改善に努めます。

◇ 相談支援事業所とヘルパー事業所との連携促進により、より円滑にヘルパーを利用できる環境づくりを進めます。

※ 重度障害者等包括支援は事業所がきわめて少なく（都内1か所。令和5年10月時点）、市内にも事業所がないことから、利用を見込んでいません

(2) 日中活動系サービス（第7期障害福祉計画）

サービスの概要

施設などにおいて日中に行われる介護や訓練などの場を提供するサービスです。対象となるサービスは、次のとおりです。

| サービス名称 | 内 容 | 市内事業所数 |
|------------------------|--|--------------------------|
| 生活介護 | 常に介護を必要とする人に対し、施設において日中の入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動及び生産活動の機会を提供します。 | 22 か所 (入所施設 2 か所を含む。) |
| 自立訓練 (機能訓練) | 18か月を限度として、地域で自立した日常生活や社会生活を送るために必要な身体機能の維持・向上のための訓練を行います。 | 0 か所 |
| 自立訓練 (生活訓練) | 24か月を限度として、地域で自立した日常生活や社会生活を送るために必要な生活能力の維持・向上のための訓練を行います。住居を提供し宿泊により訓練を行う「宿泊型自立訓練」もあります。 | 6 か所 |
| 就労選択支援 | 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。 (令和7年10月から創生される予定のサービスです。) | — |
| 就労移行支援 | 一般企業等への就労を希望する人に対し、24か月を限度として、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。 | 6 か所 |
| 就労継続支援 A型 | 一般企業などでの就労が困難な人に対し、雇用契約により働く場を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のための訓練を行います。 | 0 か所 |
| 就労継続支援 B型 | 一般企業などでの就労が困難な人のうち、障害の程度や年齢等の面で雇用されることが困難になった人や、就労移行支援事業や就労継続支援A型の利用が困難な人に、働く場を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のための訓練を行います。 | 28 か所 |
| 就労定着支援 | 一般企業などで就労している人に対し、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。 | 5 か所 |

第6期計画の評価と今後の課題

- 新たに事業所開設を行う事業者への開設相談や、開設経費に係る補助金による支援を行い、サービスの拡大と日中活動場所の整備を進めました。一方で、事業者からの新規開設の相談件数は減少傾向にあります。

◆第6期計画中の事業所開設数

| 年度 | 開設数 | サービス種別 | 備考 |
|------|-----|------------|----------|
| R3年度 | 0か所 | | |
| R4年度 | 0か所 | | 市移転補助1か所 |
| R5年度 | 1か所 | 自立訓練（生活訓練） | 市開設補助1か所 |

(生活介護)

- 特別支援学校等卒業生を始め、新規利用者も引き続き増加傾向にあり、今後も様々な利用者のニーズに応じた継続的な整備が必要です。特に、近年では重度者を受け入れる生活介護事業所が市内では不足しています。
- 市が設置する重症心身障害者施設「デイセンターまなびや」が定員に達しているほか、在宅で生活する医療的ケア児・者の増加に対応した通所施設の整備が必要です。新たな施設として「(仮称) デイセンターまなびや国領」及び「(仮称) 調布基地跡地福祉施設」の整備を進めています。
- 強度行動障害を含む重度知的障害者について、今後の特別支援学校卒業生等を見据えた新たな受け入れ先や、既存事業所における対応力の向上等体制の整備が必要です。

(自立訓練（生活訓練）)

- 令和6年4月に施行される障害者雇用促進法の改正（週10時間以上20時間未満の短時間労働者への拡大）も踏まえ、障害者がより働く社会を目指し、多様化する就労へのニーズに応えていく体制が必要です。市が設置する「すまいる分室」（就労移行支援）を拡大移転して、「(仮称) ワークライフカレッジすとっく」を開設し、新たに自立訓練（生活訓練）事業を行うこととして整備を進めています。

| サービス種別 | 単位 | 区分 | R3年度 (2021年度) | R4年度 (2022年度) | R5年度 (2023年度) |
|--------------------------|---------------|-------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 生活介護 | 延べ利用日数 (日) | 計画 | 101,700 | 103,800 | 105,900 |
| | | 実績 (計画比) | 105,146 (103.4%) | 105,324 (101.5%) | 109,380 (103.3%) |
| | 実利用者数 (人) | 計画 | 485 | 495 | 505 |
| | | 実績 (計画比) | 502 (103.5%) | 497 (100.4%) | 491 (97.2%) |
| 自立訓練 (機能訓練) | 延べ利用日数 (日) | 計画 | 300 | 300 | 300 |
| | | 実績 (計画比) | 0 (0%) | 60 (20.0%) | 190 (63.3%) |
| | 実利用者数 (人) | 計画 | 3 | 3 | 3 |
| | | 実績 (計画比) | 0 (.0%) | 2 (66.7%) | 3 (100.0%) |
| 自立訓練 (生活訓練) ※宿泊型含む | 延べ利用日数 (日) | 計画 | 8,500 | 8,500 | 8,500 |
| | | 実績 (計画比) | 8,551 (100.6%) | 8,049 (94.7%) | 7,910 (93.1%) |
| | 実利用者数 (人) | 計画 | 120 | 120 | 120 |
| | | 実績 (計画比) | 139 (115.8%) | 143 (119.2%) | 108 (90.0%) |
| 就労移行支援 | 延べ利用日数 (日) | 計画 | 13,500 | 14,000 | 14,500 |
| | | 実績 (計画比) | 15,237 (112.9%) | 15,357 (109.7%) | 20,015 (138.0%) |
| | 実利用者数 (人) | 計画 | 140 | 145 | 150 |
| | | 実績 (計画比) | 158 (112.8%) | 168 (115.9%) | 148 (98.7%) |
| 就労継続支援 A型 | 延べ利用日数 (日) | 計画 | 4,000 | 4,350 | 4,700 |
| | | 実績 (計画比) | 4,321 (108.0%) | 3,195 (73.4%) | 3,326 (70.7%) |
| | 実利用者数 (人) | 計画 | 24 | 26 | 28 |
| | | 実績 (計画比) | 26 (108.3%) | 21 (80.8%) | 21 (75.0%) |

| サービス種別 | 単位 | 区分 | R3年度 (2021年度) | R4年度 (2022年度) | R5年度 (2023年度) |
|--------------|---------------|-------------|--------------------|--------------------|---------------------|
| 就労継続支援 B型 | 延べ利用日数 (日) | 計画 | 90,500 | 92,000 | 93,500 |
| | | 実績 (計画比) | 96,313 (106.4%) | 96,386 (104.8%) | 100,492 (107.5%) |
| | 実利用者数 (人) | 計画 | 660 | 670 | 680 |
| | | 実績 (計画比) | 699 (105.9%) | 723 (107.9%) | 686 (100.9%) |
| 就労定着支援 | 実利用者数 (人) | 計画 | 60 | 70 | 80 |
| | | 実績 (計画比) | 59 (98.3%) | 68 (97.1%) | 53 (66.3%) |

※「就労移行支援」の実績及び見込み量の算定においては、「就労面のアセスメント」のための利用分は、短期間の利用であるため除いて算定しています。(3年度：9人、4年度：11人、5年度：11人)

第7期計画におけるサービス見込み

【基本的な考え方】

- 利用者の意向、障害特性、年齢等、その人に合った活動の場と選択の機会が確保されることを基本と考えます。
- 今後の特別支援学校等の卒業生に必要な日中活動の場所が確保されるよう、卒業生の見込み数及び利用が想定されるサービス種別等の推計から、必要なサービス量を見込みます。
- 自立訓練は、利用期間の上限（1年6か月又は2年）があり、利用者の入れ替わりもあることから、第6期までのサービスの利用状況を踏まえて必要なサービス量を見込むほか、「すまいる分室」を拡大移転して令和6年4月に開設予定の「(仮称) ワークライフカレッジすとく」において、従来の就労移行支援に加え、新たに知的障害者を対象とした自立訓練（生活訓練）を実施予定であることから、利用者数の増加を見込みます。
- 新たに創設される「就労選択支援」については、これまでの「就労移行支援」における「就労面のアセスメント」の利用実績をもとに必要量を見込みます。
- 就労移行支援、就労定着支援については、より多くの障害者が一般就労し、働き続けることを目指し、引き続き利用の拡大を見込みます。

【サービス見込み量】

| サービス種別 | 単位 | 参考 | 第7期計画 | | |
|--------------------------|---------------|---------------------|------------------|------------------|------------------|
| | | R5年度 (2023年度) | R6年度 (2024年度) | R7年度 (2025年度) | R8年度 (2026年度) |
| 生活介護 | 延べ利用日数 (日) | 109,380 (103.3%) | 111,500 | 113,700 | 115,900 |
| | 実利用者数 (人) | 491 (97.2%) | 501 | 511 | 521 |
| 自立訓練 (機能訓練) | 延べ利用日数 (日) | 190 (63.3%) | 190 | 190 | 190 |
| | 実利用者数 (人) | 3 (100.0%) | 3 | 3 | 3 |
| 自立訓練 (生活訓練) ※宿泊型含む | 延べ利用日数 (日) | 7,910 (93.1%) | 9,000 | 9,500 | 10,000 |
| | 実利用者数 (人) | 108 (90.0%) | 120 | 125 | 130 |
| 就労選択支援 | 延べ利用日数 (日) | — | — | 40 | 75 |
| | 実利用者数 (人) | — | — | 8 | 15 |
| 就労移行支援 | 延べ利用日数 (日) | 20,015 (138.0%) | 19,000 | 19,500 | 20,000 |
| | 実利用者数 (人) | 148 (98.7%) | 155 | 160 | 165 |
| 就労継続支援 A型 | 延べ利用日数 (日) | 3,326 (70.7%) | 3,500 | 3,700 | 3,900 |
| | 実利用者数 (人) | 21 (75.0%) | 28 | 30 | 32 |
| 就労継続支援 B型 | 延べ利用日数 (日) | 100,492 (107.5%) | 102,000 | 103,500 | 105,000 |
| | 実利用者数 (人) | 686 (100.9%) | 700 | 710 | 720 |
| 就労定着支援 | 実利用人数 (人) | 53 (66.3%) | 60 | 65 | 70 |

【提供体制確保の方策】

- ◇ 事業所開設経費の補助を継続するとともに、補助対象の選定にあたっては事業者の公募を行い、より利用者のニーズ及び市の課題に即したサービスの拡大を図ります。
- ◇ 施設運営に係る各種補助金を継続し、事業所の安定的運営の支援と、サービスの質の確保、向上を図ります。
- ◇ 令和6年4月に開設予定の「(仮称) デイセンターまなびや国領」において重症心身障害者の通所先の確保を図ります。
- ◇ 三鷹市、府中市とともに「(仮称) 調布基地跡地福祉施設」において、医療的ケアを含む重症心身障害者及び強度行動障害を含む重度知的障害者に対応した施設（生活介護）の整備を進め、令和8年1月の開設を目指します。
- ◇ 令和6年4月に開設予定の「(仮称) ワークライフカレッジすとっく」（自立訓練（生活訓練）、就労移行支援）において、より多様なニーズへの対応による就労支援の拡充を図ります。

(3) 居住系サービス（第7期障害福祉計画）

サービスの概要

利用者に居住の場を提供し、主に夜間の介護を行うサービスです。居住系サービスの利用者も、日中の時間帯は別途何らかの「日中活動系サービス」を利用します。対象となるサービスは、次のとおりです。

| サービス名称 | 内 容 | 市内事業所数 |
|-----------------------------|--|-----------------|
| 施設入所支援 | 施設に入所する人に、主に夜間や休日における入浴、排せつ、食事の介護などを行います。 | 2か所 |
| 療養介護 | 医療と常時の介護を必要とする人のうち、長期の入院による医療的ケアを要する人に対し、医療機関で主に日中に機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の世話をています。 | 0か所 |
| 共同生活援助 (グループホーム) | 入所施設よりも小規模な共同生活を行う住居で、食事や掃除などの家事支援、日常生活上の相談支援のほか、必要に応じて入浴、排せつ、食事の介護、日中活動利用支援などを行います。 | 52か所 (ユニット数) |
| 自立生活援助 | 地域で単身生活をしている人などに対し、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。 | 1か所 |
| 短期入所 (ショートステイ) | 自宅での介護者の病気などの理由により、短期間の入所が必要な人に対し、施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。 | 7か所 |

第6期計画の評価と今後の課題

(施設入所支援)

- 地域移行は計画ほど進んでおらず、施設入所支援の利用実績は増加しています。

(共同生活援助)

- 共同生活援助の利用実績は計画値以上の増加となっています。市内の共同生活援助の事業所数も増加傾向にあります。令和2年11月に重度知的障害者向けの「グループホーム調布ヶ丘じゃんぶ」、令和3年11月に体験型グループホーム「グループホームちゃれんじ」が開設しました。それぞれ市において運営費の補助を行っています。

◆第6期計画中のグループホーム開設数

| 年度 | 開設数 | 主な対象者 |
|------|-----|-------------------|
| R3年度 | 3か所 | 知的障害者2か所、精神障害者1か所 |
| R4年度 | 5か所 | 知的障害者2か所、精神障害者3か所 |
| R5年度 | 3か所 | 精神障害者2か所、知的障害者1か所 |

- グループホームの地域におけるニーズはなお高く、引き続き整備が必要な一方で、量的拡大だけでなく、利用者の高齢化、重度化や、多様な障害種別や希望する生活スタイルに対応できるグループホームの整備も課題です。
- 人材育成の支援やグループホーム相互及び関係機関との連携による質の向上を目的として、グループホーム地域ネットワークの構築を進めました。今後も継続的な取組によるネットワークの充実が必要です。

(短期入所)

- 短期入所は、コロナ禍において大きく制限を受け利用が低迷しましたが、一方で介護者の休息（レスパイト）の機会が減少しており、重度知的障害者、医療的ケアを含む重症心身障害者、障害児などが利用できる施設の確保が必要です。

| サービス種別 | 単位 | 区分 | R3年度 (2021年度) | R4年度 (2022年度) | R5年度 (2023年度) |
|--------|--------------|-------------|------------------|------------------|------------------|
| 施設入所支援 | 実利用者数 (人) | 計画 | 135 | 135 | 135 |
| | | 実績 (計画比) | 138 (102.2%) | 138 (102.2%) | 140 (103.7%) |
| 療養介護 | 実利用者数 (人) | 計画 | 22 | 22 | 22 |
| | | 実績 (計画比) | 20 (90.9%) | 21 (95.4%) | 19 (86.4%) |
| 共同生活援助 | 実利用者数 | 計画 | 286 | 298 | 310 |

| | | | | | |
|--------|---------------|-------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | (人) | 実績 (計画比) | 320 (111.9%) | 349 (117.1%) | 334 (107.7%) |
| 自立生活援助 | 実利用者数 (人) | 計画 | 25 | 30 | 35 |
| | | 実績 (計画比) | 10 (40.0%) | 6 (20.0%) | 6 (20.0%) |
| 短期入所 | 延べ利用日数 (日) | 計画 | 7,600 | 7,850 | 8,100 |
| | | 実績 (計画比) | 7,872 (103.6%) | 8,774 (111.8%) | 9,180 (113.3%) |
| | 実利用者数 (人) | 計画 | 170 | 175 | 180 |
| | | 実績 (計画比) | 166 (97.6%) | 162 (92.6%) | 145 (80.6%) |

第7期計画におけるサービス見込み

【基本的な考え方】

○ 入所施設や精神科病院への入院等からグループホームへの地域移行を進めるため、また、障害者が住み慣れた地域で生活し続けられるように、グループホームの利用拡大が今後も必要です。

各年度においてグループホーム2か所程度の開設を見込みます。

○ 施設入所支援については、現在の利用者数(140人。令和5年9月末時点)を基礎に、今後の地域移行等による退所者数と新規の利用者数をほぼ同一と想定し、利用者数を見込みます。

【サービス見込み量】

| サービス種別 | 単位 | 参考 | 第7期計画 | | |
|--------|---------------|-------------------|------------------|------------------|------------------|
| | | R5年度 (2023年度) | R6年度 (2024年度) | R7年度 (2025年度) | R8年度 (2026年度) |
| 施設入所支援 | 実利用者数 (人) | 140 (103.7%) | 140 | 139 | 138 |
| 療養介護 | 実利用者数 (人) | 19 (86.4%) | 20 | 20 | 20 |
| 共同生活援助 | 実利用者数 (人) | 334 (107.7%) | 348 | 360 | 372 |
| 自立生活援助 | 実利用者数 (人) | 6 (20.0%) | 10 | 20 | 30 |
| 短期入所 | 延べ利用日数 (日) | 9,180 (113.3%) | 9,350 | 9,500 | 11,150 |
| | 実利用者数 (人) | 145 (80.6%) | 150 | 155 | 170 |

【提供体制確保の方策】

- ◇ グループホームの新規開設及び運営に係る各種補助制度を継続し、市内におけるグループホームの利用拡大を推進します。グループホームからひとり暮らしへの移行を希望する入居者に対し、居宅生活への移行や移行後の定着に関する相談等、国の動向を踏まえ支援の充実を図ります。
- ◇ 障害者の重度化、高齢化に対応したグループホームの類型である「日中サービス支援型グループホーム」（市内未設置）の開設へ向けて検討を進めます。
- ◇ グループホームの量的拡大に応じ、ホーム同士のネットワークの充実に取り組み、課題の共有や解決などを通じ、支援の質の向上を図ります。
- ◇ 三鷹市、府中市とともに「(仮称) 調布基地跡地福祉施設」において、医療的ケアを含む重症心身障害者及び強度行動障害を含む重度知的障害者に対応した施設（短期入所）の整備を進め、令和8年1月の開設を目指します。

(4) 相談支援（第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）

サービスの概要

利用者や保護者との相談を通じて、サービス全体の利用調整や、地域生活の支援を行うサービスです。

| サービス名称 | 内 容 | 市内事業所数 |
|---------|--|--------|
| 計画相談支援 | 障害者総合支援法に基づくサービス ^(※1) を利用する人の心身の状況、環境、サービス利用に関する意向その他の事情を勘案した「サービス等利用計画」を作成し、事業者等とサービス利用に係る連絡調整を行います。サービスの利用開始後は、定期的な「モニタリング」により状況を確認します。 | 13か所 |
| 障害児相談支援 | 児童福祉法に基づくサービス ^(※2) を利用する児童や保護者の心身の状況、環境、サービス利用に関する意向その他の事情を勘案した「障害児支援利用計画」を作成し、事業者等とサービス利用に係る連絡調整を行います。サービスの利用開始後は、定期的な「モニタリング」により状況を確認します。 | 9か所 |
| 地域移行支援 | 施設等に入所している障害者または精神科病院等に入院している精神障害者を対象に、地域生活に移行するための住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。 | 4か所 |
| 地域定着支援 | 居宅において単身で生活する方等に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談や訪問等の支援を行います。 | 4か所 |

◆ 「サービス等利用計画」「障害児支援利用計画」とは・・・

障害福祉サービス等の利用者が、地域で生活していくときに必要となるさまざまなサービス等を上手に活用するためにつくる計画です。計画の内容は、市がサービスの支給決定を行う際の参考とするほか、サービス利用時には支援に関わる人たちの「共通目標」となります。計画により利用者の意向をサービスに反映しやすくなり、より一体的な支援を受けることができます。

※1 訪問系サービス（**ページ）、日中活動系サービス（**ページ）、居住系サービス（**ページ）の全てと、地域移行支援、地域定着支援を指します。

※2 児童通所サービス（**ページ）の全てを指します。

第6期計画・第2期計画の評価と今後の課題

- 各サービスとも、相談支援事業所の不足により、計画で見込んだサービスの拡大が図れませんでした。相談支援専門員の量的・質的な拡大が必要です。
- 第5期計画では、計画相談支援では約40%、障害児相談支援では約80%の利用者が「セルフプラン」による作成となっていました。第6期計画では、計画相談支援では約40%、障害児相談支援では約60%の利用者が「セルフプラン」による作成となり、障害児相談支援については改善傾向にあります。

| サービス種別 | 単位 | 区分 | R3年度 (2021年度) | R4年度 (2022年度) | R5年度 (2023年度) |
|---------|--------------|-------------|------------------|------------------|------------------|
| 計画相談支援 | 実利用者数 (人) | 計画 | 1,750 | 1,800 | 1,850 |
| | | 実績 (計画比) | 1,179 (67.4%) | 1,234 (68.6%) | 1,175 (63.5%) |
| 地域移行支援 | 実利用者数 (人) | 計画 | 8 | 8 | 8 |
| | | 実績 (計画比) | 11 (137.5%) | 8 (100.0%) | 5 (62.5%) |
| 地域定着支援 | 実利用者数 (人) | 計画 | 30 | 40 | 50 |
| | | 実績 (計画比) | 25 (83.3%) | 22 (55.0%) | 23 (46.0%) |
| 障害児相談支援 | 実利用者数 (人) | 計画 | 560 | 580 | 600 |
| | | 実績 (計画比) | 229 (40.9%) | 245 (42.2%) | 202 (33.7%) |

第7期計画・第3期計画におけるサービス見込み

【基本的な考え方】

- いわゆる「セルフプラン」による対応は、法の趣旨を踏まえ、利用者等の自由な意思決定に基づくものを除き、必要最低限度とすることを基本とし、今後も順次「セルフプラン」から相談支援事業所による計画作成への移行を推進します。
- サービスを利用する全ての障害者・障害児が計画相談支援・障害児相談支援を利用するこことを原則と考え、サービス全体の利用者数の伸びを勘案して必要量を見込みます。
- より多くの障害者が地域で安心して生活ができるよう、地域移行支援・地域定着支援のサービスの拡充を図ります。

【サービス見込み量】

| サービス種別 | 単位 | 参考 | 第7期計画・第3期計画 | | |
|---------|--------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | | R5年度 (2023年度) | R6年度 (2024年度) | R7年度 (2025年度) | R8年度 (2026年度) |
| 計画相談支援 | 実利用者数 (人) | 1,175 (63.5%) | 1,950 | 2,000 | 2,050 |
| 地域移行支援 | 実利用者数 (人) | 5 (62.5%) | 8 | 8 | 8 |
| 地域定着支援 | 実利用者数 (人) | 23 (46.0%) | 30 | 40 | 50 |
| 障害児相談支援 | 実利用者数 (人) | 202 (33.7%) | 660 | 680 | 700 |

【提供体制確保の方策】

- ◇ 引き続き相談支援事業所の増加を図るため、事業者との協議や働きかけにより、既存事業所の提供体制拡大や新規参入を促進します。あわせて、地域生活支援拠点に関連する加算取得の促進や、通所施設に交付している障害福祉サービス等事業者施設運営費補助金による間接的支援を行います。
- ◇ 調布市障害者地域自立支援協議会に設置している専門部会「サービスのあり方検討会」を通じて、相談支援専門員の質の向上や効率化を図るとともに、ヘルパー事業所、ケアマネジャー等の介護保険サービス事業所、医療機関との連携に取り組みます。

(5) 児童通所サービス（第3期障害児福祉計画）

サービスの概要

障害のある、または障害のおそれのある児童について、施設への通所などにより、必要な療育を実施するサービスです。（児童福祉法に基づくサービスです。）

| サービス名称 | 内 容 | 市内事業所数 |
|-----------------|--|--------|
| 児童発達支援 | 障害児に対し、通所により日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。 | 9か所 |
| 医療型 児童発達支援 | 肢体不自由のある児童に対し、児童発達支援と同様のサービスに加え、医療機関での治療を行います。 | 0か所 |
| 放課後等 デイサービス | 就学している障害児に対し、授業の終了後または休業日に通所により生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの活動を行います。 | 23か所 |
| 居宅訪問型 児童発達支援 | 重度の障害等の状態にあり、障害児通所支援を利用するため外出することが著しく困難な児童に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。 | 1か所 |
| 保育所等 訪問支援 | 障害児が通う保育所等を専門スタッフが定期的に訪問し、その施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。 | 1か所 |

第2期計画の評価と今後の課題

(児童発達支援、放課後等デイサービス)

- 児童発達支援、放課後等デイサービスとも引き続き量的拡大が進み、第2期計画の期間中に事業所数も増加しています。一方で、閉鎖に至った事業所も2か所あり、事業者からの新規開設の相談件数も減少傾向にあります。

◆第2期計画中の事業所開設数

| 年度 | 開設数 | 備考 |
|------|-----|-----------------|
| R3年度 | 3か所 | うち1か所は重症心身障害児対象 |
| R4年度 | 2か所 | |
| R5年度 | 0か所 | |

- 令和3年5月に、市内に2か所目となる重症心身障害児を対象とした、児童発達支援、放課後等デイサービス事業所が開設しています。しかし、現在も肢体不自由児、重症心身障害児が利用できる事業所は限られています。

(居宅訪問型児童発達支援)

- 子ども発達センターで令和3年2月から事業を開始しましたが、利用希望者がいなかったため、現在まで実績はありません。

(保育所等訪問支援)

- 子ども発達センターでの利用が一定数ある一方で、民間事業所の利用も増加しています。

※ 児童発達支援センター：児童福祉法に基づく「施設」の名称。「児童発達支援」などの通所による療育のほか、保育所等訪問支援などの地域支援を行う、障害児支援の中核的な施設とされています。

| サービス種別 | 単位 | 区分 | R3年度 (2021年度) | R4年度 (2022年度) | R5年度 (2023年度) |
|-----------------|---------------|-------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 児童発達支援 | 延べ利用日数 (日) | 計画 | 14,700 | 15,050 | 15,400 |
| | | 実績 (計画比) | 17,114 (116.4%) | 17,464 (116.0%) | 16,652 (116.0%) |
| | 実利用者数 (人) | 計画 | 210 | 215 | 220 |
| | | 実績 (計画比) | 226 (107.6%) | 245 (114.0%) | 220 (100.0%) |
| 医療型 児童発達支援 | 延べ利用日数 (日) | 計画 | 300 | 300 | 300 |
| | | 実績 (計画比) | 209 (69.7%) | 164 (54.7%) | 212 (70.6%) |
| | 実利用者数 (人) | 計画 | 6 | 6 | 6 |
| | | 実績 (計画比) | 7 (116.7%) | 7 (116.7%) | 7 (116.7%) |
| 放課後等 デイサービス | 延べ利用日数 (日) | 計画 | 48,000 | 49,200 | 50,400 |
| | | 実績 (計画比) | 45,975 (95.8%) | 46,397 (94.3%) | 49,728 (98.7%) |
| | 実利用者数 (人) | 計画 | 400 | 410 | 420 |
| | | 実績 (計画比) | 416 (104.0%) | 431 (105.1%) | 450 (107.1%) |
| 居宅訪問型 児童発達支援 | 延べ利用日数 (日) | 計画 | 120 | 144 | 168 |
| | | 実績 (計画比) | 0 | 0 | 0 |
| | 実利用者数 (人) | 計画 | 5 | 6 | 7 |
| | | 実績 (計画比) | 0 | 0 | 0 |
| 保育所等 訪問支援 | 延べ利用日数 (日) | 計画 | 72 | 84 | 96 |
| | | 実績 (計画比) | 87 (120.8%) | 174 (207.1%) | 166 (172.9%) |
| | 実利用者数 (人) | 計画 | 6 | 7 | 8 |
| | | 実績 (計画比) | 12 (200.0%) | 18 (257.1%) | 18 (225.0%) |

第3期計画におけるサービス見込み

【基本的な考え方】

- 利用ニーズの拡大は継続している一方で、新規事業所の開設ペースは鈍化していることから、今後も提供体制の整備が必要と考え、利用料の増加を見込みます。
- 肢体不自由児、重症心身障害児、医療的ケア児等、現在の提供多体制においては利用できる事業所が限られる児童の通所先の確保に優先して取り組みます。
- 居宅訪問型児童発達支援は、子ども発達センターでの事業利用者を主として見込みます。
- 保育所等訪問支援は、子ども発達センターでの事業利用者のほか、近隣市の民間事業所の事業利用者も含めて見込み量として定めます。

【サービス見込み量】

| サービス種別 | 単位 | 参考 | 第3期計画 | | |
|-----------------|---------------|--------------------|------------------|------------------|------------------|
| | | R5年度 (2023年度) | R6年度 (2024年度) | R7年度 (2025年度) | R8年度 (2026年度) |
| 児童発達支援 | 延べ利用日数 (日) | 16,652 (116.0%) | 17,749 | 18,527 | 19,313 |
| | 実利用者数 (人) | 220 (100.0%) | 237 | 247 | 257 |
| 医療型 児童発達支援 | 延べ利用日数 (日) | 212 (70.6%) | | | |
| | 実利用者数 (人) | 7 (116.7%) | | | |
| 放課後等 デイサービス | 延べ利用日数 (日) | 49,728 (98.7%) | 51,000 | 52,200 | 53,400 |
| | 実利用者数 (人) | 450 (107.1%) | 460 | 470 | 480 |
| 居宅訪問型 児童発達支援 | 延べ利用日数 (日) | 0 | 24 | 24 | 24 |
| | 実利用者数 (人) | 0 | 2 | 2 | 2 |
| 保育所等 訪問支援 | 延べ利用日数 (日) | 166 (172.9%) | 171 | 180 | 189 |
| | 実利用者数 (人) | 18 (225.0%) | 19 | 20 | 21 |

・「医療型児童発達支援」は、令和6年度より「児童発達支援」に統合。現「医療型児童発

達支援」分は、「児童発達支援」に含んで見込んでいます。

【提供体制確保の方策】

- ◇ 事業所開設経費の補助を継続するとともに、補助対象の選定にあたっては事業者の公募を行い、より利用者のニーズ及び市の課題に即したサービスの拡大を図ります。
- ◇ 施設運営に係る各種補助制度を継続し、事業所の安定的運営の支援とサービスの質の確保、向上を図ります。
- ◇ 多様な療育ニーズへ対応するため、より良い支援を提供できるよう、子ども発達センターの運営体制・方法を見直し、機能の充実を図ります。

2 地域生活支援事業の見込み量

「地域生活支援事業」は、「障害福祉サービス」と同様に「障害者総合支援法」に基づくサービスですが、こちらは全国統一の基準でなく、サービスの内容を都道府県、市町村などの自治体で定め、地域の実情に合わせて実施する事業です。実施する内容や形態（直営・委託・補助など）とそれに係る事業者の報酬、利用者負担額などの仕組みは自治体により異なります。

全ての自治体が原則実施するとされている「必須事業」と、市町村が独自に定めて実施する「任意事業」があります。

特に専門性の高い事業、広域的な対応が必要な事業については、都道府県が地域生活支援事業として実施します。

（参考例）都道府県地域生活支援事業の一部

- ・発達障害者支援センター運営事業
- ・高次脳機能障害支援普及事業
- ・障害児等療育支援事業
- ・専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業・派遣事業 など

【各サービスの実績及び見込み量の表記について】

- 調布市が支給決定の実施主体となっている利用者を対象としています。
- 各サービスにおける実績及び見込み量は、利用時間数及び利用日数については各年度の全ての利用者の利用量の年間合計の数値を、利用者数については年間の実利用者数を記載しています。
- 一部の事業については、事業の性格上、国の基本指針に沿って見込み量を数値ではなく「事業の実施の有無」で定めます。
- 令和5年度の実績については、本計画の策定中に数値が確定しないため、令和5年度の一部実績をもとに算定した推計値となります。

(Ⅰ) 必須事業

サービスの概要と第6期計画の振り返り

① 理解促進研修・啓発事業

障害者等の自立した日常生活及び社会生活に関する理解を深めるための研修及び啓発を行う事業です。

(該当・関連事業)

- ・障害者を地域で支える体制づくり事業
- ・精神保健福祉に関する普及啓発
- ・地域活動支援センター事業
- ・ヘルプカード・ヘルプマークの普及啓発

- 東京 2020 大会開催を契機として、共生社会の重要性をこれまで以上に発信するため「パラハートちゅうふ」のキャッチフレーズを掲げ、様々な分野で共生社会の充実に向けた取組を展開しました。
- 障害者差別解消法やヘルプカード、ヘルプマークの普及啓発を継続的に実施しました。
- 障害者地域自立支援協議会のワーキングで障害理解の促進について検討を重ね、令和5年度から障害当事者講師養成研修を開始しました。

| 事業種別 | 単位 | 区分 | R 3年度 (2021 年度) | R 4年度 (2022 年度) | R 5年度 (2023 年度) |
|-----------------|----|----|--------------------|--------------------|--------------------|
| 理解促進研修 ・啓発事業 | 有無 | 計画 | 有 | 有 | 有 |
| | | 実績 | 有 | 有 | 有 |

② 自発的活動支援事業

障害者等、障害者等の家族、地域住民等により自発的に行われる障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするための活動に対する支援を行う事業です。

(該当・関連事業)

- ・こころの健康支援センターの施設開放
- ・当事者サロンの運営支援

- 地域活動支援センター、こころの健康支援センターなどの事業、施設を活用し、当事者主体による活動の支援を行いました。

| 事業種別 | 単位 | 区分 | R 3年度 (2021年度) | R 4年度 (2022年度) | R 5年度 (2023年度) |
|-----------|----|----|-------------------|-------------------|-------------------|
| 自発的活動支援事業 | 有無 | 計画 | 有 | 有 | 有 |
| | | 実績 | 有 | 有 | 有 |

③ 相談支援事業

障害福祉サービスの「相談支援」とは異なり、いわゆる一般的な相談や幅広いケアマネジメントを行います。障害者やその家族からの相談に応じ、地域における生活のために必要な情報の提供や、障害福祉サービス利用に関する支援等、必要な支援を行う事業です。

(該当・関連事業)

- ・障害者相談支援事業
- ・基幹相談支援センター

- 基幹相談支援センター（障害福祉課）を中心に、ドルチエ、ちょうふだぞう、希望ヶ丘の3事業所で障害者相談支援事業を実施し、連携を強化しつつ、相談支援体制の充実を図っています。
- 「相談支援包括化推進会議」を中心として、関係機関との連携による分野を超えた相談支援の包括化に取り組むとともに、令和5年度から「重層的支援体制整備事業」としての実施に移行し、高齢・子ども・生活困窮等の分野との一層の連携充実に取り組んでいます。
- 住宅入居等支援事業は、地域の体制整備等広域的な取組を中心として、障害者相談支援事業の一環として継続して実施しています。

| 事業種別 | 単位 | 区分 | R 3年度 (2021年度) | R 4年度 (2022年度) | R 5年度 (2023年度) |
|-----------------------|----|----|-------------------|-------------------|-------------------|
| 障害者相談支援事業 | 箇所 | 計画 | 3 | 3 | 3 |
| | | 実績 | 3 | 3 | 3 |
| 基幹相談支援センター | 有無 | 計画 | 有 | 有 | 有 |
| | | 実績 | 有 | 有 | 有 |
| 基幹相談支援センター等 機能強化事業 | 有無 | 計画 | 有 | 有 | 有 |
| | | 実績 | 有 | 有 | 有 |
| 住宅入居等支援事業 | 有無 | 計画 | 有 | 有 | 有 |
| | | 実績 | 有 | 有 | 有 |

④ 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる方で、成年後見制度の利用に要する費用（申立費用、後見等報酬）の支払いが困難な方にその費用を支給する事業です。

(該当・関連事業)

- ・成年後見制度利用支援事業

● 申立する親族がない障害者の申立費用を助成する事業としての利用実績はありませんでした。相談支援を通じて、必要に応じた成年後見制度の利用支援に取り組んでいます。

| 事業種別 | 単位 | 区分 | R 3年度 (2021年度) | R 4年度 (2022年度) | R 5年度 (2023年度) |
|------------------|----|-------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 成年後見制度 利用支援事業 | 件 | 計画 | 4 | 5 | 5 |
| | | 実績 (計画比) | 0 (0%) | 0 (0%) | 0 (0%) |

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

障害者に係る民法に規定する後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行う事業です。

(該当・関連事業)

- ・多摩南部成年後見センターの運営

● 近隣4市と共同で設立・運営している一般社団法人多摩南部成年後見センターにおいて、福祉面に配慮した法人による後見事務等を実施しています。

| 事業種別 | 単位 | 区分 | R 3年度 (2021年度) | R 4年度 (2022年度) | R 5年度 (2023年度) |
|--------------------|----|----|-------------------|-------------------|-------------------|
| 成年後見制度 法人後見支援事業 | 有無 | 計画 | 有 | 有 | 有 |
| | | 実績 | 有 | 有 | 有 |

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者などに対し、手話通訳・要約筆記などの方法により意思疎通支援を行う者の派遣を行う事業です。

(該当・関連事業)

- ・聴覚障害者等コミュニケーション支援事業
- ・手話通訳者設置事業
- ・手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例の検討

- 利用実績は見込み量に達していませんが、より多くの方が必要時に手話通訳等を利用できる環境を確保するため、通訳者を今後も養成、確保していくことが必要です。
- 要約筆記者派遣の利用実績は計画に比して少なくなっていますが、利用希望があった場合にはサービスを提供できる体制を維持しています。
- 障害福祉課に手話通訳者を配置し、市役所に来庁する聴覚障害者等の手続きの支援を行っています。

| 事業種別 | 単位 | 区分 | R3年度 (2021年度) | R4年度 (2022年度) | R5年度 (2023年度) |
|---------|---------------|-------------|------------------|------------------|------------------|
| 手話通訳者派遣 | 延べ利用件数 (件) | 計画 | 650 | 650 | 650 |
| | | 実績 (計画比) | 639 (98.3%) | 608 (93.5%) | 606 (93.2%) |
| 要約筆記者派遣 | 延べ利用件数 (件) | 計画 | 20 | 20 | 20 |
| | | 実績 (計画比) | 16 (80.0%) | 4 (20.0%) | 4 (20.0%) |
| 手話通訳者設置 | 設置者数 (人) | 計画 | 1 | 1 | 1 |
| | | 実績 | 1 | 1 | 1 |

⑦ 日常生活用具給付等事業

障害者等に対し、特殊ベッド、各種信号装置、ストーマ装具、住宅改修などの日常生活用具を給付する事業です。

■介護・訓練支援用具

特殊寝台、特殊マット、移動用リフト など

■自立生活支援用具

入浴補助用具、視覚障害者用支援具、聴覚障害者用屋内信号装置 など

■在宅療養等支援用具

たん吸引器、パルスオキシメーター など

■情報・意思疎通支援用具

点字ディスプレイ、音声コード読み上げ装置、拡大読書器 など

■排泄管理支援用具

ストーマ装具、紙おむつ など

■居宅生活動作補助用具（住宅改修）

小規模改修、中規模改修、屋内移動設備

(該当・関連事業)

- ・日常生活用具費の支給
- ・住宅改修費の支給

- サービスの特性上、各年度で実績の差異があります。利用者からの個別の相談に応じ給付を行っています。
- 市民からの要望、近隣自治体の対応を見ながら、日常生活用具の種目の追加、対象要件の変更などの改正を行いました。

| 事業種別 | 単位 | 区分 | R 3 年度 (2021 年度) | R 4 年度 (2022 年度) | R 5 年度 (2023 年度) |
|--------------------------|---------------|-------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 介護・訓練 支援用具 | 延べ利用件数 (件) | 計画 | 18 | 18 | 18 |
| | | 実績 (計画比) | 21 (116.7%) | 19 (105.6%) | 20 (111.1%) |
| 自立生活 支援用具 | 延べ利用件数 (件) | 計画 | 35 | 35 | 35 |
| | | 実績 (計画比) | 35 (100.0%) | 29 (82.9%) | 36 (102.9%) |
| 在宅療養等 支援用具 | 延べ利用件数 (件) | 計画 | 35 | 35 | 35 |
| | | 実績 (計画比) | 26 (74.3%) | 27 (77.1%) | 24 (68.6%) |
| 情報・意思疎通 支援用具 | 延べ利用件数 (件) | 計画 | 45 | 45 | 45 |
| | | 実績 (計画比) | 69 (153.3%) | 82 (182.2%) | 72 (160.0%) |
| 排泄管理 支援用具 | 延べ利用件数 (件) | 計画 | 3,800 | 3,800 | 3,800 |
| | | 実績 (計画比) | 4,219 (111.0%) | 4,017 (105.7%) | 4,404 (115.9%) |
| 居宅生活動作 補助用具 (住宅改修) | 延べ利用件数 (件) | 計画 | 10 | 10 | 10 |
| | | 実績 (計画比) | 8 (80.0%) | 16 (160.0%) | 6 (60.0%) |

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通支援を行う者（手話奉仕員）を養成する事業です。

(該当・関連事業)

- ・手話講習会事業

※ 専門性の高い手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成は都道府県事業として実施されます。

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響で開催が中止となった年度もありましたが、調布市社会福祉協議会が実施する手話通訳者養成事業に補助を行い、引き続き必要な手話通訳者の確保を図りました。

| 事業種別 | 単位 | 区分 | R 3 年度 (2021 年度) | R 4 年度 (2022 年度) | R 5 年度 (2023 年度) |
|------------------|-------------|-------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 基礎コース (手話奉仕員) | 修了者数 (人) | 計画 | 50 | 50 | 50 |
| | | 実績 (計画比) | 25 (50.0%) | 29 (58.0%) | 38 (76.0%) |
| 養成コース (手話通訳者) | 修了者数 (人) | 計画 | 10 | 10 | 10 |
| | | 実績 (計画比) | 0 (0%) | 5 (50.0%) | 8 (80.0%) |

⑨ 移動支援事業

一人では外出できない知的障害者、精神障害者（発達障害者、高次脳機能障害者を含む。）、全身性障害者、難病患者等について、ガイドヘルパーを派遣し、外出の支援を行う事業です。

(該当・関連事業)

- ・移動支援事業

- 新型コロナウイルス感染症の影響で実績が低くなっていますが、外出支援のニーズは高く、ニーズに応えられるだけの従事者の確保が課題となっています。

- 令和4年度から支援費の引き上げを行いました。

| 事業種別 | 単位 | 区分 | R 3年度 (2021年度) | R 4年度 (2022年度) | R 5年度 (2023年度) |
|--------|-----------------|-------------|-------------------|--------------------|-------------------|
| 移動支援事業 | 延べ利用時間数 (時間) | 計画 | 15,500 | 16,300 | 17,100 |
| | | 実績 (計画比) | 8,255 (53.3%) | 9,535.5 (58.5%) | 10,402 (60.8%) |
| | 実利用者数 (人) | 計画 | 175 | 180 | 185 |
| | | 実績 (計画比) | 133 (76.0%) | 145 (80.6%) | 133 (71.9%) |

⑩ 地域活動支援センター事業

基本事業としての居場所機能、創作活動、生産活動の機会を提供するほか、相談支援事業や社会資源との連携、地域ボランティアの育成助言、障害者に対する理解促進のための普及啓発事業を行います。

- (該当・関連事業)
・地域活動支援センター

● ドルチェ、ちょうふだぞう、希望ヶ丘の3か所の相談支援事業所で事業を実施しています。相談支援事業の利用者数の増加とともに本事業の利用者数も計画値を上回るペースで増加しています。

| 事業種別 | 単位 | 区分 | R 3年度 (2021年度) | R 4年度 (2022年度) | R 5年度 (2023年度) |
|--------------|---------------|-------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 地域活動支援センター事業 | 設置箇所数 (箇所) | 計画 | 3 | 3 | 3 |
| | | 実績 (計画比) | 3 (100.0%) | 3 (100.0%) | 3 (100.0%) |
| | 実利用者数 (人) | 計画 | 1,080 | 1,100 | 1,120 |
| | | 実績 (計画比) | 1,135 (105.1%) | 1,237 (112.5%) | 1,177 (105.1%) |

第7期計画における事業実施の方向性

- 「パラハートちようふ」のキャッチフレーズのもと、様々な機会を通じて障害理解の促進と普及啓発を図ります。
- 引き続き基幹相談支援センター（障害福祉課）と、3か所の相談支援事業所を中心とした相談支援体制を継続し、発達障害、高次脳機能障害、重症心身障害、医療的ケアが必要な方などの専門相談の充実を含め各相談機関のスキルアップを図ります。
- 意思疎通支援事業については、これまでの実績をもとに見込み量を設定しますが、手話通訳、要約筆記は聴覚障害、音声機能障害または言語機能障害によりコミュニケーションに支援の必要な方の地域生活及び社会参加のために必須のものであり、今後も充実を図ります。
- 手話及び様々な意思疎通支援手段への理解促進と支援の一層の充実を図るため、調布市における手話言語条例及び意思疎通支援条例の制定へ向けて検討を進めます。
- 調布市社会福祉協議会が実施する手話講習会への補助により、引き続き必要な手話奉仕員・手話通訳者の確保を図ります。
- 日常生活用具等給付事業では、製品の多様化に伴う利用者のニーズに的確に対応できるよう、対象用具や対象者の要件について必要に応じて検討します。
- 調布市福祉人材育成センターでの移動支援従業者養成研修の実施により、移動支援従事者（ヘルパー）の育成を通じて量的な確保と質の向上による提供体制の整備を推進します。併せて、研修による資格取得者の就職へのマッチング強化を図っていきます。

【サービス見込み量】

| サービス種別 | 単位 | R5年度 (参考) | R6年度 | R7年度 | R8年度 |
|------------------|----|--------------|--------|--------|--------|
| 理解促進研修・啓発事業 | 有無 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 自発的活動支援事業 | 有無 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 相談支援事業 | | | | | |
| 障害者相談支援事業 | 箇所 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 基幹相談支援センター | 有無 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 基幹相談支援センター機能強化事業 | 有無 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 住宅入居等支援事業 | 有無 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 成年後見制度利用支援事業 | 人 | 0 | 3 | 3 | 3 |
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 有無 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 意思疎通支援事業 | | | | | |
| 手話通訳者派遣 | 人 | 606 | 650 | 650 | 650 |
| 要約筆記者派遣 | 人 | 4 | 20 | 20 | 20 |
| 手話通訳者設置 | 人 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 日常生活用具等給付事業 | | | | | |
| 介護・訓練支援用具 | 件 | 20 | 20 | 20 | 20 |
| 自立生活支援用具 | 件 | 36 | 35 | 35 | 35 |
| 在宅療養等支援用具 | 件 | 24 | 25 | 25 | 25 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 件 | 72 | 70 | 70 | 70 |
| 排泄管理支援用具 | 件 | 4,404 | 4,000 | 4,000 | 4,000 |
| 居宅生活動作補助用具（住宅改修） | 件 | 6 | 10 | 10 | 10 |
| 手話奉仕員養成研修事業 | | | | | |
| 基礎コース（手話奉仕員） | 人 | 38 | 50 | 50 | 50 |
| 養成コース（手話通訳者） | 人 | 8 | 10 | 10 | 10 |
| 移動支援事業 | 時間 | 10,402 | 15,500 | 16,300 | 17,100 |
| | 人 | 133 | 175 | 180 | 185 |
| 地域活動支援センター | 箇所 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| | 人 | 1,177 | 1,150 | 1,170 | 1,190 |

(2) 任意事業

サービスの概要と第6期計画の振り返り

① 訪問入浴サービス事業

自宅において一人で入浴できない、常に介護を要する障害者に入浴車を派遣して室内で入浴サービスを行う事業です。

- (該当・関連事業)
・訪問入浴サービス事業

● 利用回数、利用者数ともに計画値を下回っていますが、重症心身障害児・者、医療的ケア児・者を中心にニーズは引き続き大きくなっています。

| 事業種別 | 単位 | 区分 | R3年度 (2021年度) | R4年度 (2022年度) | R5年度 (2023年度) |
|----------------|---------------|-------------|------------------|------------------|------------------|
| 訪問入浴 サービス事業 | 延べ利用回数 (回) | 計画 | 1,000 | 1,050 | 1,100 |
| | | 実績 (計画比) | 746 (74.6%) | 664 (63.2%) | 786 (71.5%) |
| | 実利用者数 (人) | 計画 | 20 | 21 | 22 |
| | | 実績 (計画比) | 18 (90.0%) | 21 (100.0%) | 20 (90.9%) |

② 日中一時支援事業

障害者を一時的に預かって、見守りや社会的適応するための日常的な訓練などを行う事業です。

- (該当・関連事業)
・日中一時支援事業

● 新型コロナウイルス感染症の影響が続き実績が低くなっています。他の日中活動系サービスや放課後等デイサービスとともに、障害児・者の日中や平日夕方以降の居場所としてニーズは高いものの、事業所の不足が課題となっています。

| 事業種別 | 単位 | 区分 | R 3年度 (2021年度) | R 4年度 (2022年度) | R 5年度 (2023年度) |
|----------|---------------|-------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 日中一時支援事業 | 延べ利用日数 (日) | 計画 | 4,800 | 5,000 | 5,200 |
| | | 実績 (計画比) | 2,989 (62.3%) | 3,044 (60.9%) | 3,412 (65.6%) |
| | 実利用者数 (人) | 計画 | 150 | 160 | 170 |
| | | 実績 (計画比) | 119 (79.3%) | 116 (72.5%) | 116 (51.2%) |

第7期計画における事業実施の方向性

- 訪問入浴サービス事業では、事業の周知を図り、潜在的な利用希望者の掘り起しを図るとともに、今後も利用者に必要なサービスが提供できるよう事業を継続します。
- 日中一時支援事業では、平日夕方以降の障害児・者通所施設における延長支援、休日の過ごし方などの活用を想定し、引き続き民間事業所での実施拡大へ向けて事業者との協議を進めます。
- 本計画に定める事業以外にも、地域生活支援事業に係る国要綱の見直し等に対応し、必要に応じて新たな事業を位置づけて実施する等、取組の充実と必要な財源確保に努めます。

| サービス種別 | 単位 | R 5年度 (参考) | R 6年度 | R 7年度 | R 8年度 |
|------------|----|---------------|-------|-------|-------|
| 訪問入浴サービス事業 | 回 | 786 | 900 | 950 | 1,000 |
| | 人 | 20 | 20 | 21 | 22 |
| 日中一時支援事業 | 日 | 3,412 | 4,800 | 5,000 | 5,200 |
| | 人 | 116 | 150 | 160 | 170 |

3 成果目標

以下の分野については、特に具体的な「成果目標」を設定します。

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障害児支援の提供体制の整備等
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

成果目標の設定にあたっては、その項目や考え方について国が基本指針^(※)を定め、市町村がそれらをもとにこれまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することとされています。

※ 平成18年厚生労働省告示第395号「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」

(Ⅰ) 福祉施設の入所者の地域生活への移行（第7期障害福祉計画）

福祉施設に入所している障害者の地域生活（グループホームや居宅生活など）への移行を推進します。

第6期計画期間の振り返り

第6期計画における国的基本指針に基づき、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」に係る成果目標を以下のとおり定め、取り組んでいます。

【目標1】施設入所者の地域生活への移行

| | | |
|---------------------------|------|-------------|
| 令和元年度末時点の施設入所者数 | 135人 | |
| 上記のうち、 令和5年度末までの地域移行者数 | 目標値 | 5人（3.7%） |
| | 実績 | 1人（R5年11月末） |

【目標2】施設入所者数の削減

| | | |
|-----------------|------|---------------|
| 令和元年度末時点の施設入所者数 | 135人 | |
| 令和5年度末時点の施設入所者数 | 目標値 | 135人（±0人） |
| | 実績 | 138人（R5年11月末） |

- いずれの項目も目標値に達していません。長期入所者の高齢化が進んでおり、入所者全体における重度障害者の割合が高く、地域への移行が困難な入所者も多くなっています。
- 第6期の計画期間中に、近隣市で新たな入所施設の開設があり、新規に入所される方が多くいました。

【目標1】施設入所者の地域生活への移行

○ 国の基本指針

令和4年度末の施設入所者の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行

○ 調布市の考え方

過去の実績及び現在の入所者の実情から、第7期に引き続き国の基本指針とは異なる独自の目標を設定することとします。地域移行者数は、第1期から第6期まで各期間5人を目標としており、第7期においても同様の目標とします。

| | |
|-----------------------|------------------|
| 令和4年度末時点の施設入所者数 | 138人 |
| 上記のうち、令和8年度末までの地域移行者数 | 目標値 5人 (3.6%) |

【目標2】施設入所者数の削減

○ 国の基本指針

施設入所者数を、令和4年度末から5%以上削減

○ 調布市の考え方

施設入所の希望状況や現在の入所者数を考慮して、第6期と同様に令和4年度末時点の入所者数を超えないことを目標とします。

| | |
|-----------------|-------------------|
| 令和4年度末時点の施設入所者数 | 138人 |
| 令和8年度末時点の施設入所者数 | 目標値 138人 (±0人) |

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（第7期障害福祉計画）

長期入院精神障害者の地域移行を進めるにあたり、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指すことが、国の基本指針に「成果目標」として位置付けられています。

区市町村においては、各圏域・市町村において、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することとされています。

第6期計画期間の振り返り

第6期計画における国の基本指針に基づき、以下のとおり活動指標を定め、取り組んでいます。

【目標①】保健、医療・福祉関係者による協議の場

- 「調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会」を協議の場として位置づけ、各機関の連携をさらに深めながら、必要な支援体制の検討を行いました。

連絡会での協議・検討を通じて精神障害者の地域生活支援における課題を抽出し、計画への意見具申としてまとめました。

| 項目 | 令和5年度 目標値 | 令和4年度 実績 |
|-------------------------|--------------|-------------|
| 協議の場の1年間の開催回数の見込み | 4回 | 4回 |
| 協議の場の参加者（機関）数 | 50機関 | 52機関 |
| 保健 | 2 | 2 |
| 医療（精神科） | 6 | 6 |
| 医療（精神科以外）※訪問看護ステーション含む。 | 8 | 8 |
| 福祉（通所施設、相談支援事業所等） | 25 | 20 |
| 介護（ヘルパー事業所、居宅介護支援事業所等） | 5 | 8 |
| 当事者及び家族 | 1 | 1 |
| 調布市 | 5 | 5 |
| 協議の場における目標設定及び評価の実施回数 | 年1回実施 | 年1回実施 |

【目標2】精神障害者のサービス利用者数

障害福祉サービス等の見込み量のうち、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に特に関わるとされる地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助及び自立生活援助については、全体数のうち精神障害者の利用者数を見込むこととされています。

| サービス種別 | 単位 | 区分 | 第6期計画 | | |
|--------|-------------|----|------------------|------------------|------------------|
| | | | R3年度 (2021年度) | R4年度 (2022年度) | R5年度 (2023年度) |
| 地域移行支援 | 全体の実利用者数（人） | 計画 | 8 | 8 | 8 |
| | | 実績 | 11 | 8 | 5 |
| | うち精神障害者（人） | 計画 | 7 | 7 | 7 |
| | | 実績 | 10 | 7 | 5 |
| 地域定着支援 | 全体の実利用者数（人） | 計画 | 30 | 40 | 50 |
| | | 実績 | 25 | 22 | 23 |
| | うち精神障害者（人） | 計画 | 27 | 36 | 45 |
| | | 実績 | 25 | 22 | 22 |
| 共同生活援助 | 全体の実利用者数（人） | 計画 | 286 | 298 | 310 |
| | | 実績 | 320 | 349 | 334 |
| | うち精神障害者（人） | 計画 | 104 | 108 | 111 |
| | | 実績 | 88 | 99 | 92 |
| 自立生活援助 | 全体の実利用者数（人） | 計画 | 25 | 30 | 35 |
| | | 実績 | 10 | 6 | 6 |
| | うち精神障害者（人） | 計画 | 9 | 18 | 27 |
| | | 実績 | 10 | 6 | 6 |

【目標1】保健、医療・福祉関係者による協議の場

○ 国の基本指針

市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するため、以下の活動指標を設定する。

- ① 協議の場の1年間の開催回数の見込み
- ② 保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込み
- ③ 協議の場における目標設定および評価の実施回数の見込み

○ 調布市の考え方

引き続き「調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会」を協議の場として位置づけ、必要な支援体制の検討及び構築を目指します。連絡会では、毎年度課題となるテーマ（目標）を設定し、関係機関同士の協議・連携のもと課題解決を図ることとし、年1回その取組について評価を行います。また、地域移行支援の対象者について、保険・医療、関連する制度の関係者が集い、退院後に地域の一員として暮らし続けられる体制について、協議を行います。

| 項目 | 令和4年度 実績 | 令和8年度 目標値 |
|-------------------------|-------------|--------------|
| 協議の場の1年間の開催回数の見込み | 4回 | 4回 |
| 協議の場の参加者（機関）数 | 52機関 | 52機関 |
| 保健 | 2 | 2 |
| 医療（精神科） | 5 | 6 |
| 医療（精神科以外）※訪問看護ステーション含む。 | 9 | 8 |
| 福祉（通所施設、相談支援事業所等） | 26 | 25 |
| 介護（ヘルパー事業所、居宅介護支援事業所等） | 4 | 5 |
| 当事者及び家族 | 1 | 1 |
| 調布市 | 5 | 5 |
| 協議の場における目標設定及び評価の実施回数 | 年1回実施 | 年1回実施 |

【目標2】精神障害者のサービス利用者数

第6期に引き続き、障害福祉サービス等の見込み量のうち、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に特に関わるとされるサービスの精神障害者の利用者数を見込みます。第7期より自立訓練（生活訓練）が活動指標に追加されました。

| サービス種別 | 単位 | 第7期計画 | | |
|----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | | R6年度 (2024年度) | R7年度 (2025年度) | R8年度 (2026年度) |
| 地域移行支援 | 全体の実利用者数（人） | 8 | 8 | 8 |
| | うち精神障害者の実利用者数（人） | 7 | 7 | 7 |
| 地域定着支援 | 全体の実利用者数（人） | 30 | 40 | 50 |
| | うち精神障害者の実利用者数（人） | 27 | 36 | 45 |
| 共同生活援助 | 全体の実利用者数（人） | 348 | 360 | 372 |
| | うち精神障害者の実利用者数（人） | 104 | 108 | 111 |
| 自立生活援助 | 全体の実利用者数（人） | 10 | 20 | 30 |
| | うち精神障害者の実利用者数（人） | 9 | 18 | 27 |
| 自立訓練 (生活訓練) | 全体の実利用者数（人） | 120 | 125 | 130 |
| | うち精神障害者の実利用者数（人） | 104 | 104 | 104 |

(3) 地域生活支援の充実（第7期障害福祉計画）

障害者の地域生活支援に必要な機能を集約し、地域におけるグループホームや障害者支援施設（入所施設）に附加したものである「地域生活支援拠点」を整備します。

地域の実情に応じて、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制（面的な体制）として整備することも可能とされています。

【地域生活支援拠点の機能】

- 地域生活への移行、相談
- グループホーム等の体験
- 緊急時の受入対応体制の確保
- 人材の確保・養成
- その他地域の体制づくり等

加えて、強度行動障害を有する者に関し、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることができます、「第7期障害福祉計画」より、国の基本指針に「成果目標」として位置付けられています。

第6期計画期間の振り返り

● 平成31年4月から「面的な体制」による運用を開始し、相談支援事業所を中心として各機能を担う関係機関による「調布市障害児・者地域生活支援拠点連絡会」を設置・開催しています。

連絡会は、「サービスのあり方検討会」と一体的な運用を図り、拠点機能に関わる地域課題の抽出を行い、「調布市障害者地域自立支援協議会」に結果の報告を行いました。

第7期計画における成果目標

【目標1】地域生活支援拠点等が有する機能の充実

○ 国の基本指針

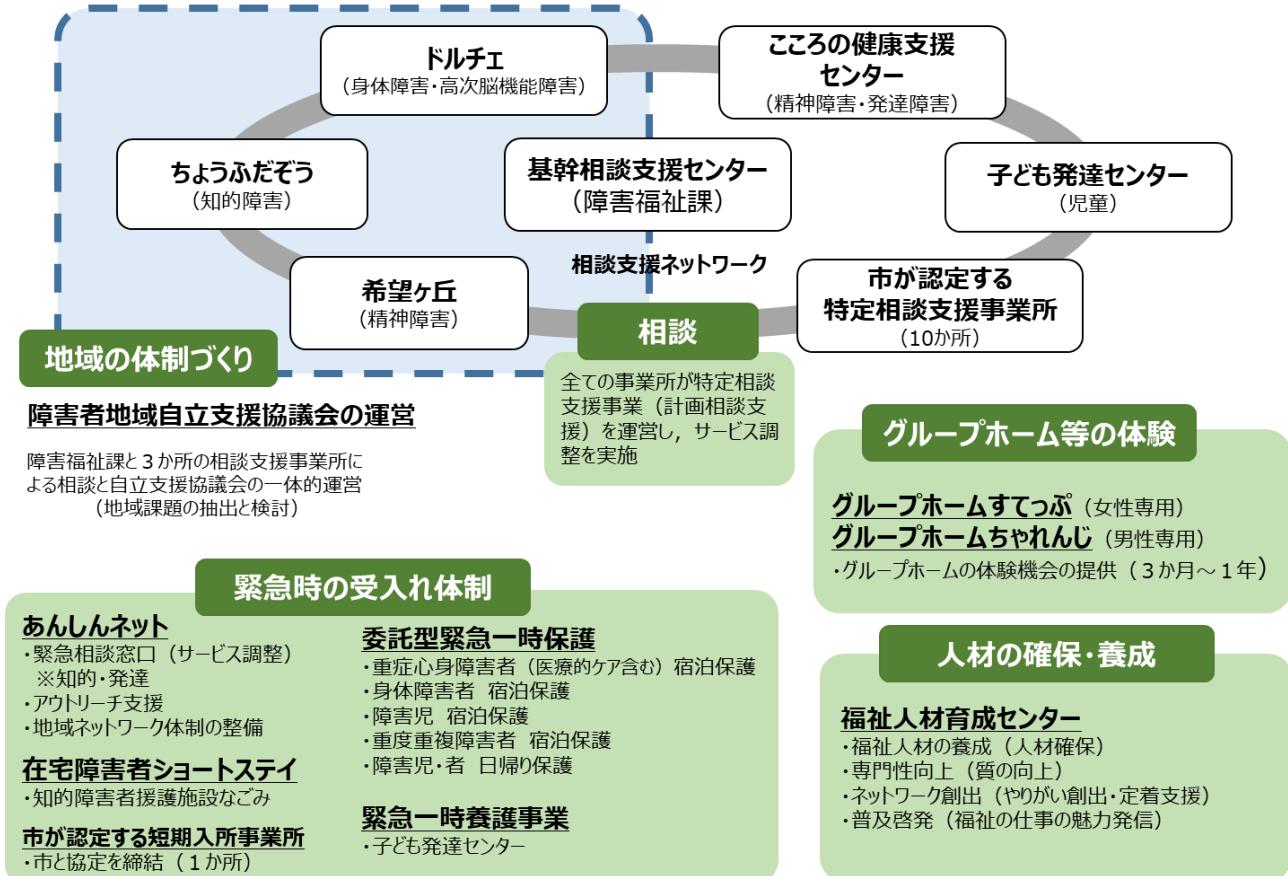
令和8年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

○ 調布市の考え方

引き続き「面的な体制」による拠点機能の維持・充実を図ります。

「調布市障害者地域生活支援拠点連絡会」において、運用状況の検証及び検討や、地域課題の抽出を行い、その結果を調布市障害者地域自立支援協議会に毎年度報告することとします。

調布市障害者（児）地域生活支援拠点（面的な体制）



【目標2】強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実

○ 国の基本指針

強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

○ 調布市の考え方

強度行動障害にも対応した新たな通所施設、短期入所施設の整備を進めるとともに、調布市福祉人材育成センターにおいて支援者の養成及び専門性の向上を図り、支援体制の充実を図ります。

① (仮称) 調布基地跡地福祉施設の整備 (74 ページ No.B-4-11)

令和8年1月の開所を目標に、都有地である西町の調布基地跡地において重度知的障害者（強度行動障害のある方を含む）向けの施設（通所、短期入所）を整備します。

② 調布市福祉人材育成センター (86 ページ No.C-1-01)

行動援護従業者養成研修の実施に加え、新たに事業所の強度行動障害等への対応力向上を図る研修の実施に取り組みます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等（第7期障害福祉計画）

より多くの障害者が一般就労できるよう、福祉施設での就労から企業等での一般就労への移行を推進します。

第6期計画期間の振り返り

第6期計画における国的基本指針に基づき、「福祉施設から一般就労への移行等」に係る成果目標を以下のとおり定め、取り組んでいます。

【目標1】就労移行支援事業等^(※1)を通じての一般就労への移行者数

| 項目 | 令和元年度 実績 | 令和4年度 実績 | 令和5年度 目標値 | |
|---------------|-------------|-------------|--------------|---------|
| 年間一般就労者数 | 36人 | 51人 | 47人 | 1.30倍 |
| うち 就労移行支援事業から | 28人 | 42人 | 37人 | 1.30倍以上 |
| 就労継続支援A型事業から | 0人 | 0人 | 1人 | — |
| 就労継続支援B型事業から | 6人 | 6人 | 8人 | 1.23倍以上 |
| その他事業から | 2人 | 3人 | 1人 | — |

※1 ここでは、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）をいいます。

【目標2】障害者就労支援事業^(※2)による一般就労者数

| | | |
|----------------|-----|-----------|
| 令和元年度の年間一般就労者数 | 81人 | |
| 令和5年度の年間一般就労者数 | 目標値 | 85人 |
| | 実績 | 41人（R4年度） |

※2 障害者の就労支援、定着支援等を実施する「障害者就労支援センター」で行う事業をいいます。

調布市では、ちょうど、こころの健康支援センター就労支援室ライズの2か所で実施しています。

【目標3】「就労定着支援」事業の利用する者の割合

| | |
|--|---------------------------------------|
| 令和元年度に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者のうち、「就労定着支援」を利用する者の割合 | 69.4% (25人) ^{*1} |
| 令和5年度に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者のうち、「就労定着支援」を利用する者の割合 | 目標値 70%以上 (33人以上) ^{*2} |
| | 実績 49.0% (25人) (R4年度) |

*1 令和元年度に新規に就労定着支援事業を利用開始した人数

*2 【目標1】の人数(47人) × 70% = 32.9人

【目標4】障害者就労支援事業による就労定着率

| | |
|---------------------------------------|--------------|
| 令和元年度における「就労定着支援」利用開始から1年後の就労定着率 | 77.4% |
| 令和5年度において就労定着率が80%以上となる市内就労定着支援事業所の割合 | 目標値 70%以上 |
| | 実績 調査中 |

- 目標2及び3については、目標値に達していません。引き続き目標達成に取り組むとともに、就労定着支援事業の利用拡大を図ります。

第7期計画における成果目標

【目標1】就労移行支援事業等を通じての一般就労への移行者数

○ 国の基本指針

令和8年度中の一般就労への移行者数を令和3年度の1.28倍以上

また、上記のうち、以下の事業からの一般就労への移行については個別に目標値を定める。

- ・就労移行支援 1.31倍以上
- ・就労継続支援A型 1.29倍以上
- ・就労継続支援B型 1.28倍以上

○ 調布市の考え方

国の基本指針に沿って目標値を定めます。

| 項目 | 令和3年度 実績 | 令和8年度 目標値 | |
|---------------|-------------|--------------|---------|
| 年間一般就労者数 | 55人 | 71人 | 1.28倍以上 |
| うち 就労移行支援事業から | 42人 | 55人 | 1.31倍以上 |
| 就労継続支援A型事業から | 3人 | 4人 | 1.29倍以上 |
| 就労継続支援B型事業から | 5人 | 7人 | 1.28倍以上 |
| その他事業から | 5人 | 5人 | — |

【目標2】障害者就労支援事業による一般就労者数

【目標1】に加え、就労移行支援事業等の障害福祉サービスの利用による就労に限らず、より広い視点で一般就労への移行を推進するため、第6期と同様に独自に以下の指標により目標値を定めます。

| | |
|----------------|---------------------|
| 令和3年度の年間一般就労者数 | 55人 |
| 令和8年度の年間一般就労者数 | 目標値 71人(1.28倍以上) |

【目標3】就労移行支援事業の利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合

○ 国の基本指針

就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上

○ 調布市の考え方

国の基本指針に沿って目標値を定めます。

| | |
|---|--------------|
| 令和4年度において利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合 が5割以上の市内就労移行支援事業所の割合 | 調査中 |
| 令和8年度において利用終了者に占める一般就労へ移行し た者の割合が5割以上の市内就労移行支援事業所の割合 | 目標値 50%以上 |

【目標4】就労定着支援事業の利用者数

○ 国の基本指針

令和8年度における就労定着支援事業の利用者数が令和3年度の1.41倍以上。

○ 調布市の考え方

国の基本指針に沿って目標値を定めます。

| | |
|--------------------|-------------------------|
| 令和3年度の「就労定着支援」利用者数 | 59人 |
| 令和8年度の「就労定着支援」利用者数 | 目標値 83人 (1.41倍以上) |

【目標5】「就労定着支援」事業所の就労定着率^(※)

○ 国の基本指針

令和8年度において、就労定着率^(※)が7割以上となる就労定着支援事業所が全体の2割5分以上

○ 調布市の考え方

国の基本指針に沿って目標値を定めます。

| | |
|--------------------------------------|--------------|
| 令和8年度において就労定着率が7割以上となる市内就労定着支援事業所の割合 | 目標値 25%以上 |
|--------------------------------------|--------------|

※ 過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者、またはしていた者の割合

(5) 障害児支援の提供体制の整備等（第3期障害児福祉計画）

第2期計画期間の振り返り

第2期計画における国の基本指針に基づき、「障害児支援の提供体制の整備等」に係る成果目標を以下のとおり定め、取り組んでいます。

【目標1】「児童発達支援センター」の設置

① 第2期計画における成果目標

- 令和2年10月から、市が設置する「調布市子ども発達センター」が児童発達支援センターに移行したため、既に設置済みとなります。引き続き地域における中核的な支援機関として、児童と保護者に寄り添った事業の充実を図るとともに、「本人支援」「家族支援」「地域支援」の各分野において、地域の関係機関との連携を図りながら支援体制の充実を図ります。

② 取組状況

「本人支援」「家族支援」「地域支援」の各分野において「調布市子ども発達センター」の事業及び支援体制の充実を図るため、令和3年度から巡回支援事業を開始しました。

また、令和4年度から発達相談コーディネーターを配置し相談体制を強化したほか、通園事業において、委託先の調布市社会福祉事業団に栄養士を配置するなど、事業の拡充や支援体制の強化を図りました。

【目標2】「保育所等訪問支援」を利用できる体制の構築

① 第2期計画における成果目標

- 既に「子ども発達センター」において事業を実施しており、今後も継続します。

② 取組状況

「調布市子ども発達センター」において継続的に事業を実施しています。

【目標3】重症心身障害児を支援する施設の確保

① 第2期計画における成果目標

○ 現在市内には重症心身障害児を主な対象とする放課後等デイサービス事業所が1か所ありますが、ニーズに対して十分でない状況です。引き続き放課後等デイサービス事業所の増加を図るとともに、未設置である児童発達支援事業所について、事業者との協議や開設支援を進めます。

② 取組状況

令和3年5月に新たに市内で重症心身障害児を主な対象とする多機能型事業所（児童発達支援、放課後等デイサービス）が開設しました。その後既存の放課後等デイサービス事業所も児童発達支援との多機能型に転換したことにより、市内事業所はいずれも2か所となっています。

| | | |
|-------------|------------|--------------------|
| 令和元年度末の事業所数 | 児童発達支援 | 0か所 |
| | 放課後等デイサービス | 1か所 |
| 令和5年度末の事業所数 | 児童発達支援 | 目標値 1か所 |
| | | 実績 2か所（R5年11月末） |
| | 放課後等デイサービス | 目標値 2か所 |
| | | 実績 2か所（R5年11月末） |

【目標4】医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置^(※)

① 第2期計画における成果目標

○ 協議の場については、令和3年2月に設置した「医療的ケア児支援関係機関連絡会」において、今後も医療的ケア児等への支援体制の充実に向け、関係機関と課題共有を行い、連携を図ります。

コーディネーターについては、「障害児（者）医療的ケア体制支援事業」として、平成30年度から障害福祉課に医療・福祉両面における支援のコーディネートを行う障害者福祉医療等相談員（看護師）を配置しており、今後も配置を継続します。

また、その他相談支援業務に従事する職員についても、養成研修の受講を進めます。

② 取組状況

医療的ケア児支援関係機関連絡会での話し合いを受け、医療的ケア児の市役所の相談窓口を案内するとともに、市がチームで保護者のニーズや課題に対応することを示すリーフレットを作成しました。また、保護者が医療的ケアの内容や状況等を、窓口ごとに説明する負担を軽減させるため、保護者の同意のもと、庁内各課で医療的ケア児への支援に必要な情報を共有する事業を開始しました。

「医療的ケアコーディネーター」を設置し、障害福祉課を中心に、子ども発達センター、市内放課後等デイサービス事業所で医療的ケア児の総合的な相談に対応しました。

その他の市内相談支援事業所においても、医療的ケア児コーディネーター養成研修の受講を推進しました。

| | |
|------------------------------------|-----------|
| 令和元年度末のコーディネーター ^(*) 配置数 | 2人 |
| 令和5年度末のコーディネーター ^(*) 配置数 | 目標値 3人 |
| | 実績 4人 |

※ 東京都が実施する「医療的ケア児コーディネーター養成研修」を修了した職員

【目標1】「児童発達支援センター」の設置（継続）

○ 国の基本指針

令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置

○ 調布市の考え方

令和2年10月から、市が設置する「調布市子ども発達センター」が「児童発達支援センター」として指定を受けており、設置済みとなります。引き続き地域における中核的な支援機関として、児童と保護者に寄り添った事業の充実を図るとともに、「本人支援」「家族支援」「地域支援」の各分野において、地域の関係機関との連携を図りながら支援体制の充実を図ります。

| | | |
|--------------------|-----|-----|
| 令和4年度末の児童発達支援センター数 | 1か所 | |
| 令和8年度末の児童発達支援センター数 | 目標値 | 1か所 |

【目標2】障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築

○ 国の基本指針

令和8年度末までに、全ての市町村において、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築

○ 調布市の考え方

市では、「調布市子ども発達センター」が保育所等訪問支援を実施しています。

保育所等訪問支援の提供体制を拡充するとともに、子ども発達センターの専門職による巡回支援事業等の子ども施設への支援を充実させ、保育所や幼稚園、小学校等の育ちの場において連携・協力しながら支援を行う体制を構築していきます。

【目標3】重症心身障害児を支援する施設の確保（継続）

○ 国の基本指針

令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保

○ 調布市の考え方

現在市内には重症心身障害児を主な対象とする児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が2か所あります。地域で生活する重症心身障害児や医療的ケア児は増加傾向にあり、今後もニーズが見込まれることから、引き続き事業所の増加を図るため、事業者との協議や開設支援を進めます。

| | | | |
|-------------|-----|------------|-----|
| 令和4年度末の事業所数 | | 児童発達支援 | 2か所 |
| | | 放課後等デイサービス | 2か所 |
| 令和8年度末の事業所数 | 目標値 | 児童発達支援 | 3か所 |
| | | 放課後等デイサービス | 3か所 |

【目標4】医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

○ 国の基本指針

令和8年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

○ 調布市の考え方

協議の場については、令和3年2月から設置している「医療的ケア児支援関係機関連絡会」において、医療的ケア児への支援体制の充実に向け、関係機関と課題共有を行い、引き続き連携を図ります。

コーディネーターについては、「障害児（者）医療的ケア体制支援事業」として、障害福祉課での障害者福祉医療等相談員（看護師）の配置を継続し、医療・福祉両面における支援のコーディネートを行います。

また、その他相談支援業務に従事する職員についても、養成研修の受講を進め、地域における医療的ケア児等の相談支援体制の整備を進めます。

| | |
|------------------------------------|------------|
| 令和4年度末のコーディネーター ^(*) 配置数 | 4人 |
| 令和8年度末のコーディネーター ^(*) 配置数 | 目標値 10人 |

※ 東京都が実施する「医療的ケア児コーディネーター養成研修」を修了した職員

(6) 相談支援体制の充実・強化等（第7期障害福祉計画）

地域の相談支援体制の充実・強化を図ります。

第6期計画の振り返り

第6期計画における国の基本指針に基づき、以下のとおり活動指標を定め、取り組んでいます。

【目標】相談支援体制の充実・強化等

- 市内相談支援事業所により構成する「サービスのあり方検討会」において、基幹相談支援センターである障害福祉課を中心に、相談支援体制の強化を図りました。活動指標に定める各項目は、「サービスのあり方検討会」の年間開催数を設定しています。

| 項目 | 令和元年度 実績 | 令和5年度 目標値 | 令和4年度 実績 |
|-----------------|--------------|--------------|-------------|
| 総合的・専門的な相談支援の実施 | 有 | 有 | 有 |
| 地域の相談支援体制の強化 | 専門的な指導・助言件数 | 6 件 | 6 件 |
| | 人材育成の支援件数 | 6 件 | 6 件 |
| | 連携強化の取組の実施回数 | 6 回 | 6 回 |

第7期計画における成果目標

【目標】相談支援体制の充実・強化等

○ 国の基本指針

令和8年度末までに、各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とし、以下の活動指標を設定する。

- ① 基幹相談支援センターの設置
- ② 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化
 - ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
 - ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
 - ・地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
 - ・個別事例の支援内容の検証の実施回数
 - ・基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数
- ③ 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善
 - ・相談支援事業所の参画による事例検討実施回数及び参加事業者・機関数
 - ・協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）

○ 調布市の考え方

引き続き基幹相談支援センター（障害福祉課）を中心とした相談支援体制体制を継続し、市内相談支援事業所により構成する「サービスのあり方検討会」において、相談支援専門員の質の向上や情報共有等体制の強化に努めます。

活動指標に定める「地域の相談支援体制の強化」に係る各項目は、「サービスのあり方検討会」の年間開催数を設定します。

| 項目 | 令和4年度 実績 | 令和8年度 目標値 |
|------------------------------------|--------------------------|--------------|
| 基幹相談支援センターの設置 | 有 | 有 |
| 地域の相談支援 体制の強化 | 専門的な指導・助言件数 | 6件 |
| | 人材育成の支援件数 | 6件 |
| | 連携強化の取組の実施回数 | 6回 |
| 個別事例の検討を 通じた地域のサービ ス基盤の開発・改善 | 事例検討実施回数 | 2回 |
| | 参加事業者数 | 13事業者 |
| | 専門部会 ^(※) の設置数 | 3か所 |
| | 専門部会の実施回数 | 12回 |

※ 調布市障害者地域自立支援協議会におけるワーキング

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(第7期障害福祉計画)

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施します。

第6期計画の振り返り

第6期計画における国の基本指針に基づき、以下のとおり活動指標を定め、取り組んでいます。

【目標①】障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- 調布市福祉人材育成センターが実施する専門研修については、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、新たにオンラインでの研修実施を導入し、参加人数が目標値以上に大幅に増加しました。
- 調布市福祉人材育成センターの専門研修として、障害福祉課職員による請求事務に関する研修を開催し、その内容において障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有を行いました。

| 項目 | 令和元年度 実績 | 令和5年度 目標値 | 令和4年度 実績 |
|--------------------------------|---|--------------|-------------|
| 障害福祉サービス等に 係る各種研 修の活用 | 東京都が実施する研修への市職 員 ^(※1) の参加人数 | 30人 | 40人 |
| | 調布市福祉人材育成センターが 実施する「専門研修」の参加人数 | 242人 | 300人 |
| 障害者自立支援審査支払等シス テムによる審査結果の共有 | 体制の有無 | 無 | 有 |
| | 実施回数 | 0回 | 1回 |

※1 障害福祉課及び子ども発達センターで相談支援等の業務に従事する職員

【目標1】障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築**○ 国の基本指針**

令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とし、以下の活動指標を設定する。

① 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込み

② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込み

○ 調布市の考え方

各種研修への参加人数については、市職員の参加に加え、引き続き市独自の指標として、調布市福祉人材育成センターが実施する専門研修への参加人数をあわせて目標値として定めます。

審査結果の分析及び結果の共有についても、引き続き事業者向けの研修や集団指導等により実施することとします。

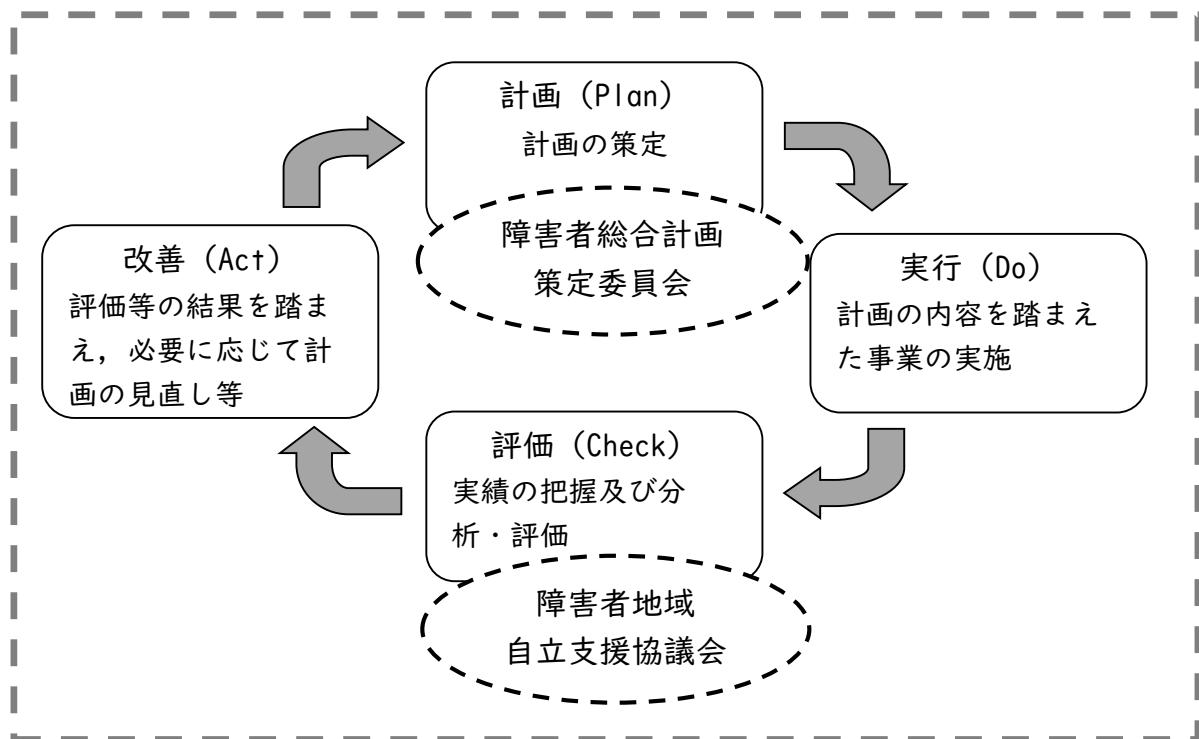
| 項目 | 令和4年度 実績 | 令和8年度 目標値 |
|---------------------------------|---|--------------|
| 障害福祉 サービス等 に係る各種 研修の活用 | 東京都が実施する研修への 市職員 ^(※1) の参加人数 | 42人 |
| | 調布市福祉人材育成センターが 実施する「専門研修」の参加人数 | 1,213人 |
| 障害者自立支援審査支払等システム による審査結果の共有 | 体制の有無 | 有 |
| | 実施回数 | 1回 |

※1 障害福祉課及び子ども発達センターで相談支援等の業務に従事する職員

第5章 計画の推進

この計画で定めた事業計画等に対する進捗状況については、毎年、「調布市障害者地域自立支援協議会」に報告し、点検・評価を行います。

■ 「調布市障害者総合計画」におけるP D C Aサイクルイメージ図



調布市障害者地域自立支援協議会では、計画の進捗状況や制度、社会等の変化を踏まえ、障害のある方の地域生活におけるその時々の課題に沿った検討テーマを設定し、より良い地域づくりのために協議、検討を行っていきます。

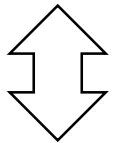
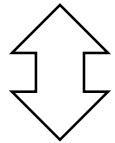
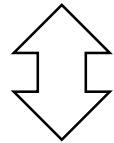
自立支援協議会内に設置した「障害者差別解消支援地域協議会」では、相談事例や合理的配慮の好事例を共有することで、共生社会の充実に向けて取り組んでいます。

引き続き、両協議会を一体的に運営していくことで、一層の障害者差別の解消及び障害理解の推進を図っていきます。

■調布市障害者地域自立支援協議会の構成（令和5年度）

全体会（兼 障害者差別解消支援地域協議会）

- 地域で暮らす基盤（サービスや仕組み）づくりへの提言



ワーキング1

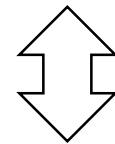
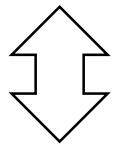
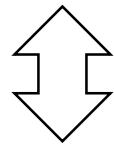
テーマ：福祉にフィットしない方たちの次の選択肢を考える

ワーキング2

テーマ：学齢期の福祉教育を考える

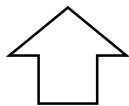
ワーキング3

テーマ：医療と福祉の相互理解について



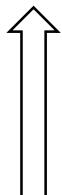
運営会議（運営委員+相談支援事業所+障害福祉課）

- ワーキングで検討する地域課題（案）を選定



**サービスのあり方検討会（市内特定相談支援事業所）
障害者（児）地域生活支援拠点連絡会（拠点を構成する事業所等）**

- 一人ひとりの希望（ニーズ）を地域の課題としてとらえる



個別支援会議

個別支援会議

個別支援会議

個別支援会議

個別支援会議

個別支援会議

個別支援会議

あとがき

(略)

<資料>

(予定)

資料1 障害福祉関連基本データ

- (1) 調布市の人ロ
- (2) 身体障害者手帳所持者数
- (3) 愛の手帳所持者数
- (4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数
- (5) 自立支援医療（精神通院）受給者数
- (6) 難病患者医療費等助成申請件数

資料2 計画の検討体制及び経過

- (1) 調布市障害者総合計画策定事業実施要領
- (2) 調布市障害者総合計画策定委員会 委員名簿
- (3) 調布市障害者総合計画策定委員会 審議経過
- (4) 令和4年度調布市民福祉ニーズ調査 実施概要
- (5) 関係機関ヒアリング等 実施概要
- (6) 調布市障害者地域自立支援協議会からの意見具申
- (7) 調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会からの意見具申
- (8) 市民説明会 実施概要
- (9) パブリック・コメント手続 実施概要

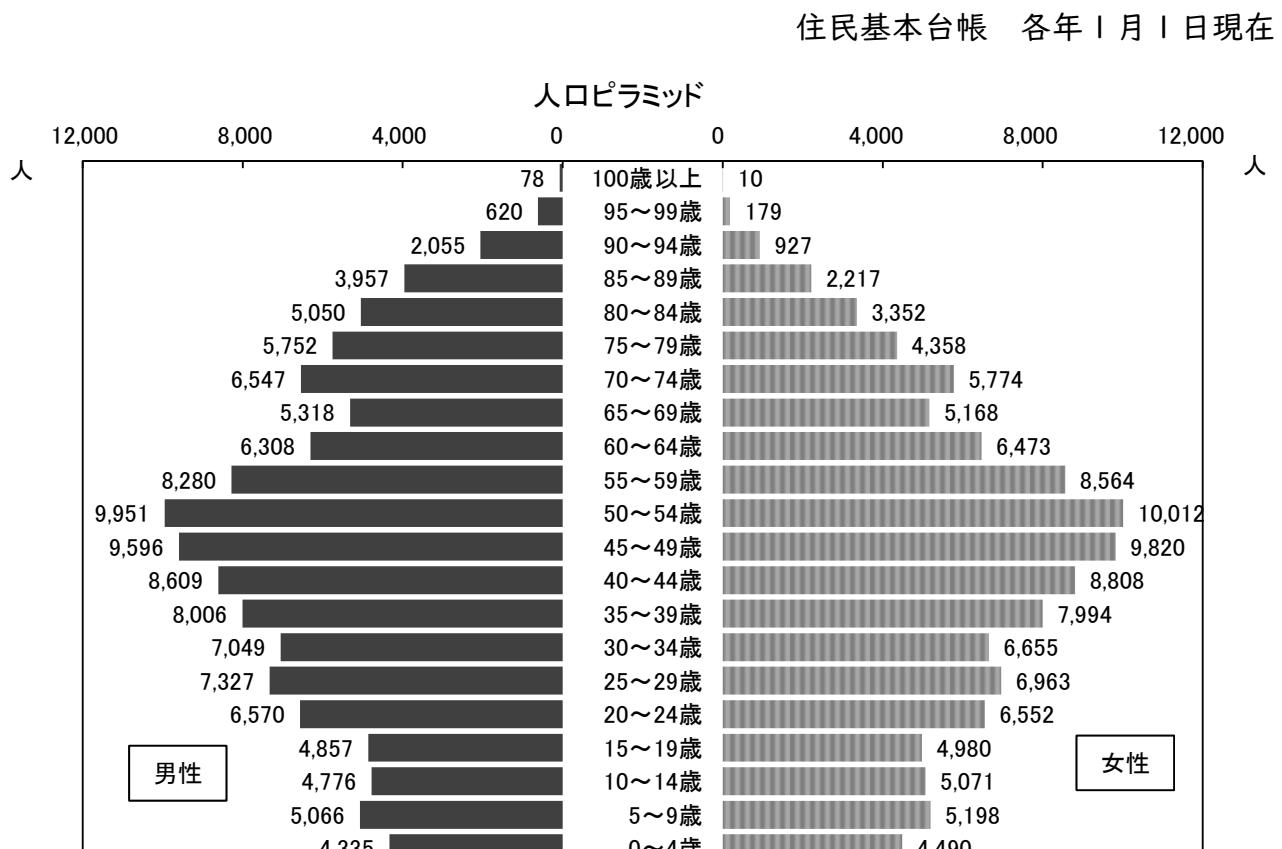
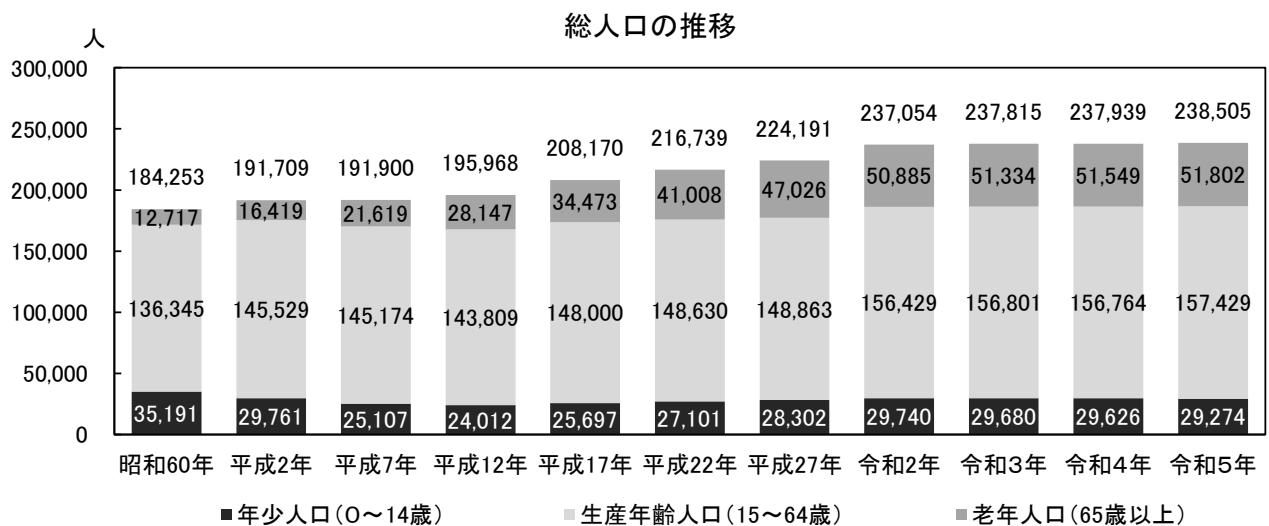
資料3 計画に係る根拠法令（抄）

- (1) 障害者基本法
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- (3) 児童福祉法

資料Ⅰ 障害福祉関連基本データ

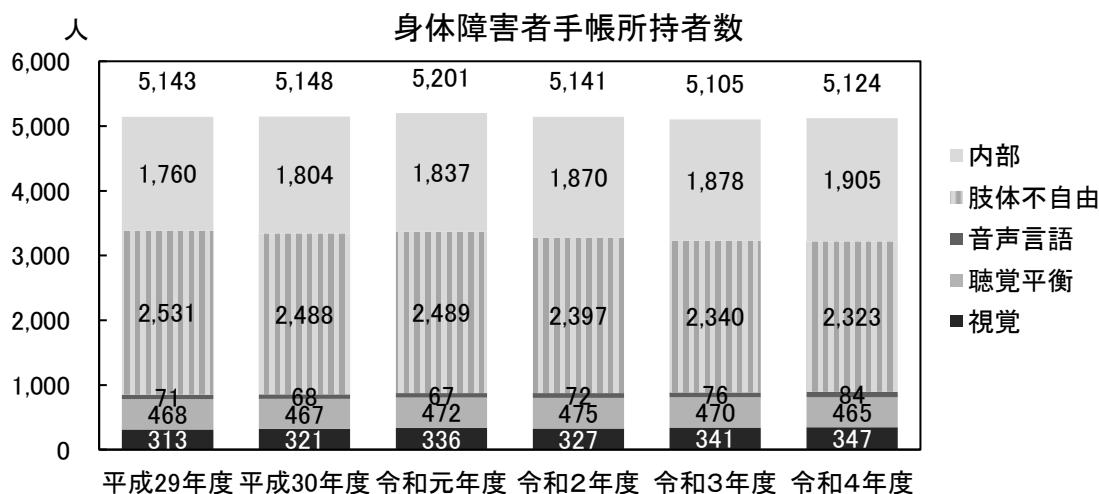
(Ⅰ) 調布市の人口

市の将来人口は今後も緩やかに増加を続けることが予想されますが、徐々に増加幅は縮小し、令和2年をピークに減少に転じることが見込まれています。



(2) 身体障害者手帳所持者数

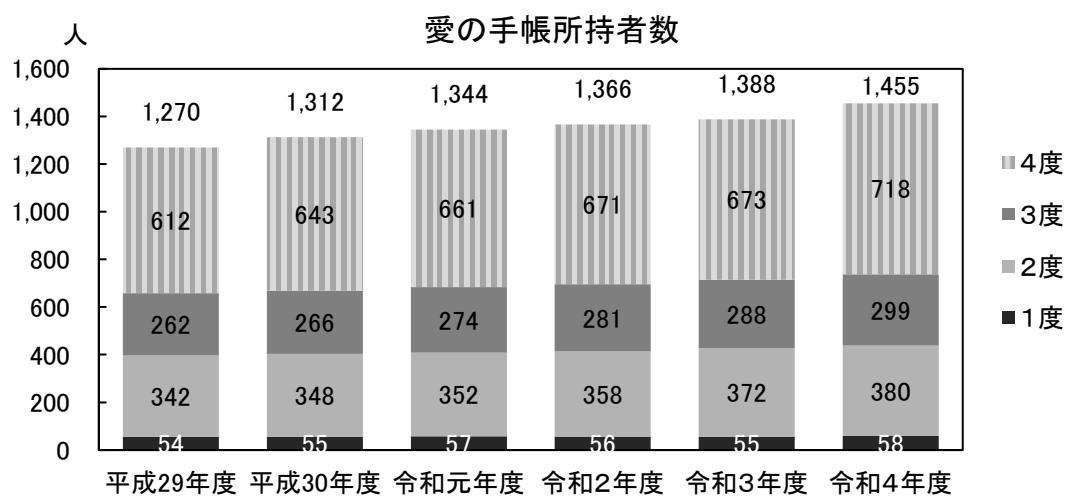
毎年増加していましたが令和2年度以降減少に転じており、令和4年度末は5,124人と横ばいで推移しています。障害種別は「肢体不自由」が最も多く、次に「内部」が続きます。



調布市事務報告書 年度末

(3) 愛の手帳所持者数

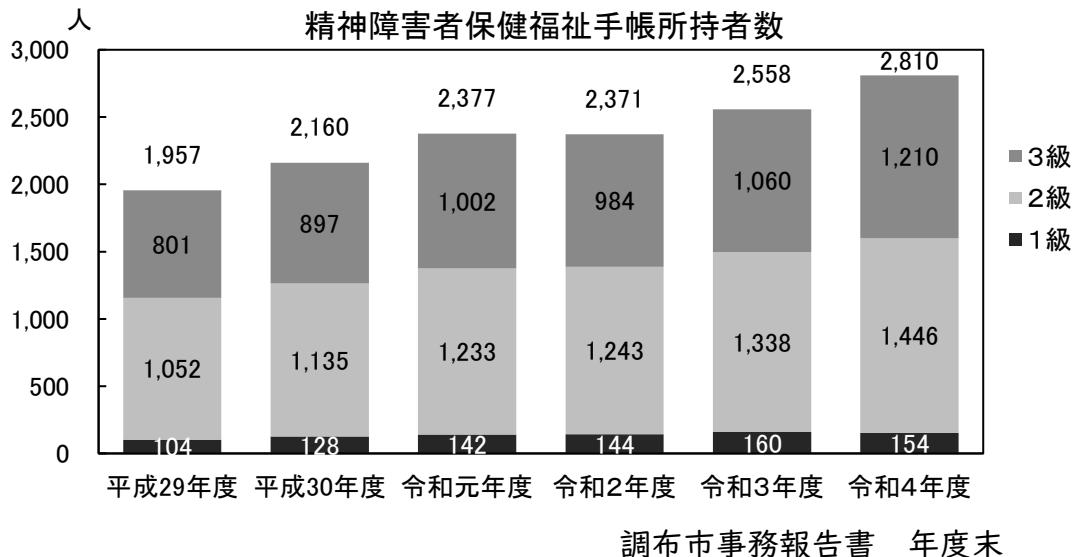
毎年増加傾向にあり、令和4年度末は1,455人となっています。程度別では「4度（軽度）」が最も多くなっています。



調布市事務報告書 年度末

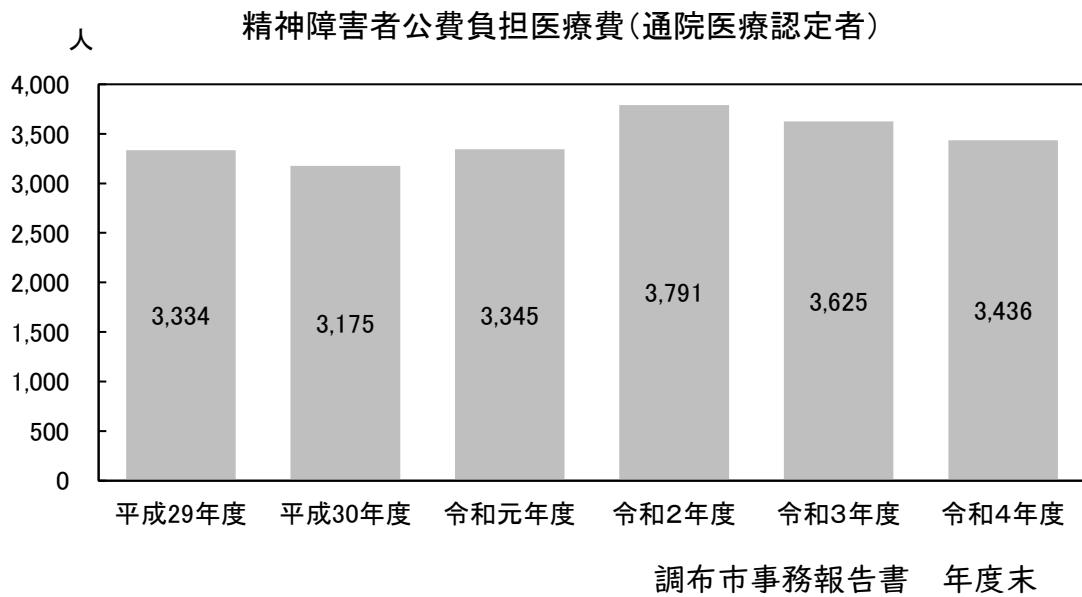
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

毎年増加傾向にあり、令和3年度末は2,810人となっています。等級別では「2級」が最も多くなっています。



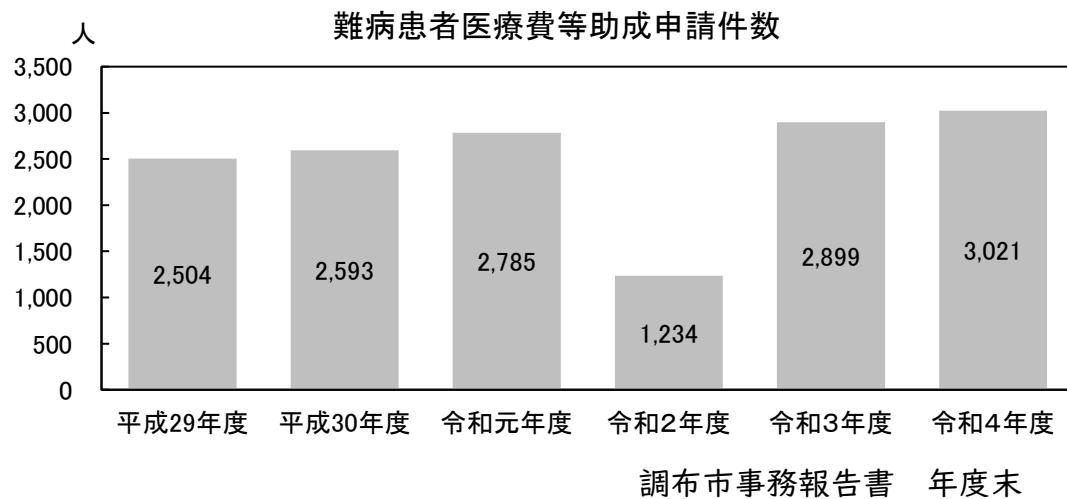
(5) 自立支援医療（精神通院）認定者数

横ばいで推移しており、令和4年度末は3,436人となっています。



(6) 難病患者医療費等助成申請件数

増加傾向にあり、令和4年度は3,021件となっています。なお、新型コロナウイルスの影響に伴い、令和2年度は更新申請が不要となったため、申請件数が減少しました。



資料2 計画の検討体制及び経過

(1) 調布市障害者総合計画策定事業実施要領

第1 目的

この要領は、調布市が平成30年3月に策定し、令和3年3月に一部改訂を行った「調布市障害者総合計画」（平成30年度から令和5年度。以下総称して「現計画」という。）の改定として、調布市において障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に基づく市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画を一体として策定する令和6年度以降の調布市障害者総合計画（以下「次期計画」という。）の策定について必要な事項を定めるものとする。

第2 計画期間

次期計画の期間は、以下の各号に定めるところによる。

- (1) 調布市障害者計画 令和6年度から令和11年度まで
- (2) 第7期調布市障害福祉計画 令和6年度から令和8年度まで
- (3) 第3期調布市障害児福祉計画 令和6年度から令和8年度まで

第3 計画策定支援業務の委託

市長は、次期計画の策定事業（以下「事業」という。）に係る計画策定支援業務を民間の調査研究機関に委託することができる。

第4 事業内容

事業の内容は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 調布市障害者総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）の運営に関すること。
- (2) 調布市障害者総合計画策定庁内連絡会（以下「連絡会」という。）の運営に関すること。
- (3) 次期計画の策定に必要な調査、情報収集及び分析に関すること。
- (4) 次期計画の策定に関すること。

第5 委員会

委員会は、現計画の進捗状況、地域における障害者福祉に係るニーズの状況並びに国及び社会の動向等を踏まえ、次期計画について検討を行い、計画案を作成し、市長に報告する。

2 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が推薦する者23人以内をもって組織する。

- (1) 当事者 2人
- (2) 市民代表（公募） 2人以内
- (3) 障害者団体代表 6人以内
- (4) 保健・医療・福祉に関する事業に経験を有する者 11人以内
- (5) 保健・医療・福祉に関する学識経験者 2人以内

3 市長は、特に必要があると認めたときは、前項各号に掲げる者以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

4 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 5 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- 6 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 8 委員会は、委員長が招集する。

第6 連絡会

連絡会は、委員会での検討を踏まえ、計画策定に係る情報収集及び資料作成等を行い、委員会に報告する。

- 2 連絡会は、市の職員から、市長が任命する者12人以内をもって組織する。

第7 庶務

委員会及び連絡会の庶務は、福祉健康部障害福祉課において処理する。

第8 事業実施期間

本事業の実施期間は、施行の日から令和6年3月31日までとする。

第9 雜則

この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、決裁の日から施行し、事業実施期間終了をもって廃止する。

(2) 調布市障害者総合計画策定委員会 委員名簿

◎…委員長 ○…副委員長

(敬称略・順不同)

| | 氏名 | 所属・肩書等 | 分野 |
|----|---------------------|---|------------------------------------|
| 1 | 木下 大生 きのした だいせい | 武蔵野大学 人間科学部 社会福祉学科 教授 | 学識経験者 |
| 2 | 青木 裕見 あおき ゆみ | 聖路加国際大学大学院 看護学研究科 准教授 | |
| 3 | 西田 伸一 にしだ しんいち | 公益社団法人調布市医師会 会長 (医療社団法人梶社会 西田医院 院長) | |
| 4 | 村田 功 むらた いさお | 一般社団法人調布市歯科医師会 会長 (村田歯科医院 院長) | |
| 5 | 新津 敏男 にいつ としや | 調布市民生児童委員協議会 障がい福祉部会 幹事(書記) | |
| 6 | 大澤 宏章 おおさわ ひろあき | 調布市福祉作業所等連絡会 代表 (特定非営利活動法人羽ばたく会 めじろ作業所 施設長) | |
| 7 | 朝香 ちよみ あさか ちよみ | 調布市福祉作業所等連絡会(児童部会) (特定非営利活動法人ふみ月の会 ふみ月チャレンジ染地 施設長) | |
| 8 | 前田 雄太 まえだ ゆうた | 社会福祉法人調布市社会福祉協議会 地域福祉推進課 在宅支援担当課長補佐 | 保健・医療・ 福祉に関する 事業に経験を 有する者 |
| 9 | 福田 信介 ふくだ しんすけ | 社会福祉法人調布市社会福祉事業団 調布市障害者地域生活・就労支援センターちょうふだぞう 主任 | |
| 10 | 大光 加奈子 だいこう かなこ | 社会福祉法人調布市社会福祉協議会 こころの健康支援課 福祉人材育成係長 | |
| 11 | 栗城 耕平 くりきょう こうへい | 調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会 (社会福祉法人新樹会 地域生活支援センター希望ヶ丘 施設長) | |
| 12 | 茅野 多実 ちののや たみ | 株式会社 AT 通所運動療育アットスクール調布 管理者 | |
| 13 | 二宮 啓子 にのみや けいこ | 東京都立調布特別支援学校 主幹教諭 特別支援教育コーディネーター | |
| 14 | 江口 正和 えぐち ただかず | 調布市身体障害者福祉協会 会長 | |
| 15 | 秋吉 昭良 あきよし あきら | 調布市聴覚障害者協会 副会長 | |
| 16 | 愛沢 法子 あいざわ のりこ | 調布市視覚障害者福祉協会 会長 | |
| 17 | 江頭 由香 えがしら ゆか | 調布精神障害者家族会かささぎ会 会長 | |
| 18 | 進藤 美左 しんどう みさ | 特定非営利活動法人調布心身障害児・者親の会 会長 | |
| 19 | 伊地山 敏 いぢやま とし | 調布市高次脳機能障害者支援機関連絡会 (杜のハーモニー♪ 代表) | |
| 20 | 近藤 浩 こんどう ひろし | 当事者 | 当事者 |
| 21 | 石島 彩子 いしまじま さいこ | 当事者 | |
| 22 | 秋元 妙美 あきもと たえみ | 市民公募委員 | 市民代表 (公募) |
| 23 | 雨下 美香 あましも みか | 市民公募委員 | |

(3) 調布市障害者総合計画策定委員会 審議経過

令和4年度

| 時期 | 計画策定委員会（主な議題） |
|----------------------------------|---|
| 令和4年 7月28日(木) | 第1回委員会 ・市民福祉ニーズ調査について |
| 令和4年 10月13日(木) 18:30-20:30 | 第2回委員会 ・計画の進捗状況について ・ヒアリング調査（仮）について |
| 令和5年 1月26日(木) 18:30-20:30 | 第3回委員会 ・障害者地域自立支援協議会等からの意見具申 ・市民福祉ニーズ調査結果（速報）について |
| 令和5年 3月9日(木) 18:30-20:30 | 第4回委員会 ・市民福祉ニーズ調査結果について ・中間報告書（案）について |
| 令和5年3月末 | 中間報告書の作成・公表 |

令和5年度

| 時期 | 議題（案） |
|--------------------------|---|
| 5月25日(木) 19:00-21:00 | 第5回委員会 ・中間報告書について ・令和4年度調布市市民福祉ニーズ調査報告書について ・検討スケジュールについて ・次期計画の理念・施策体系について |
| 6月22日(木) 19:00-21:00 | 第6回委員会 ・次期計画の理念・施策体系について ・テーマ別検討：相談支援体制について（A1） |
| 7月27日(木) 19:00-21:00 | 第7回委員会 ・テーマ別検討：生涯にわたる支援（A2～A7） |
| 8月31日(木) 19:00-21:00 | 第8回委員会 ・テーマ別検討：子ども期（B1～B3） ：成人期・高齢期（B4～B6） |
| 9月28日(木) 19:00-21:00 | 第9回委員会 ・テーマ別検討：地域の環境づくり（D1～D7） |
| 11月2日(木) 19:00-21:00 | 第10回委員会 ・テーマ別検討：障害福祉サービスの基盤整備（C1～2） ・障害福祉サービス等の見込み量・目標値について (⇒見込み量、目標値は東京都にも10-11月頃に報告、調整) |
| 11月30日(木) 19:00-21:00 | 第11回委員会 ・計画案について |

| | |
|-------------------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・障害福祉サービス等の見込み量・目標値について・地域生活支援事業の見込み量等について・説明会、パブリック・コメントの実施について |
| 2月29日(木) 19:00-21:00 | 第12回委員会 <ul style="list-style-type: none">・説明会、パブリック・コメントの結果について・計画案について |

(4) 令和4年度調布市民福祉ニーズ調査 実施概要

①アンケート調査

調査結果は別途「令和4年度調布市民福祉ニーズ調査報告書」としてまとめています。

- 調査方法
 - ・調査票の郵送配付
 - ・郵送回答／専用ウェブサイトからのインターネット回答
(回答者が選択)
 - ・督促礼状を対象者全員に送付(1回)
- 調査期間 令和4年10月13日(木)～令和4年10月31日(月)
- 調査地域 市全域
- 調査の対象者・人数・回答数

| 調査名 | 調査対象 | 調査人数 | 回答数(回答率) [内訳:郵送, WEB] | |
|------------------------------------|--------------------------------|--|--------------------------------------|---|
| 誰もが暮らしやすいまちづくりのための福祉に関するアンケート | 18歳以上の市民(市内在住) | 2,000人 | 815人(40.8%) [602人, 213人] | |
| 高齢者が暮らしやすいまちづくりのための福祉に関するアンケート | 65歳以上の市民(市内在住) | 2,000人 | 1,203人(60.2%) [1,131人, 72人] | |
| 障害のある人が暮らしやすいまちづくりのための福祉に関するアンケート | 18歳以上の障害者手帳や特定医療費(指定難病)受給者証所持者 | ①身体障害者手帳所持者(64歳以下) ②身体障害者手帳所持者(65歳以上) ③愛の手帳所持者 ④精神障害者保健福祉手帳所持者 ⑤難病患者 | 400人 400人 300人 400人 300人 | 213人(53.3%) [158人, 55人] 237人(59.3%) [229人, 8人] 182人(60.7%) [168人, 14人] 177人(44.3%) [128人, 49人] 172人(57.3%) [143人, 29人] |
| 子どもと保護者が暮らしやすいまちづくりのための福祉に関するアンケート | 18歳未満の障害者手帳や児童福祉通所受給者証所持者の保護者 | 200人 | 130人(65.0%) [90人, 40人] | |
| 合計 | | 6,000人 | 3,129人(52.2%) [2,649人, 480人] | |

②住民懇談会

- 実施時期 令和4年10月29日(土)～令和4年11月19日(土)
計4回(8つの福祉圏域のうち、2圏域ずつ合同で開催)
- 参加者数 75人
- テーマ 「気持ちをつなぐワークショップ」
- 実施方法 圏域ごとに6～7人グループでディスカッション・情報交換

(5) 関係機関ヒアリング等 実施概要

関係機関へ直接聞き取りを行う「ヒアリング調査」に加え、既存の市の協議体等を活用して課題抽出等を行いました。

①関係機関ヒアリング

- 実施時期 令和4年12月～令和5年1月
- 実施箇所数 個別ヒアリング8か所
- 実施方法 面接による直接聞き取り
- ヒアリング先

| 分野 | ヒアリング先 | 主なポイント・視点 |
|-----------|--------------|--|
| 地域福祉 | 地域福祉コーディネーター | <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動における障害児・者と家族 ・地域福祉・包括的な支援体制 |
| 保育 | 保育園 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害児の受け入れ状況と課題 ・家庭・家族支援 ・福祉サービス事業者との連携 |
| 重心 医ケア | 特別支援学校 | <ul style="list-style-type: none"> ・超重症心身障害児（訪問学級）の状況 ・超重症心身障害児の生活上の課題 |
| 高齢福祉 | 地域包括支援センター | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢障害者の支援（介護保険サービスとの連携） ・高齢の親と障害のある子どもの世帯等の支援 |
| 文化芸術 | 特例子会社 | <ul style="list-style-type: none"> ・社内での芸術活動の取組状況とその効果 ・社外への発表・交流の機会 |
| スポーツ | スポーツクラブ | <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある利用者の受け入れ状況 ・対応における工夫・課題 |
| 商業 | 飲食店 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある来店客への合理的配慮 ・店内のバリアフリー化 ・従業員の障害理解 |
| 交通 | 鉄道事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ヘルプマーク（カード）や障害者差別解消法の浸透 ・スタッフ養成、研修等における課題 ・一般利用客への理解、周知 |

②協議の場の活用

○ 実施先

| 分野 | ヒアリング先 | 主なポイント・視点 |
|------------|------------------------------|--------------------------------------|
| 医療的 ケア児 | 調布市医療的ケア児 支援関係機関連絡会 | ・医療的ケア児の地域生活におけるニーズ・課題 |
| スポーツ | 調布市障害者スキー ツの振興における協 議体 | ・障害者の運動・スポーツ機会の確保 ・障害分野とスポーツ分野の連携 |
| 住まい | 調布市居住支援協議 会 | ・一般住宅における障害者の住まいの確保 ・居住支援協議会の取組 |

(6) 調布市障害者地域自立支援協議会からの意見具申

○ 意見具申の骨格

- I 重要課題（これまで地域課題として採択し議論してきた課題）
- ① 非常に備えた通所系事業所と相談支援事業所の連携強化が必要
 - ② 当事者による障害理解の促進・普及啓発を行うための人材育成や発信する場が必要
 - ③ 障害福祉サービスの円滑な導入のための仕組みづくりが必要

2 その他

上記以外の地域課題や現在進行中のワーキンググループにおける課題は、
まとまり次第、別途意見を提出予定

(7) 調布地域精神保健福祉ネットワーク連絡会からの意見具申

○ 意見具申の骨格

- I 地域生活を続けるための社会資源の体制整備が必要
- 2 切れ目のない支援のために分野を越えた連携が必要

(8) 福祉3計画合同説明会 実施概要

調布市地域福祉計画・第9期調布市高齢者総合計画と合同開催

日 時：12月23日（土）10:30～12:00

場 所：調布市総合福祉センター

参加者：

(9) パブリック・コメント手続 実施概要

実施期間：令和5年12月20日（水）～令和6年1月19日（金）

実施場所：

意見提出件数

資料3 計画に係る根拠法令（抄）

（1）障害者基本法（昭和45年法律第84号）

（障害者基本計画等）

第11条（略）

2（略）

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

4～9（略）

（2）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

（平成17年法律第123号）※令和6年4月1日施行予定分

（市町村障害福祉計画）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保の方策
- 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第八十九条の二の二第一項の規定により公表された結果その他のこの法律に基づく業務の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

- 6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- 7 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会（以下この項及び第八十九条第八項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- 10 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならぬ。
- 11 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 12 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第88条の2 市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

（3）児童福祉法（昭和22年法律第164号）※令和6年4月1日施行予定分

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

- ② 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- ③ 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項
- ④ 市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。

- ⑤ 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第三十三条の二第一項の規定により公表された結果その他のこの法律に基づく業務の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- ⑥ 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- ⑦ 市町村障害児福祉計画は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- ⑧ 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ⑨ 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聞くよう努めなければならない。
- ⑩ 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聽かなければならぬ。
- ⑪ 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聽かなければならぬ。
- ⑫ 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならぬ。

第33条の21 市町村は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（市町村障害児福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害児福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

「(仮称) ワークライフカレッジすとっく」の設置について (調布市知的障害者援護施設条例の一部改正)

1 改正内容

知的障害者に企業での一般就労へ向けての訓練を行う通所施設「調布市知的障害者援護施設すまいる分室」を拡大移転し、新たに「(仮称) ワークライフカレッジすとっく」を設置するもの。

2 目的

障害者の一般就労が拡大する一方、引きこもり状態にある障害者の就労準備や、就労困難な障害者の生活課題および社会的スキル不足への対応、離職者の再就職支援など、就労に関するニーズの多様化が課題となっている。

これらの課題解決のため、現在、知的障害者の就労支援を行っている「すまいる分室」を拡大移転するとともに、新たに就労の前段階として、社会的スキル等の習得を目的とした訓練プログラムを行いながら、長期的な視点から緩やかに就労への移行を目指す事業（自立訓練事業）を開始し、就労面及び生活面の支援を一体的に提供し、障害者が一層働ける社会の実現を図る。

3 新旧事業の比較

| | 現行 | 改正後 |
|------|--------------------|--|
| 名称 | すまいる分室 | (仮称) ワークライフカレッジすとっく |
| 所在地 | 国領町3丁目19番地1 | 国領町7丁目34番地1他 |
| 実施事業 | 就労移行支援（定員7人） | <u>自立訓練（生活訓練）（定員10人）</u> <u>就労移行支援（定員10人）</u> |
| 運営 | (社福) 調布市社会福祉事業団に委託 | (社福) 調布市社会福祉事業団に委託 |

4 設置予定建物

土地所有者が新築した建物を市が賃貸。

(敷地面積) 1701.96 m² (建物延床面積) 1212.90 m² (竣工予定) 令和6年1月
(1階及び2階の一部) (仮称) デイセンターまなびや国領
(2階の一部) (仮称) ワークライフカレッジすとっく

5 開設時期（予定）

令和6年4月1日